

重要文化財（建造物）旧角海家住宅保存活用計画
（案）

令和6（2024）年3月

輪 島 市

－例言－

1. 本書は、輪島市門前町黒島町に所在する「重要文化財（建造物） 旧角海家住宅」の保存活用計画（以下、「本計画」という）である。
2. 本計画の策定は、輪島市教育委員会文化課が事業主体となり、文化庁の令和4, 5（2022, 2023）年度国庫補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、学識経験者や地域住民からなる有識者会議において、合計●回の検討を行った。
4. 本計画の策定は、文化庁並びに石川県教育委員会からの指導・助言を得て行い、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針並びに重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領を指針とした。
5. 本書の策定にあたり、株式会社東洋設計に計画策定支援業務を委託した。

目 次

第1章 計画概要	1
1. 計画の作成	1
(1) 計画作成年月日	1
(2) 計画作成者	1
(3) 計画期間	1
(4) 保存活用計画の名称	1
(5) 計画策定の経緯	1
(6) 計画の位置付け	3
2. 文化財の名称等	4
(1) 重要文化財（建造物）の名称	4
(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式	4
(3) 所有者等の氏名及び住所	4
3. 文化財の概要	5
(1) 文化財の構成	5
(2) 文化財の概要	11
(3) 文化財の価値	13
4. 文化財保護の経緯	16
(1) 保存事業履歴	16
(2) 活用履歴	17
5. 保護の現状と課題	18
(1) 保存の現状と課題	18
(2) 活用の現状と課題	18
6. 計画の概要	19
(1) 計画区域	19
(2) 計画の目的	20
(3) 基本方針	20
(4) 計画の構成	20
第2章 保存管理計画	21
1. 保存管理の状況	21
(1) 保存状況	21
(2) 管理状況	22
2. 保護の方針	22
(1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方	22
(2) 部分の設定と保護の方針	22
(3) 部位の設定と保護の方針	27
3. 管理計画	63
(1) 管理の体制	63
(2) 管理方法	64
4. 修理計画	66
(1) 当面必要な保存修理等の措置	66
(2) 事後届出にできる保存修理等	68

(3) 今後の保存修理計画	68
第3章 環境保全計画	69
1. 環境保全の現状と課題	69
(1) 現状	69
(2) 課題	72
2. 環境保全の基本方針	74
3. 区域の区分と保全方針	74
(1) 区域の区分	74
(2) 各区域の保全方針	76
4. 建造物の区分と保護の方針	77
(1) 建造物の区分	77
(2) 建造物保護の方針	77
5. 防災上の課題と対策	79
(1) 防災上の課題	79
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	82
(3) 環境保全施設整備計画	82
第4章 防災計画	83
1. 防火・防犯対策	83
(1) 火災時の安全性に係る課題	83
(2) 防火管理計画	90
(3) 防犯計画	93
(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画	94
2. 耐震対策	99
(1) 保存修理工事の概要	99
(2) 地震時の対処方法	100
3. 耐風対策	101
(1) 被害の想定	101
(2) 今後の対処方針	101
第5章 活用計画	102
1. 公開その他の活用の基本方針	102
(1) 現状	102
(2) 公開活用の基本方針	102
2. 公開計画	103
(1) 旧角海家住宅の公開範囲及びエリア	103
(2) 関連資料等の展示公開	105
3. 活用基本計画	107
(1) 計画条件の整理	107
(2) 建築計画	107
(3) 外構及び周辺整備計画	113
(4) 管理・運営計画	113
4. 実施に向けての課題	113
(1) 建築的課題	113
(2) 管理・運営に関する課題	113

第6章 保護に係る諸手続.....	114
1. 文化庁長官への届け出を要する行為.....	114
(1) 所有者・管理責任者の変更.....	114
(2) 所有者又は管理責任者の指名・名称・住所の変更.....	114
(3) 滅失・き損・亡失・盗難.....	114
(4) 修理.....	114
2. 文化庁長官の許可を要する行為.....	116
(1) 現状変更.....	116
(2) 保存に影響を及ぼす行為.....	116
(3) 許可申請が必要な物件.....	116
3. 計画の改定に係る手続き.....	117

第1章 計画概要

1. 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和6(2024)年3月31日

(2) 計画作成者

計画作成者は、旧角海家住宅の所有者である輪島市とする。

(3) 計画期間

令和6(2024)年4月1日から10年間とする。

ただし、事業の進捗及び関係法令や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改訂を行うこととする。

(4) 保存活用計画の名称

重要文化財(建造物)旧角海家住宅保存活用計画

(5) 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者及び関係機関、地元代表者等によって構成される有識者会議において計画内容を審議し、助言をいただいた。また、文化庁及び石川県教育委員会より、本計画策定に向けた指導・助言をいただいた。

表-1 有識者会議(輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会 令和4年度委員構成)

	氏名	専門分野等	役職等	備考
1	中森 勉	建築史	金沢工業大学名誉教授	会長
2	北浦 勝	防災	金沢大学名誉教授	委員
3	東四柳 史明	郷土史	金沢学院大学名誉教授	委員
4	坂本 英之	建築	金沢美術工芸大学名誉教授	委員
5	須田 達	建築	金沢工業大学教授	委員
6	大向 稔	郷土史	輪島市文化財保護審議会委員	委員
7	芦崎 浩二	地元	黒島地区区長	委員
8	工野 伸治	地元	黒島地区まちなみ保存会会長	委員
9	山岸 孝子	地元	黒島海友婦人会会長	委員

表-2 有識者会議(輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会 令和5年度委員構成)

	氏名	専門分野等	役職等	備考
1	中森 勉	建築史	金沢工業大学名誉教授	会長
2	北浦 勝	防災	金沢大学名誉教授	委員
3	東四柳 史明	郷土史	金沢学院大学名誉教授	委員
4	坂本 英之	建築	金沢美術工芸大学名誉教授	委員
5	須田 達	建築	金沢工業大学教授	委員
6	芦崎 浩二	地元	黒島地区区長	委員
7	工野 伸治	地元	黒島地区まちなみ保存会会長	委員
8	山岸 孝子	地元	黒島海友婦人会会長	委員

第1章 計画概要

表-3 有識者会議の経緯

年度	回	期日	主な議題
令和4年度	第1回	令和4年10月7日	(1) 旧角海家住宅保存活用計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の目的と背景 ・保存活用計画検討事項 ・計画策定までのスケジュール (2) その他
	第2回	令和5年3月3日	(1) 保存活用計画策定状況について <ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画 ・環境保全計画 ・防災計画 (2) 旧角海家住宅活用（案）について (3) その他
令和5年度	第3回	令和5年10月5日	(1) 保存活用計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 計画概要 ・第2章 保存管理計画 ・第3章 環境保全計画 ・第4章 防災計画 ・第5章 活用計画 ・第6章 保護に係る諸手続 (2) パブリックコメント案について (3) その他
	第4回	令和6年●月●日	(1) 保存活用計画の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の確認 (2) その他

(6) 計画の位置付け

本計画は、重要文化財に指定されている旧角海家住宅主屋並びに、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵を確実に保存するとともに、文化財について理解を深め、後世に伝えるべきものとして、第2次輪島市総合計画及びその他の関連計画と整合・連携を図り、文化財の活用を積極的に進めることとする。

また、公開活用は、地域の協力を得ながら、輪島市が主体となり引き続き管理・運営を行っていく。

このほか、本計画の実施にあたっては、文化庁、石川県教育委員会より指導・助言を仰ぐほか、奥能登広域圏事務組合 輪島消防署、輪島市防災対策課・土木課と連携を図るものとする。

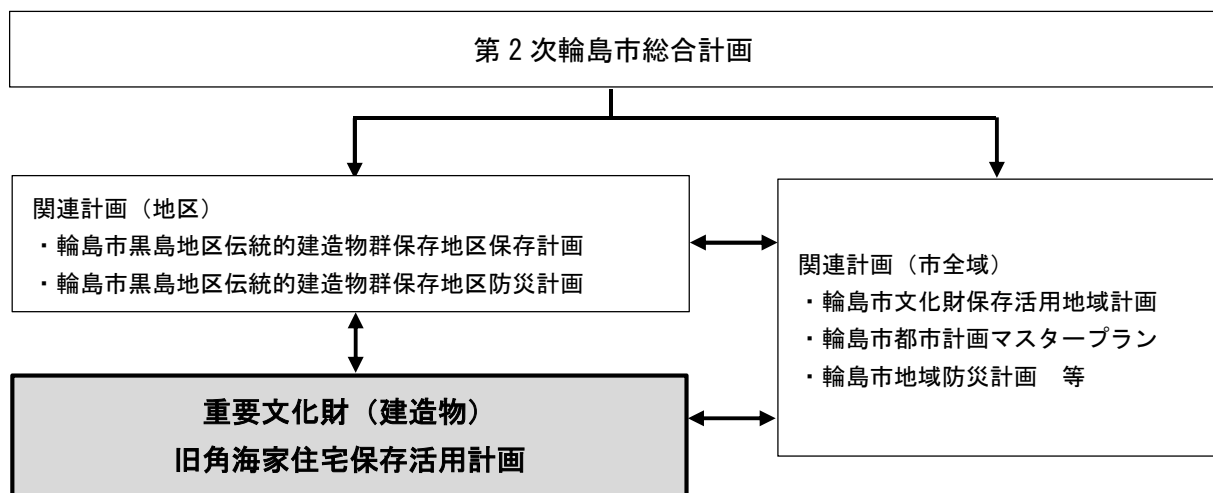


図-1 計画の位置づけ

第1章 計画概要

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

1) 官報告示の名称及び員数

旧角海家住宅

主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵 5棟

2) 指定年月日及び指定書の記号番号

平成28(2016)年7月25日(建第2647号)

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

名称	構造及び形式
主屋	木造、建築面積330.84㎡、一部二階建、一部地下一階、棧瓦葺
家財蔵	土蔵造、建築面積90.54㎡、三階建、南面及び東面下屋附属、棧瓦葺
塩物蔵	土蔵造、建築面積37.19㎡、二階建、サヤ附属、棧瓦葺
小豆蔵	土蔵造、建築面積39.67㎡、二階建、サヤ附属、棧瓦葺
米蔵	土蔵造、建築面積25.51㎡、サヤ附属、棧瓦葺
宅地及び雑種地	1,424.14㎡、94番地2、162番 上地域内の土塀、井戸及び井戸屋形、竈、石段、石垣を含む

(3) 所有者等の氏名及び住所

1) 所有者

輪島市

2) 所有者所在地

石川県輪島市二ツ屋町二字29番地

3) 建造物所在地

石川県輪島市門前町黒島町口94番地

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

旧角海家住宅の国指定重要文化財（建造物）を構成する物件は、主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵の5棟であり、敷地（94番2、162番）及び敷地内の土塀、井戸及び井戸屋形、竈、石段、石垣が含まれる。

また、これらの建築物及び工作物は、輪島市黒島地区重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群を構成する伝統的建造物に特定されている。

旧角海家住宅の国指定重要文化財（建造物）を構成する物件

- ・ 主屋：桁行 22.27m、梁間 11.81m、一部二階、切妻造、棧瓦葺
 - ・ 家財蔵：桁行 11.81m、梁間 7.27m、三階建、切妻造
 - 東突出部 桁行 6.36m、梁間 1.81m、片流れ、棧瓦葺
 - 南突出部 桁行 7.99m、梁間 2.72m、片流れ、棧瓦葺
 - ・ 塩物蔵：桁行 8.18m、梁間 4.54m、二階建、切妻造、棧瓦葺
 - 東突出部 桁行 12.01m、梁間 7.30m、一部二階建、切妻造、棧瓦葺
 - ・ 小豆蔵：桁行 7.27m、梁間 5.45m、二階建、切妻造、棧瓦葺
 - 北突出部 桁行 8.33m、梁間 1.22m、切妻造、棧瓦葺
 - ・ 米蔵：桁行 6.36m、梁間 3.63m、切妻造、棧瓦葺
 - 北突出部 桁行 7.16m、梁間 1.86m、切妻造、棧瓦葺
- 94番地2、162番地の土塀、井戸及び井戸屋形、竈、石段、石垣を含む

第1章 計画概要



写真-1 主屋



写真-2 家財蔵



写真-3 土蔵群 (右から米蔵、小豆蔵、塩物蔵)



写真-4 中庭 (ミツボガコイ)



写真-5 中庭 (ミツボガコイ)

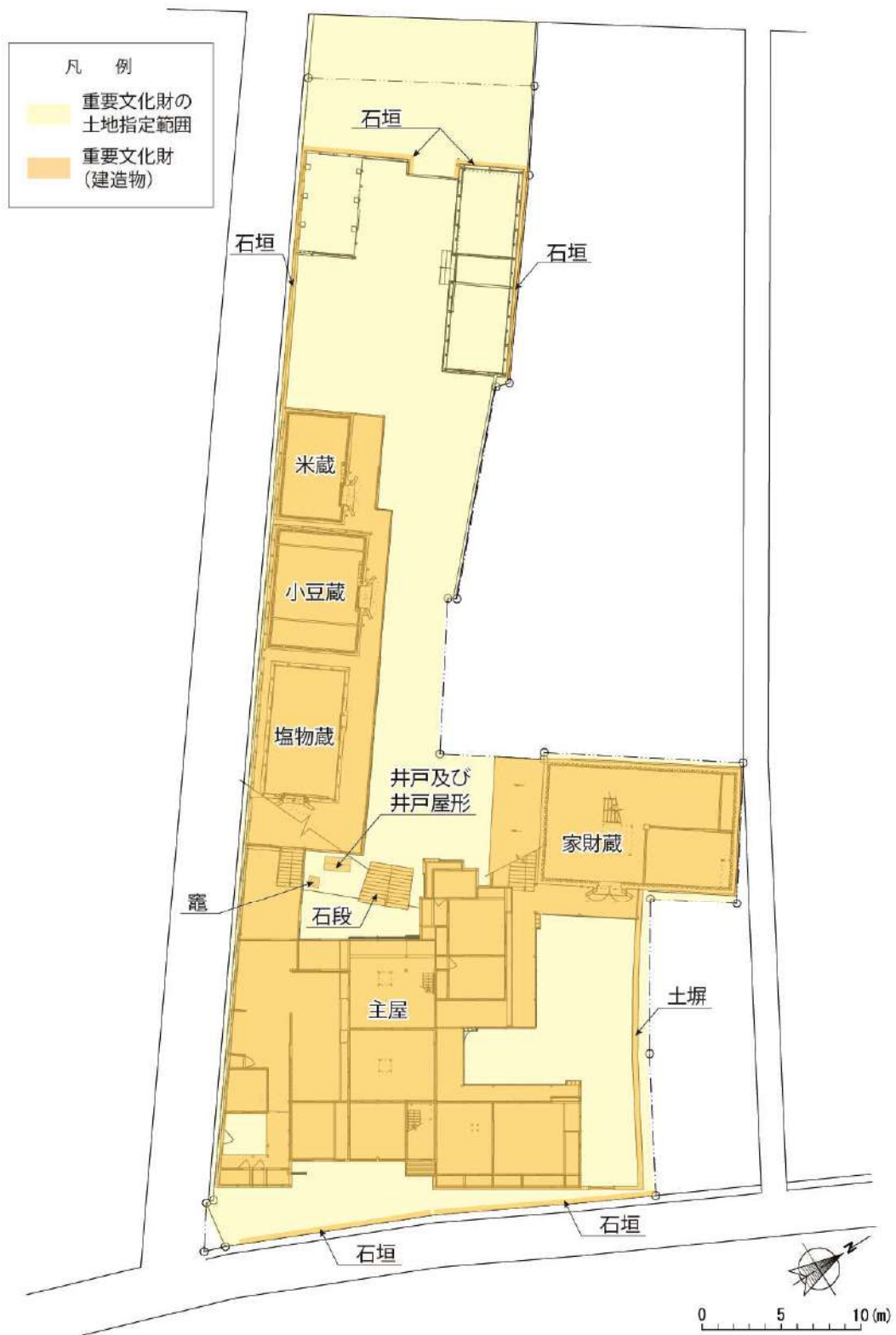


図-2 旧角海家住宅重要文化財建造物の位置

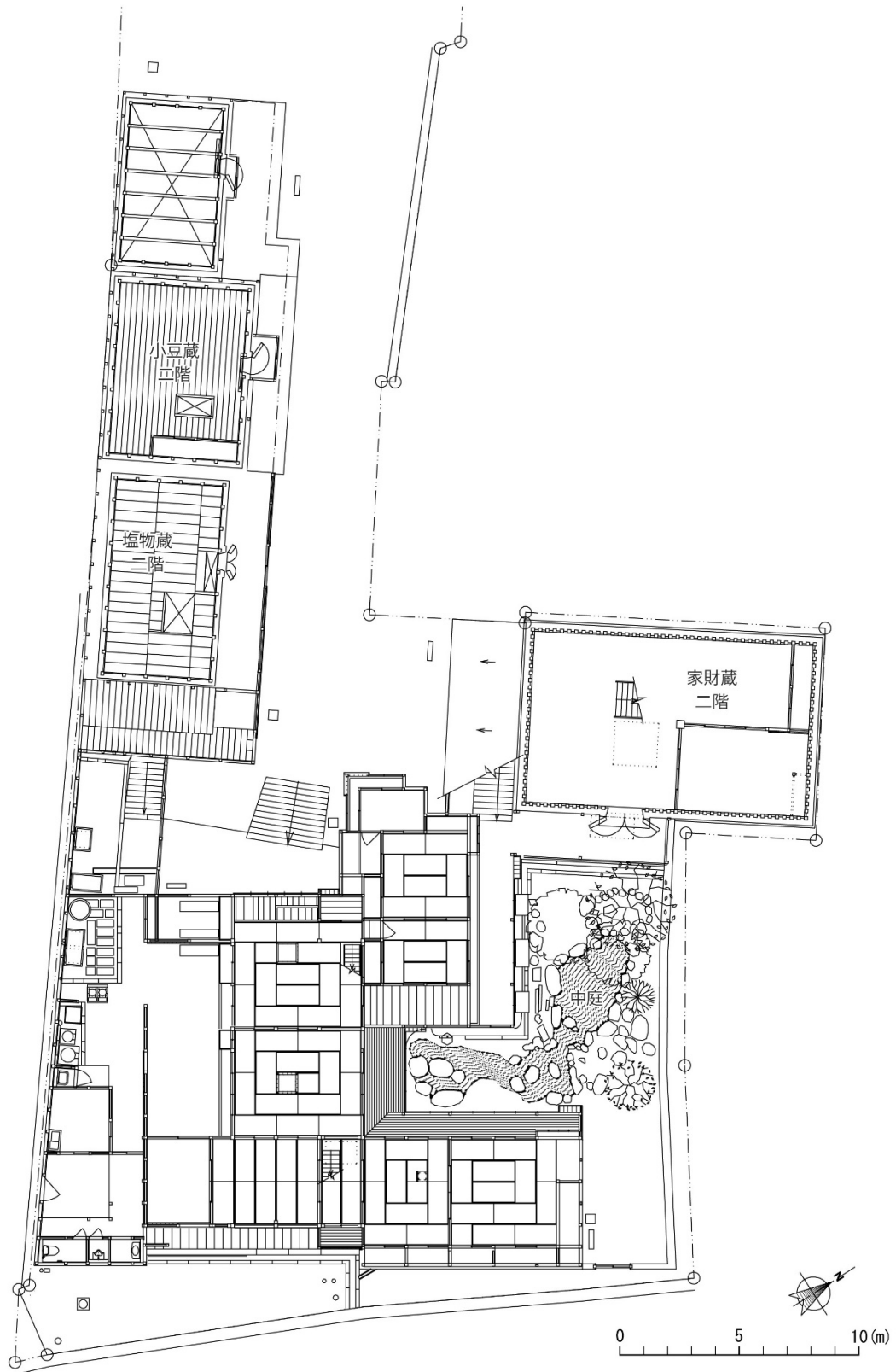


図-3 旧角海家住宅 平面図 (主屋一階、家財蔵二階、塩物蔵二階、小豆蔵二階)

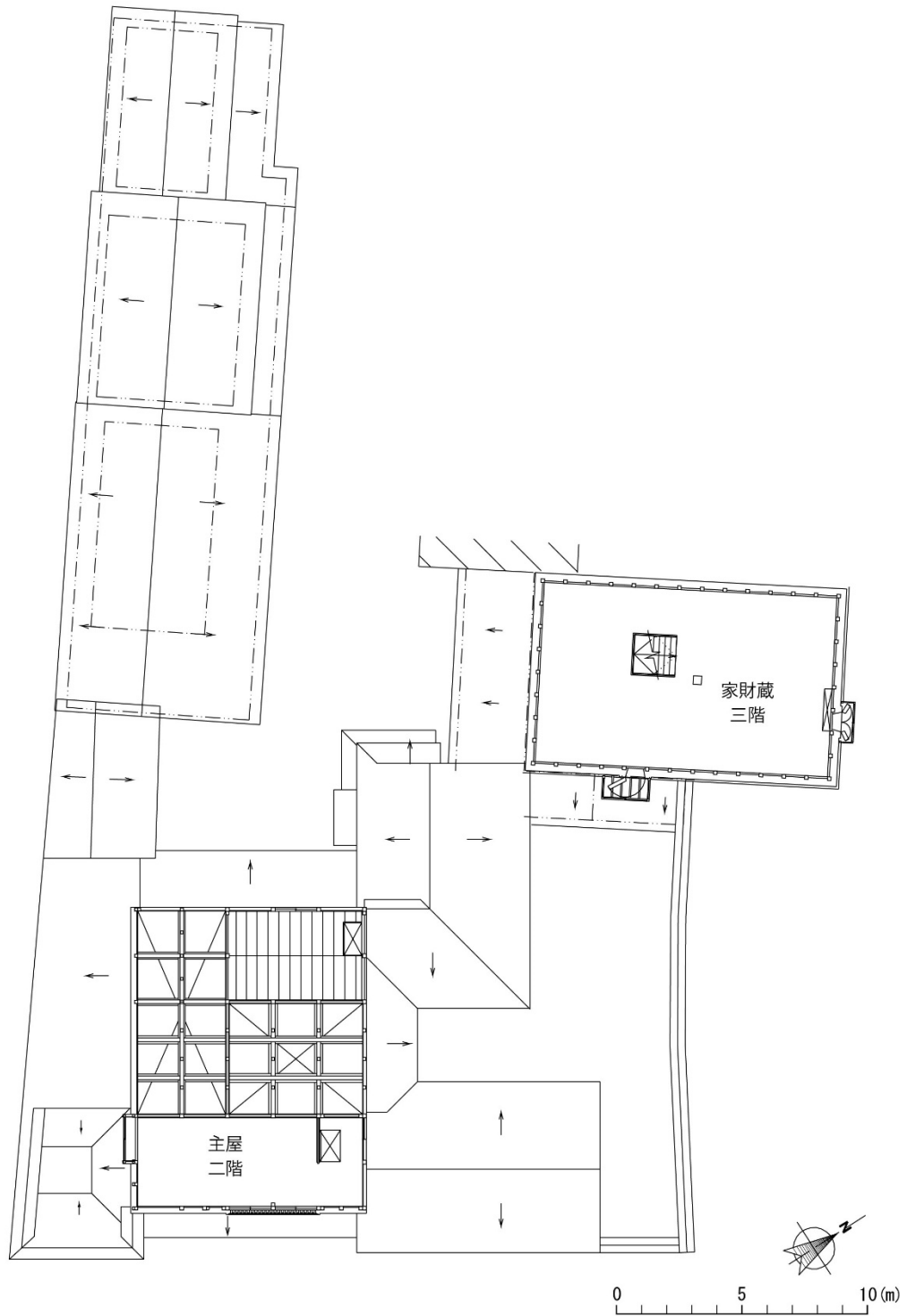


図-4 旧角海家住宅 平面図（主屋二階、家財蔵三階）

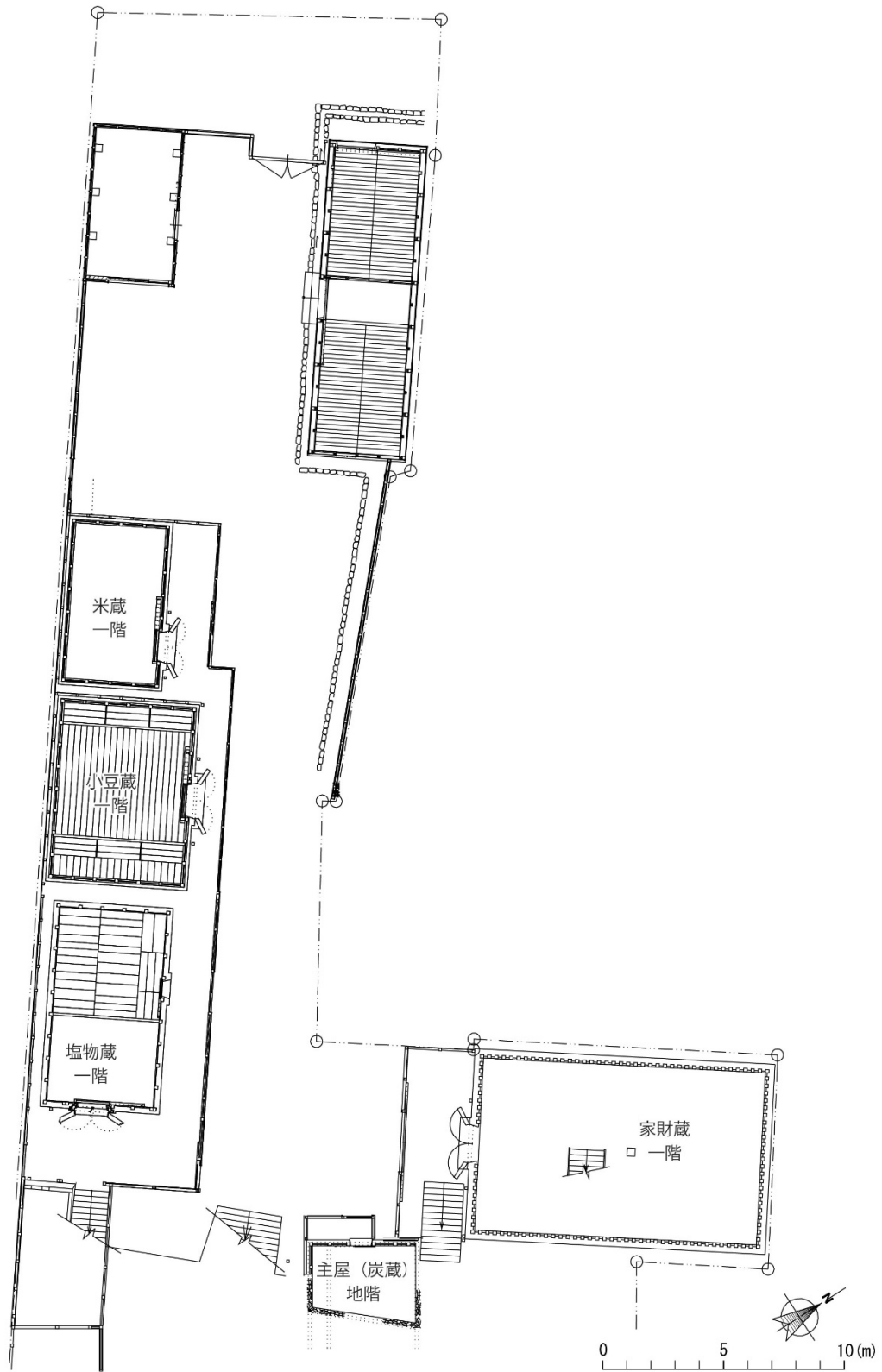


図-5 旧角海家住宅 平面図（主屋（炭蔵）地階、家財蔵一階、塩物蔵一階、小豆蔵一階、米蔵一階）

(2) 文化財の概要

1) 立地環境

旧角海家住宅は、輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の中心やや北寄りに所在する。

輪島市黒島地区は、輪島市の北西部の海岸沿いに位置し、約 250 戸の家屋が連なる集落であり、北前船の船主及び船員（船頭や水主）の居住地として発展し、江戸後期から明治中期にかけて隆盛した歴史を持つ。独特の平面形式や外観を見せる町家が町並みを構成し、周辺の自然環境と一体となり、伝統的な主屋等が歴史的風致を良く伝えていることから、平成 21（2009）年 6 月 30 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

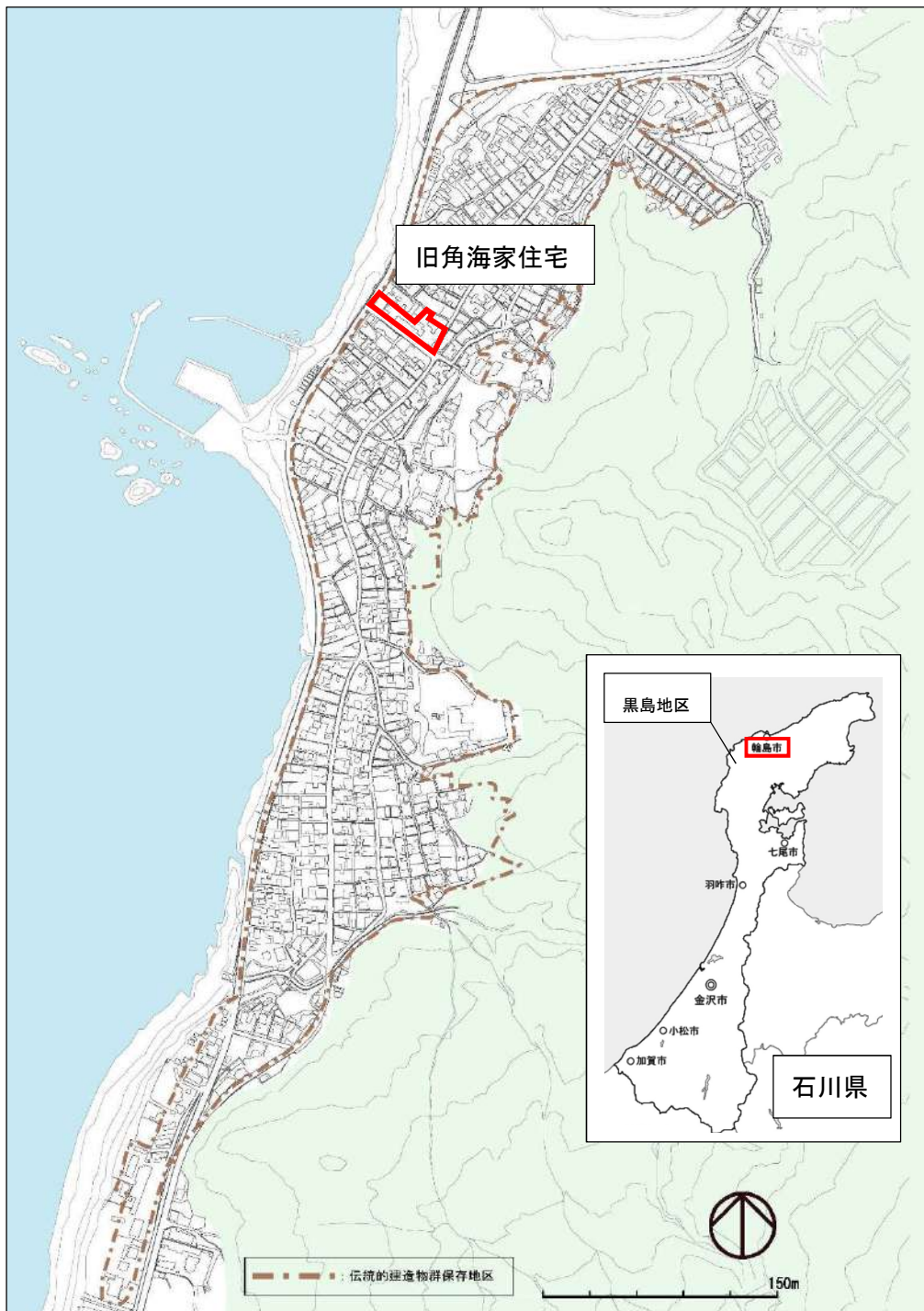


図-6 旧角海家住宅重要文化財建造物の位置

2) 創立沿革

角海家初代の角海孫左衛門が主人中谷藤五郎の船頭から独立し自分の船を保有したのは天保14(1843)年のことである。角海家初代の孫左衛門は北前船主中屋藤五郎の船頭であったと伝えられ、弘化3(1846)年に江戸深川熊井町の大島屋久四郎が出した「船中乗組仕訳」の宛所に中屋孫左衛門とみえ、当初は中屋を名乗っていたようであり、こののち嘉永までに角屋(加登屋)を名乗り、独立船主となったことが「角海家文書」から確認できる。

角海家はその後急速に成長し、幕末には黒島で屈指の船主となり、明治中期頃まで北前船主として隆盛した。

主屋等の主要な建物は、棟札や文献がないため建立年代は判明しないが、角海家が独立し船主になった幕末頃に段階的に建てられたものと考えられる。明治4(1871)年の大火により主屋など当初の建物は土蔵四棟だけ残して焼失したが、翌年の明治5(1872)年、地元の名匠・工野藤兵衛により配置や構造は元通りに再建されたと伝えられる。家財蔵、小豆蔵が明治中期の建築、塩物蔵、米蔵が明治後期の建築とみられる。

旧角海家住宅は、中庭を囲むように居室を配置するミツボガコイと呼ばれる平面形式などに黒島の船主の住宅の典型を良く示しており、幕末・明治維新期の船主の住宅規模や姿をよく伝え、格式の高い廻船問屋の間取りを有する住宅である。

昭和46(1971)年までは主屋の一部が地方銀行の店舗として活用され、昭和47(1972)年には主屋と土蔵4棟が石川県指定有形文化財になった。

その後も角海家の住宅として使用されていたが、平成19(2007)年3月の能登半島地震で大きな被害を受け、輪島市に土地、建物ともに寄贈された後、約4年を費やして保存修理工事が行われ、同23(2011)年7月に竣工した。この保存修理工事により、腐朽材の取り替え、壁量の増加や添え柱の設置などが施され、概ね明治5(1872)年の主屋再建当時の状態に復し、建物は十分な耐震性能を有するに至った。公開施設として活用されており、平成28(2016)年に国の重要文化財(建造物)に指定された。

3) 施設の性格

能登から加賀の日本海沿岸各地には、江戸後期から明治にかけて栄えた北前船の廻船問屋や船宿が多くあったが、現存して建物の旧態を今日に残しているものは少ない。旧角海家住宅は、その数少ない一例である。

能登地方の農家では、切妻屋根で妻入りの構造形式を持ち、広く土間を設けるのに対し、黒島の船主集落では切妻屋根で平入りの構造形式であり、土間は農家に比べ狭くとられ、町家のような通り庭が設けられている。また、通りに面し並行して座敷や仏間を配するなど、通常の町家とは異なる屋敷構えとなっている。

旧角海家住宅は、平成19(2007)年に能登半島地震により被災したものの、その後、土地、家屋とも輪島市に寄贈され、平成23(2011)年に耐震補強工事を含めた修理を終え、良好に保存されている。

能登地方に残る北前船主邸としては最も古いものの一つで、幕末・明治維新期の船主の住宅や規模を知る上でも価値の高い大変貴重な建物であることから、文化財建造物のみならず黒島地区並びに、北前船がもたらした歴史や文化の理解を促進するため保存活用を図る。

4) 主な改造時期とその内容

旧角海家住宅は、平成19(2007)年3月の能登半島地震以前のことは定かでないが、震災ののち、約4年を費やして保存修理工事が行われ、同23(2011)年7月に竣工した。その後、令和2年3月に発生した地震では主屋や土蔵に壁の剥落などの被害が生じ、これを保存修理した。これ以降、現在に至るまで、とくに大規模な修理や改修は行われていない。

(3) 文化財の価値

旧角海家住宅は、北前船の船主や船員が居住する集落として栄えた輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の中心やや北寄りに所在する。角海家の初代孫左衛門は、元は同地区の北前船主中屋藤五郎の船頭出会ったと伝えられ、嘉永年間(1848~54)までには北前船主として独立して角屋を名乗り、隆盛したとみられる。現在の屋敷構えは明治4年の大火後に順次整えられたと伝わる。明治中期には北前船による取引が低迷し、明治後期からは土地経営や漁業、金融業などを生業とした。平成19年能登半島地震により大きな被害を受けたが、平成23年災害復旧工事を完了し、現在に至る。

敷地は、黒島集落を南北に貫く通りに東面し、南側に海へ向かう路地を通す角地に所在し、東西に長く西に向かって傾斜する。西端は現在国道に面するが、かつては海岸であった。主屋は敷地東端に東面し、裏側は石垣で一段下がり、海岸に至る通路を通す。通路の北側に家財蔵が建ち、南側には東から塩物蔵、小豆蔵、米蔵が、東西棟で南の路地沿いに並ぶ。

建築年代は、主屋が伝承や技法から明治前期の建築と考えられる。主屋は明治4年火災の翌年に同じ間取りで再建されたとの伝承のみで明確な根拠はないが、和釘の使用や、二階の外壁を塗り込めるなど、周辺の建物に比して古い技法がみられることから、おおむね妥当と判断される。

家財蔵、小豆蔵が明治中期の建築、塩物蔵、米蔵が明治後期の建築とみられる。家財蔵、小豆蔵は明治31年5月26日の絵図「家督相続書類」(角海家文書)に同規模の建物が描かれていること、洋釘が使用されていることによる。塩物蔵は、洋釘使用と同絵図にないこと、建物の機能から角海家が漁業経営に乗り出した明治40年頃には建てられたとの推測による。ただし部材はチョウナ斫りのクリ材が用いられ、一部に和釘の残る部材があるなど総じて古くみられ、別場所にあった蔵を移築転用した可能性がある。米蔵は洋釘使用、絵図にないこと、土戸の下地に明治41年の新聞が使用されていたことから、ほぼこの頃の建築と推定される。

旧角海家住宅は、昭和47年9月5日付けで石川県指定有形文化財となっており、輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区は、平成21年6月30日付けで重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

1) 主屋

主屋は、桁行9.1m、梁間13.8m、一部二階建、切妻造、棧瓦葺で、平入りの主体部を中心に、北面東寄りに北座敷、西寄りに離れを突出させ、南面に南下屋を付す。離れの地下には炭蔵を設け、石垣側に出入口を付す。

平面は、主体部は南の土間部と北に一系列の床上部からなり、東からゲンカン、トオリニワ、カッテグチとし、床上部は東からミセノマとチョウバ、チャノマ、カッテを並べる。北座敷はナカノマとザシキを南北に並べる客座敷で、東の通り側には開口を設けず、ザシ

第1章 計画概要

キ北面に床と仏壇、西面に付書院、裏面に床脇を設け、天袋内に神棚を祀る。北座敷と離れの間に中庭を築き、離れには八畳と六畳を並べ、中庭周りから離れにかけて板縁と土縁を廻らす。八畳の西には海を望む三畳のボウロウを張り出す。このように中庭をコの字形に囲むように角座敷を配置する形式は、ミツボガコイと呼ばれ当地区に多く見られる形式である。二階はつし二階で、チョウバから上がる正面側とカッテから上がる背面側に各一室設け、男衆や女中の部屋として用いられた。南下屋は土間の台所で、竈や流しを置く。天井はゲンカン、ミセノマ、カッテ、チョウバは根太天井、ナカノマ、ザシキや離れの部屋は棹縁天井とし、トオリニワやチャノマは天井を設けず、縦横に組む豪壮な梁組を現しとする。北座敷は、ザシキの長押を素木とするほかは木部を弁柄塗とする。

外観は、正面の庇を絵様付の持送りで支え、庇下にサガリと呼ばれる風除けの幕板を付す。一階正面には大戸口と簾虫籠（すむしこ）、格子を並べる。つし二階は軒廻りまでは漆喰を塗り込めて虫籠窓を付し、側背面は海風除けのため全面を下見板張とする。北座敷や南下屋も下見板張だが、壁上部には漆喰壁を見せる。

なお、離れは、明治31年絵図に現状より一回り小規模で描かれていること、番付の違いや全て洋釘仕事であること、襖の下張りに使われていた明治39年の新聞紙から、この頃現状のように改造されたとみられる。南下屋も明治31年絵図になく、それ以降の増築である。

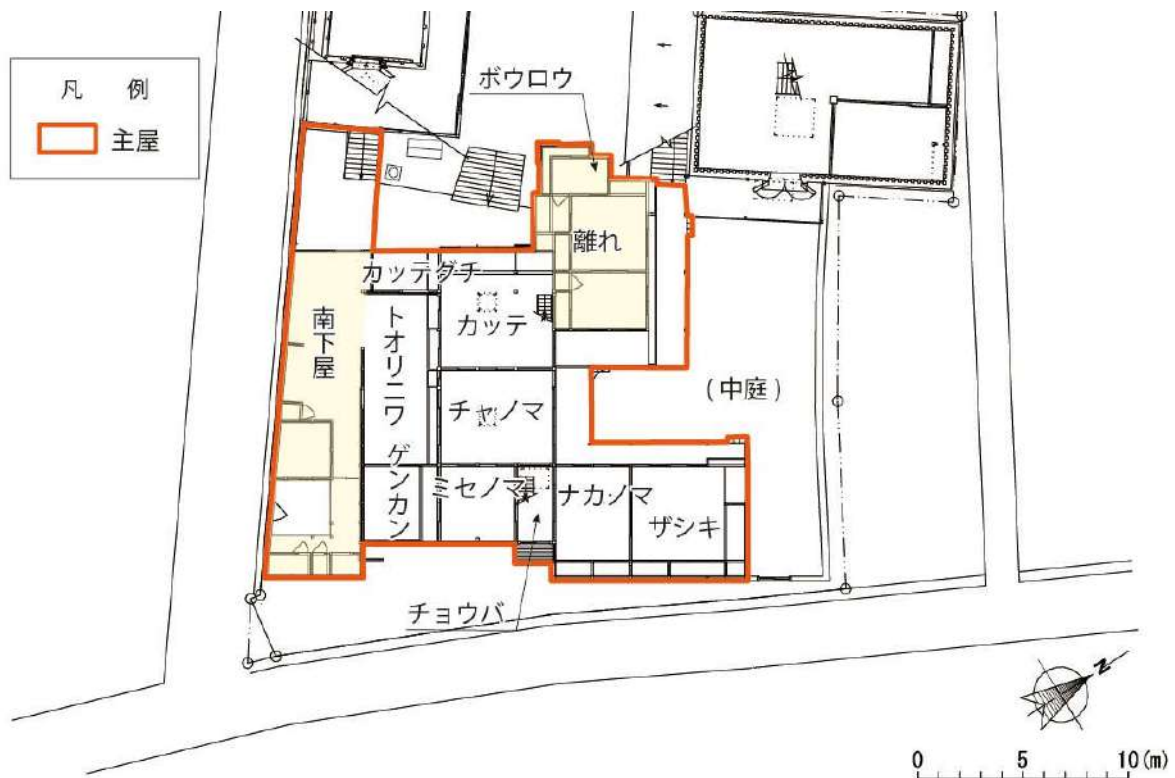


図-7 旧角海家住宅 平面図（主屋）

2) 家財蔵

家財蔵は、桁行 11.8m、梁間 7.3m、三階建ての土蔵で、屋根は南北棟の切妻造、棧瓦葺とし、一階南面と二階東面に附属する下屋に戸口を開く。主屋との段差により二階が主屋一階と接続する。柱は石積布基礎上に土台を据え、一階、二階は一尺ごと、三階は三尺ごとに柱を立てる。小屋組は、牛梁に太い垂木を架ける形式とする。外観は、一階は石張で、他は下見板張である。内部は、一階は物置として使用され、床は砂土間の上に直接板を敷き並べる。二階は漆器等を収め、床は板敷のほか、北東を間仕切り 10 畳の座敷とし、かつては北に仏壇置き場を構え仏壇を置いていた。三階は掛軸や衣類を収め、床は板敷である。

3) 塩物蔵

塩物蔵は、塩漬けした魚を保存した蔵で、桁行 8.1m、梁間 4.5m、土蔵造、二階建て、建物を大きくサヤで覆い、屋根は切妻造、棧瓦葺である。サヤ外壁は下見板張で、本体外壁は大壁漆喰壁である。一階は東妻に戸口を開き、床は砂土間で、西半は砂上に板を敷き並べる。二階は階高が床から桁上まで 1.5m と低く、床は板敷である。

4) 小豆蔵

小豆蔵は、桁行 7.3m、梁間 5.5m、土蔵造、二階建て、全体をサヤで覆い、屋根は切妻造、棧瓦葺で一階北側を戸前とする。サヤ外壁は下見板張、本体外壁は漆喰壁である。内部は一階二階とも板敷で、一階の東西に小豆箱を据える。

5) 米蔵

米蔵は、桁行 6.6m、梁間 3.9m、土蔵造で全体をサヤで覆い、屋根は切妻造、棧瓦葺で、北側を戸前とする。サヤ外壁は下見板張、本体外壁は漆喰壁である。内部は土間で壁は真壁漆喰壁とし、二階床位置に大引のみ架け渡す。

旧角海家住宅の主屋は、黒島地区最古級の遺構で、ミツボガコイの平面形式、格子窓やサガリなどの正面構え、外壁の下見板張などに当地域の典型的な住宅形式を良く示している。海と関連する生業にまつわるサヤで覆われた土蔵群や屋敷構えも良好に保存され、輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の核となる住宅として高い価値を有しており、土地と合わせて保存を図る。

※「(3) 文化財の価値」は、『月刊文化財 635号』平成 28年 8月 1日発行」より引用

第1章 計画概要

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

1) 修理履歴

昭和63年度	主屋・塩物蔵・門塀部分修理（県補助事業）
平成4年度	家財蔵北面防火扉修理（県補助事業）
平成7年度	自動火災報知設備改修（県補助事業）
平成8年度	既設避雷針設備（県補助事業）
平成21年度	主屋等解体格納（県補助事業）
平成21～23年度	地業工事・建物修理工事・外構工事（県補助事業）
平成31年度	井戸覆屋根修繕（市事業）
令和2年度	主屋・家財蔵・塩物蔵部分修理（国庫補助事業） 主屋屋根修理（市事業）

表-4 主屋の修理履歴

年度	主な内容
昭和63年度	壁の部分修理
平成7年度	自動火災報知設備（空気官）改修
平成21～23年度	解体修理
令和2年度	壁の部分修理（うだつ袖壁、内部の壁）、屋根修理（オクド煙り出し）

表-5 家財蔵の修理履歴

年度	主な内容
平成4年度	防火扉修理（北面）
平成7年度	自動火災報知設備（空気官）改修
平成21～23年度	部分解体
令和2年度	壁の亀裂修理（戸口、南面）

表-6 塩物蔵の修理履歴

年度	主な内容
昭和63年度	屋根・小屋組修理
平成7年度	自動火災報知設備（空気官）改修
平成8年度	既設避雷針設備の破損個所の部分修理
平成21～23年度	解体修理
令和2年度	壁の亀裂補修（戸口、北面）

表-7 小豆蔵の修理履歴

年度	主な内容
平成7年	自動火災報知設備（空気官）改修
平成8年度	既設避雷針設備の破損個所の部分修理
平成21～23年度	半解体修理

表-8 米蔵の修理履歴

年度	主な内容
平成7年	自動火災報知設備（空気官）改修
平成8年度	既設避雷針設備の破損個所の部分修理
平成21～23年度	半解体修理

表-9 井戸の修理履歴

年度	主な内容
平成31年度	井戸覆屋根修繕

表-10 門塀の修理履歴

年度	主な内容
昭和63年度	部分修理

2) 調査履歴

昭和40年代頃：旧門前町が県指定有形文化財の指定に向け、建造物の調査を実施

平成19～23年度：地震被害による解体修理に伴う調査

(2) 活用履歴

平成19（2007）年には能登半島地震により家屋は被災したものの、その後、土地、家屋とも輪島市に寄贈され、平成23（2011）年に修理を終えた。耐震補強工事を施し、主屋は概ね明治5（1872）年の再建当時の状態に、家財蔵と小豆蔵は明治中期、塩物蔵と米蔵は明治後期の状態に復し、良好に保存されている。

平成23（2011）年8月13日より、主屋等を一般公開部分として開放し、公開施設として活用されている。

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：月曜日（祝日はその翌日）、年末年始（12/29～1/3）

料金：大人320円、小中高校生150円、団体（20人以上）270円

※クレジットカード不可

駐車スペース：敷地西側に4台分有り

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧角海家住宅は、昭和46(1971)年までは主屋の一部が地方銀行の店舗として活用され、昭和47(1972)年には主屋と土蔵4棟が石川県指定有形文化財になり、その後も所有者である角海家の住宅として使用され、継続して維持管理がなされていた。

しかし、平成19(2007)年3月の能登半島地震で大きな被害を受け、輪島市に土地、建物ともに寄贈された後、約4年を費やして保存修理工事が行われ、同23(2011)年7月に竣工した。この保存修理工事により、腐朽材の取り替え、壁量の増加や添え柱の設置などが施され、建物は十分な耐震性能を有するに至り、平成28(2016)年7月25日に主屋など5棟が国の重要文化財(建造物)に指定された。

現在、施設の解錠・施錠、点検、清掃などの日常的な施設管理は、輪島市が地元住民から構成される「黒島地区まちなみ保存会」に委託し行われている。敷地内の中庭における雑草の繁茂などが見受けられるため、日常的な管理も含めた対策が必要である。

保存修理工事竣工から日が浅いこともあり、建物の状態は良好に保たれているが、令和4(2022)年8月、主屋において主屋の床板や根太の損傷が確認された。調査の結果、その原因はシロアリによるものであり、床下の通気性が悪いことが要因と推測される。損傷箇所は速やかに修理することとするが、今後、シロアリ被害が発生することがないよう、根本的な防蟻対策(湿気対策)を検討する必要がある。

旧角海家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止している。通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備、屋内には消火器が設置されている。これらは震災に伴う保存修理工事に併せて設置されたものである。

屋外には消火栓が4基設置されているが、水源は水道管直結であるため水道管が寸断した場合に使用できなくなることや、昭和48(1973)年に設置後約50年が経過し老朽化も見受けられる。このため、水源の確保や設備更新も見据えた機能の見直しが必要である。

(2) 活用の現状と課題

旧角海家住宅は、通年にわたり一般に公開しており、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は月曜日(祝日はその翌日)と年末年始としている。この一般公開に伴う受付や案内業務については、輪島市が「黒島地区まちなみ保存会」に委託し行われている。業務内容は、料金徴収を含む来訪者の受付、来訪者への施設及び展示物などの案内説明のほか、イベント活用の場として使用する際の立ち会い等を行っている。

旧角海家住宅は、輪島市黒島の北前船主集落を代表する貴重な建造物であり、一般公開により幕末・明治維新期の船主の住宅規模や姿を知ることができる。また、住宅のみならず黒島地区や北前船の歴史等が丁寧に紹介されている。住宅内には角海家が所有していた家財、什器など多種多様の収蔵品があり、年に2~3回展示の入れ替えが行われている。

一方で、建物や収蔵品を紹介する解説板(タブレット等)が故障しているため、対応が必要である。また、旧角海家住宅の価値をより広く伝えていくため、過多ともいえる収蔵品のさらなる公開活用や、展示ゾーニングの再検討とともに、管理運営体制の充実が求められる。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域は、国の重要文化財（建造物）である主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵の5棟、及び重要文化財の土地指定範囲全体、並びに防災施設の整備を計画する敷地西側の側道部分、敷地北側の空き地を対象とする。

また、旧角海家住宅を含む周辺地区は黒島地区重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、保存地区との関わりについて考慮するものとする。



図-8 保存活用計画区域図

第1章 計画概要

(2) 計画の目的

本計画は、重要文化財（建造物）に指定されている旧角海家住宅の適切な保存・活用を図り、その価値を次世代に継承するため、現状と課題を把握し、今後の保存活用を図るために必要な事項や、自主的に保存・活用のために行うことができる範囲を明らかにし、また、これらに関して石川県教育委員会、文化庁との間に合意を形成することによって、輪島市による自主的な保存と活用が促進されることを目的とする。

(3) 基本方針

旧角海家住宅の重要文化財建造物を適切に保存することにより、文化財としての価値を良好に維持するとともに、往時から継承されている住宅地全体の歴史や環境を保全することにより、旧角海家住宅の価値を維持・向上させる。

旧角海家住宅は輪島市黒島地区の核となる場であり、輪島市の観光の核となる拠点施設として活用を図ることにより、来訪者に対して北前船主住宅の規模や姿、往時の歴史・文化をよく伝えとともに、文化財としての価値を広く発信する。

また、少子高齢化が進展する黒島地区における地域の交流施設としてその保存・活用を図ることにより、地域コミュニティの維持・形成を図る。

(4) 計画の構成

本計画は「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」の4つの計画により構成されている。

第2章「保存管理計画」では、重要文化財（建造物）旧角海家住宅の所在を確認し、建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定めた。

第3章「環境保全計画」では、計画区域全体を対象として、旧角海家住宅と一体的な文化財的価値を守り、その周囲の景観や環境を保全することを目的とし、計画区域及び重要文化財（建造物）以外の建造物を保全内容に応じて区分し、区分ごとに保全の方針を定めた。

第4章「防災計画」では、旧角海家住宅を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保することを目的とし、防災上の課題を把握し、必要な対策を定めた。

第5章「活用計画」では、旧角海家住宅の価値を損なうことなく適切な公開その他の適切な活用を進めるために必要な事項を定め、現在及び将来の公開その他の活用についての基本的な方針を定めた。

また、必要となる諸手続きに関しては、「第6章 保護に係る諸手続き」としてまとめた。

第2章 保存管理計画

本章では、重要文化財に指定されている主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵の5棟、及び土地指定に伴う敷地内の土塀、井戸及び井戸屋形、竈、石段、石垣の適切な保存管理を行うために、保存すべき部分・部位を特定するとともに、その部分・部位の適切な管理、今後の修理方針を定める。

1. 保存管理の状況

(1) 保存状況

旧角海家住宅は、平成19(2007)年3月の能登半島地震で建物が半壊し、大きな被害を受けたことに伴い、約4年を費やして保存修理工事が行われ、同23(2011)年7月に竣工した。この保存修理工事により、腐朽材の取り替え、壁量の増加や添え柱の設置などが施され、建物は十分な耐震性能を有するに至り、平成28(2016)年に国の重要文化財(建造物)に指定された。

その後、令和2(2020)年3月に発生した地震では、主屋や土蔵に被害が生じ、これを保存修理した。これ以降、現在に至るまで、とくに大規模な修理や改修は行われていない。

1) 主屋

令和2(2020)年3月に発生した地震により、正面うだつや建物内部の一部において土壁の亀裂や漆喰の破損を生じた。これを保存修理した。

2) 家財蔵

令和2(2020)年3月に発生した地震により、南面の壁や戸口の壁に亀裂を生じ、これを保存修理した。

3) 塩物蔵

令和2(2020)年3月に発生した地震により、北面の壁や戸口に亀裂を生じ、これを保存修理した。

4) 小豆蔵

特になし。

5) 米蔵

特になし。

第2章 保存管理計画

(2) 管理状況

日常的な施設管理及び一般公開に伴う受付・案内業務については、輪島市が地元住民から構成される「黒島地区まちなみ保存会」に委託し行っている。日常的な施設管理は、施設の解錠・施錠、点検、清掃などで、一般公開に伴う受付・案内業務は、料金徴収を含む来訪者の受付、来訪者への施設及び展示物などの案内説明のほか、イベント活用の際として使用する際の立ち会い等を行っている。

旧角海家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止している。通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備や、屋内には消火器及び屋外消火栓が設置されている。

2. 保護の方針

重要文化財建造物としての価値を確実に保存するため、計画区域内の重要文化財（建造物）の各棟について、部分及び部位を設定し、部分・部位ごとに保護の方針を定める。

なお、未指定建造物の保護の方針については、「第3章 環境保全計画」で整理する。

(1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方

計画区域内の重要文化財（建造物）の各棟について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。各部分は、各部位により構成される。

【部分】

- ・文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分。

【部位】

- ・部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分。
- ・部位ごとに基準1～5を設定。

(2) 部分の設定と保護の方針

1) 部分の区分

ア. 保存部分

- ・文化財としての価値を特に有し、厳密な保存が必要な部分。

イ. 保全部分

- ・建造物として維持及び保全することが必要な部分。

ウ. その他部分

- ・文化財の活用又は安全性向上のために改修を行う部分。

2) 部分の設定

重要文化財（建造物）について、1) で示す区分に基づき、以下のとおり部分を設定する。詳細は、図9～図13に示すとおりとする。

ア. 内部

(ア) 主屋

保存部分：(一階) 玄関、通り庭、土縁1、便所、オクド、台所1、台所2、
店の間、帳場、縁側1、中の間、座敷、茶の間、勝手、縁側2、部屋、
奥の部屋、望楼の間、金庫室、縁側3、縁側4、土縁2

(二階) 前二階、女中部屋

(地階) 戸前、炭蔵

保全部分：(一階) 事務室

(イ) 家財蔵

保存部分：(一階) 戸前、部屋

(二階) 戸前、部屋、座敷

(三階) 部屋

(ウ) 塩物蔵

保存部分：(一階) 戸前、部屋

(二階) 部屋

(エ) 小豆蔵

保存部分：(一階) 戸前、部屋

(二階) 部屋

(オ) 米蔵

保存部分：(一階) 戸前、部屋

イ. 外部

(ア) 屋根・外装（主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵）

保存部分：東面、南面、北面、西面

(イ) 土塀

保存部分：中庭側

(ウ) 井戸

保存部分：全て

(エ) 石段、石垣

保存部分：全て

第2章 保存管理計画



図-9 主屋一階、家財蔵二階、塩物蔵二階、小豆蔵二階、外部 平面図（部分の設定）

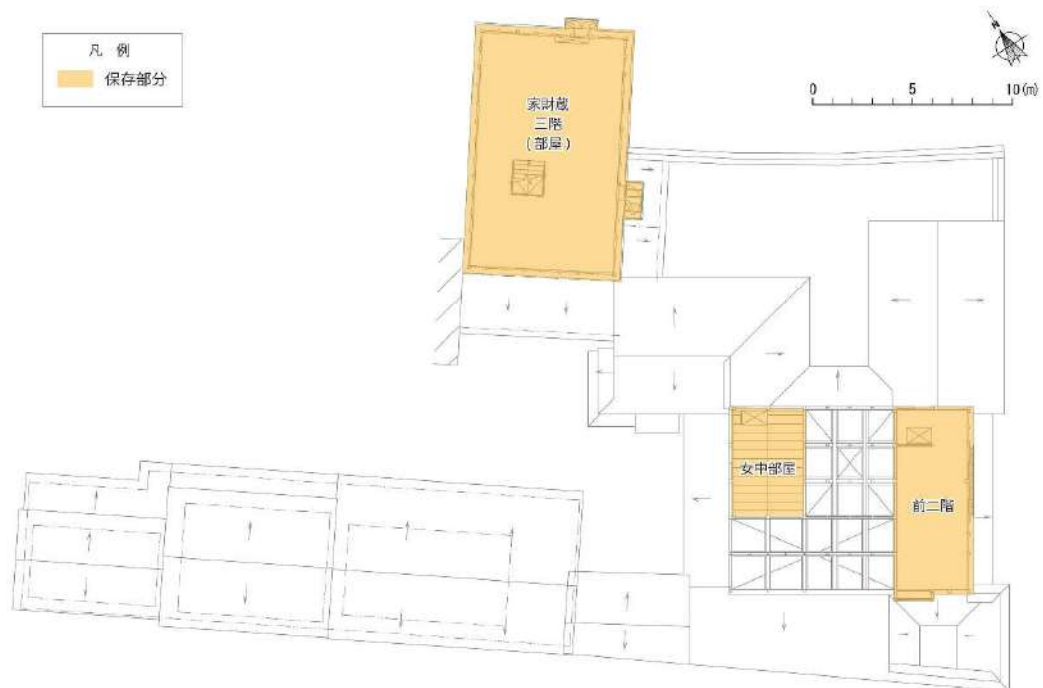


図-10 主屋二階、家財蔵三階 平面図（部分の設定）

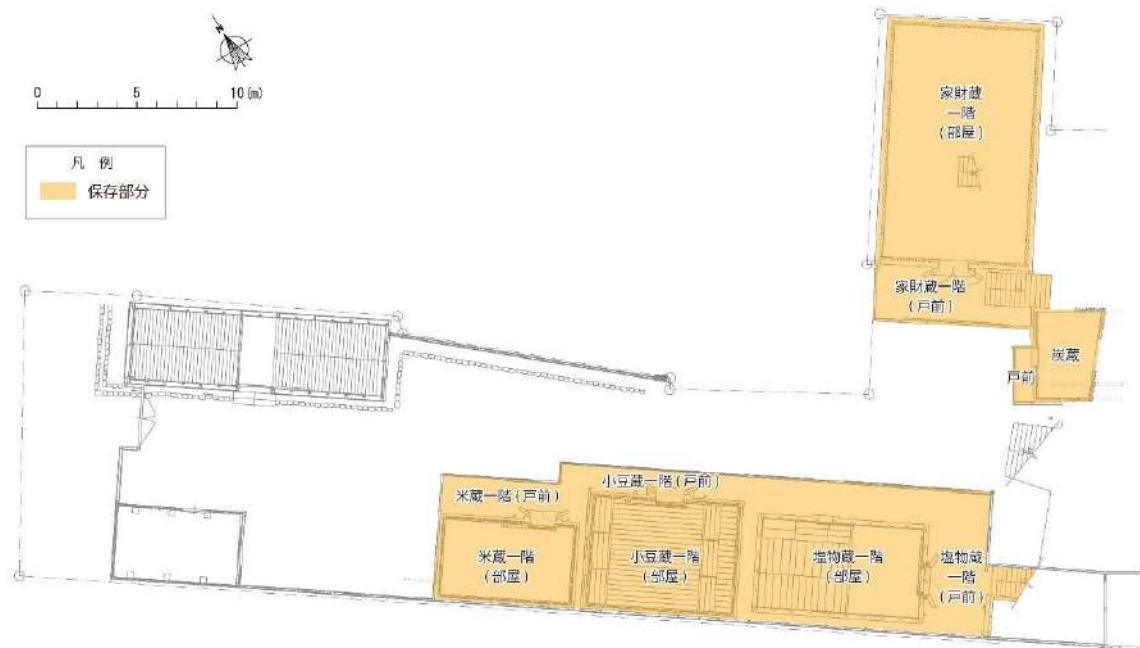


図-11 主屋（炭蔵）地階、家財蔵一階、塩物蔵一階、小豆蔵一階、米蔵一階 平面図（部分の設定）

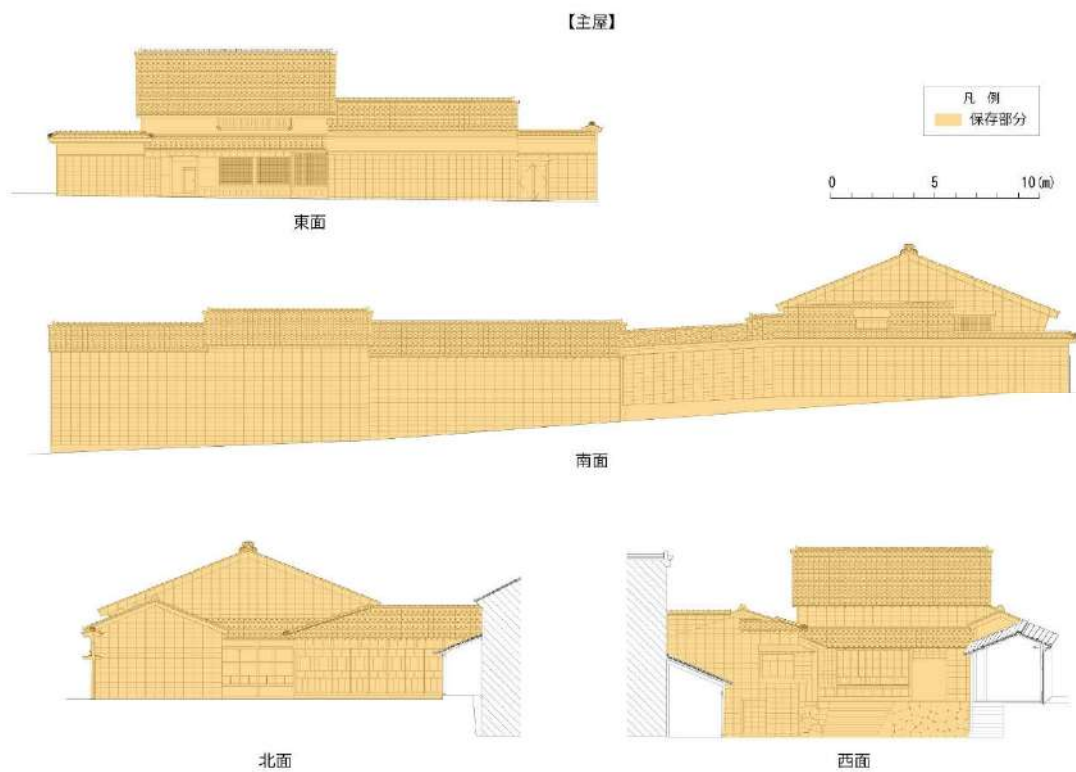
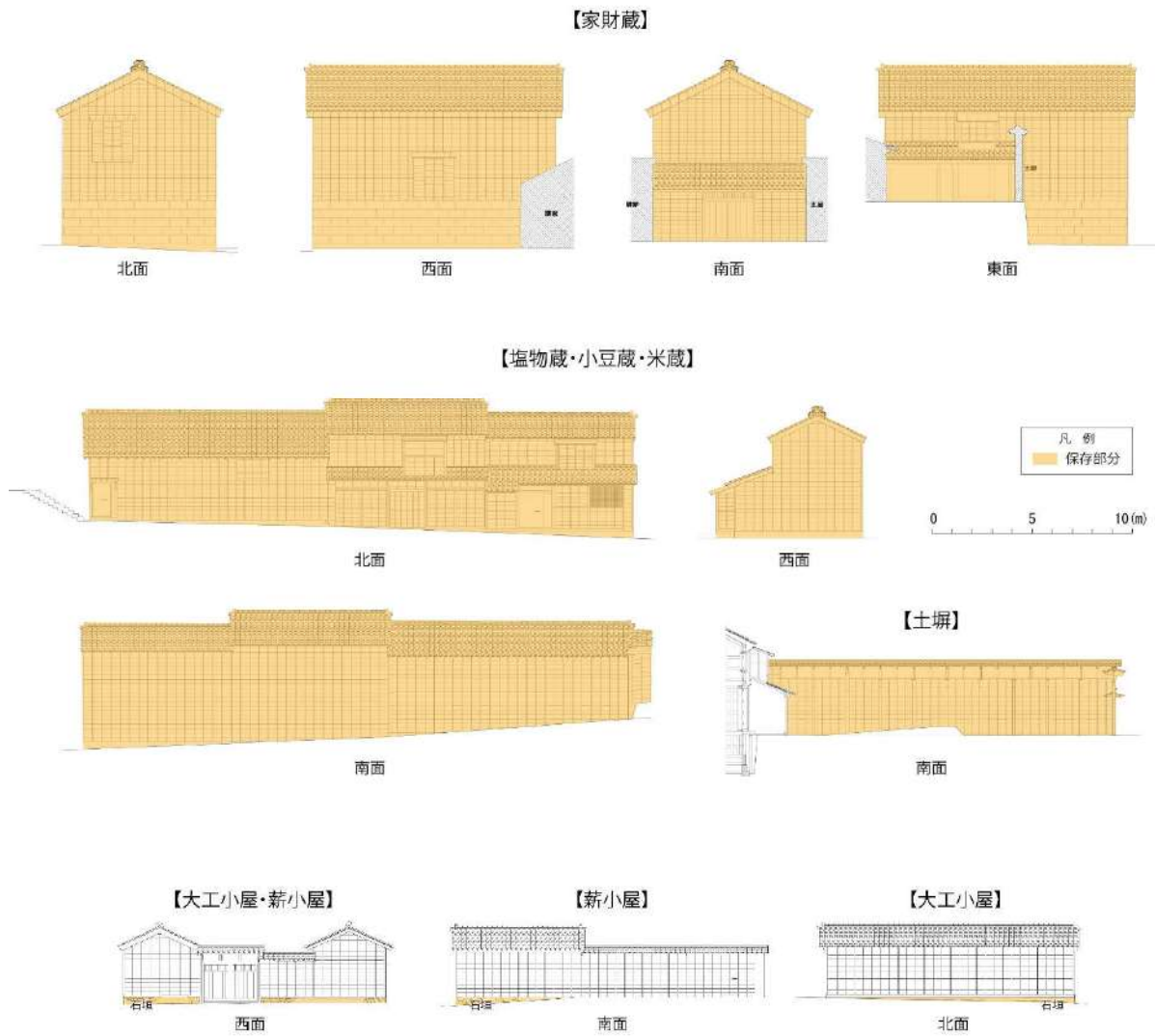


図-12 主屋 外部立面図（部分の設定）

第2章 保存管理計画



※基礎の石垣が重要文化財（建造物）_大工小屋・薪小屋は未指定建造物

図-13 家財蔵・塩物蔵・小豆蔵・米蔵・土塀・石垣（大工小屋・薪小屋） 立面図（部分の設定）

(3) 部位の設定と保護の方針

1) 部位の区分

「部位」とは、計画対象の建造物における「部分」を構成する一連の部材で、柱、床、天井、建具などを単位とする区分を指す。

ア. 基準1：材料自体を保存する部位。主要な構造に係る材・昭和戦前期までの部材等。

例：柱、梁、天井、壁（板、腰）、建具（襖）、土間、畳（手縫い床）

イ. 基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位。

例：壁、建具（襖、障子）、畳（手縫い床以外）の畳表の取り換え）、瓦

ウ. 基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位。材料の痕跡に基づき、復原又は撤去が必要な部位。活用、補強等のために変更が可能な部位。

例：添柱、天井（新建材）

エ. 基準4：意匠上の配慮を必要とする部位。

例：照明設備、消火設備、空調設備、説明板等のサイン

オ. 基準5：所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。

例：便器、洗面

表-11 部分に基づく部位の設定の考え方

部位	部分	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分(主に基準1, 2, 3)	保全部分 建物としての維持及び保全が必要とされる部分(主に基準2, 3, 4, 5)
基準1 材料自体を保存する部位		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な材料又は仕様である部位 ・ 主要な構造に係る材・昭和戦前期以前の部材等の部位 	
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位		<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・ 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 	
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・ 材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位 	
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位			<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠上の配慮を必要とする部位
基準5 所有者等の自由裁量にゆだねられている部位			<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者等の自由裁量にゆだねられている部位

第2章 保存管理計画

2) 部位の設定

重要文化財について、先述の「1) 部位の区分」で示す5つの基準に基づき、以下に示すとおり、部位を設定する。詳細は表-12～表-23及び、写真6～写真49、図14～図24に示すとおりとする。

ア. 内部

(ア) 主屋

床面：基準1、2、3 壁面：基準1、2 天井：基準1、3

開口部建具：基準1、2 主要材：基準1、3 その他：基準1、4、5

(イ) 家財蔵

床面：基準1、2 壁面：基準2 天井：基準1

開口部建具：基準1、2 主要材：基準1 その他：基準1、4、5

(ウ) 塩物蔵

床面：基準1 壁面：基準1、2 天井：基準1

開口部建具：基準1、2 主要材：基準1 その他：基準4、5

(エ) 小豆蔵

床面：基準1 壁面：基準1、2 天井：基準1

開口部建具：基準1 主要材：基準1 その他：基準1、4、5

(オ) 米蔵

床面：基準1 壁面：基準1、2 天井：基準1

開口部建具：基準1 主要材：基準1 その他：基準4

イ. 外部

(ア) 主屋

基礎：基準1 主要材：基準1 壁面：基準2 屋根：基準2

開口部建具：基準1 その他：基準1、2

(イ) 家財蔵

基礎：基準1 主要材：基準1 壁面：基準2 屋根：基準2

開口部建具：基準1 その他：基準1、2

(ウ) 塩物蔵、小豆蔵、米蔵

基礎：基準1 主要材：基準1 壁面：基準2 屋根：基準2

開口部建具：基準1 その他：基準2

(エ) 土堀

基礎：基準1 主要部：基準2

(オ) 井戸

上屋：基準2 井戸：基準1 竈：基準1

(カ) 石段、石垣

石組：基準1

照明：公開部分は基準4、非公開部分は基準5 感知器（火災警報設備）：基準5

感知器の設置箇所は、「第4章 防災計画 1. 防火・防災対策」図-31～図-33に示すとおりとする。公開、非公開範囲の区分については、「第5章 活用計画（1）旧角海家住宅の公開範囲及びエリア 1）建造物の公開エリア」に示す。

表-12 旧角海家住宅主屋内部 部位の設定リスト (1/5)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-6	主屋 一階	玄関	床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、土壁2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-7	通り庭		床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、土壁2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁1、添柱3
			その他	1、4	踏台1、照明4
写真-8	土縁1		床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、漆喰2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁1、添柱3
			その他	4	照明
写真-9	便所		床面	1、3	土間1、石敷(便所)3
			壁面	1、2	板壁1、漆喰2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4、5	照明4 便器、手摺、手洗い、鏡5
写真-10	事務室		床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	3	ケイカル板(不燃材)
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	5	照明、ミニキッチン
写真-11	オクド		床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁1、添柱3
			その他	1	竈

表-13 旧角海家住宅主屋内部 部位の設定リスト (2/5)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-12	主屋 一階	台所 1	床面	1	
			壁面	1、2	板壁 1、土壁 2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1	人研ぎ流し、棚、竈、貯水槽
写真-13		台所 2	床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	—	
			主要材	1	
			その他	1、4	人研ぎ流し、棚、竈、貯水槽 1、照明 4
写真-14		店の間	床面	1、2	畳 1、畳表 2
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁 1、添柱 3
			その他	4	照明
写真-15		帳場	床面	1、2	畳 1、畳表 2
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、4	階段 1、照明 4
写真-16		縁側 1	床面	1、2	畳 1、畳表 2
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	
写真-17		中の間	床面	1、2	畳 1、畳表 2
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁 1、添柱 3
			その他	4	照明

表-14 旧角海家住宅主屋内部 部位の設定リスト (3/5)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-18	主屋 一階	座敷	床面	1、2	畳1、畳表2
			壁面	1	
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1、3	柱、梁1、添柱3
			その他	1、4	仏壇、神棚、床の間、書院1、照明4
写真-19	茶の間	床面	1、2	畳1、畳表2	
		壁面	2	土壁	
		天井	1		
		開口部建具	1、2	障子1、障子紙2	
		主要材	1		
		その他	1、4	戸棚、収納、囲炉裏、自在鉤1、照明4	
写真-20	勝手	床面	1、2	畳1、畳表2	
		壁面	2	土壁	
		天井	1		
		開口部建具	1、2	襖、障子1、障子紙2	
		主要材	1、3	柱、梁1、添柱3	
		その他	1、4	階段、収納1、照明4	
写真-21	縁側2	床面	1		
		壁面	1		
		天井	1		
		開口部建具	1		
		主要材	1		
		その他	1	収納	
写真-22	部屋	床面	1、2	畳1、畳表2	
		壁面	2	土壁	
		天井	1		
		開口部建具	1、2	引戸、襖、障子1、障子紙2	
		主要材	1		
		その他	1、4	欄間1、照明4	
写真-23	奥の部屋	床面	1、2	畳1、畳表2	
		壁面	2	土壁	
		天井	1		
		開口部建具	1、2	襖、障子1、障子紙2	
		主要材	1		
		その他	1、4	書院、床の間1、照明4	

第2章 保存管理計画

表-15 旧角海家住宅主屋内部 部位の設定リスト (4/5)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-24	主屋 一階	望楼の間	床面	1、2	畳1、畳表2
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1、2	引戸、障子1、障子紙2
			主要材	1	
			その他	1、4	収納1、照明4
写真-25	金庫室		床面	1、2	畳1、畳表2
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-26	縁側3		床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-27	縁側4		床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-28	土縁2		床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、4	踏台1、照明4

表-16 旧角海家住宅主屋内部 部位の設定リスト (5/5)

図表番号	部分		部位	基準	備考
写真-29	主屋 二階	前二階	床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、土壁2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	5	照明
写真-30	主屋 二階	女中部屋	床面	1	
			壁面	2	土壁
			天井	1	
			開口部建具	1、2	障子1、障子紙2
			主要材	1	
			その他	—	
写真-31	主屋 地階	戸前	床面	1	
			壁面	2	漆喰、土壁
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	
		炭蔵	床面	1	
			壁面	1	石積
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	

第2章 保存管理計画

表-17 旧角海家住宅家財蔵内部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-32	家財蔵 一階	戸前	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-33		部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、5	階段、車簞笥1、照明5
写真-34	家財蔵 二階	戸前	床面	1	
			壁面	2	土壁、漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	—	
写真-35		部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、4、5	階段、棚1、照明4、感知器5
		座敷	床面	1、2	畳1、畳表2
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1、2	障子1、障子紙2
			主要材	1	
			その他	1、4	棚1、照明4
写真-36	家財蔵 三階	部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	5	照明

表-18 旧角海家住宅塩物蔵内部 部位の設定リスト

図表番号	部分		部位	基準	備考
写真-37	塩物蔵 一階	戸前	床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、土壁、漆喰2
			天井	1	
			開口部建具	1、2	開戸、扉押さえ1、漆喰2
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-38		部屋	床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、漆喰2
			天井	1	
			開口部建具	1	引戸
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-39	塩物蔵 二階	部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	5	照明

第2章 保存管理計画

表-19 旧角海家住宅小豆蔵内部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-40	小豆蔵 一階	戸前	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-41		部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、4、5	収納1、照明4、感知器5
写真-42	小豆蔵 二階	部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	1、5	収納1、照明、感知器5

表-20 旧角海家住宅米蔵内部 部位の設定リスト

図表番号	部分	部位	基準	備考	
写真-43	米蔵 一階	戸前	床面	1	
			壁面	1、2	板壁1、漆喰2
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明
写真-44		部屋	床面	1	
			壁面	2	漆喰
			天井	1	
			開口部建具	1	
			主要材	1	
			その他	4	照明

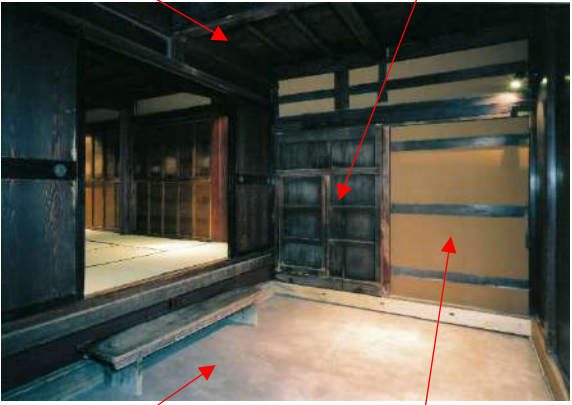
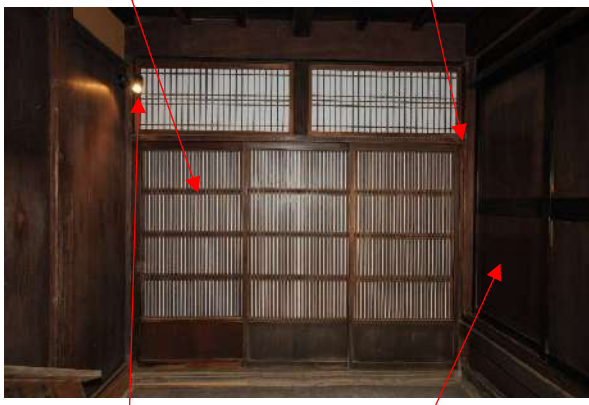
天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (照明) 基準 4	壁面 (板壁) 基準 1

写真-6 主屋一階(玄関)部位の設定

天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1 (障子紙) 基準 2	主要材 (柱、梁) 基準 1	その他 (踏台) 基準 1 (照明) 基準 4
			
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (板壁) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	主要材 (添柱) 基準 3

写真-7 主屋一階(通り庭)部位の設定

第2章 保存管理計画

天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (添柱) 基準 3	その他 (照明) 基準 4
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	壁面 (板壁) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1

写真-8 主屋一階（土縁1）部位の設定


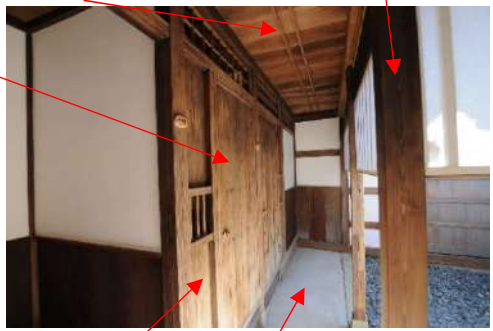

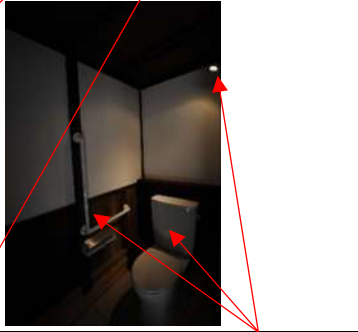
その他 (手洗い、鏡) 基準 5	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (竿縁天井) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (石敷) 基準 3	壁面 (板壁) 基準 1 (漆喰) 基準 2	床面 (土間) 基準 1	その他 (照明) 基準 4 (便器、手摺) 基準 5

写真-9 主屋一階（便所）部位の設定



開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (ケイカル) 基準 3
			
壁面 (土壁) 基準 2		床面 (土間) 基準 1	その他 (照明、ミニキッチン) 基準 5

写真-10 主屋一階（事務室）部位の設定

主要材 (添柱) 基準 3	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (垂木、野地板) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (竈) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1

写真-11 主屋一階（オクド）部位の設定



天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (板壁) 基準 1	その他 (竈、人研ぎ流し) 基準 1	その他 (水槽、棚) 基準 1

写真-12 主屋一階（台所1）部位の設定

第2章 保存管理計画

その他 (照明) 基準 4	天井 (垂木、野地板) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	
			
床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他(人研ぎ流し、 水槽) 基準 1	その他(棚) 基準 1

写真-13 主屋一階(台所2)部位の設定

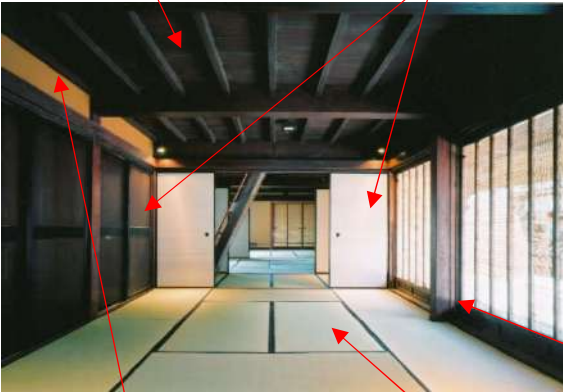

天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	開口部建具 (蔀戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
壁面 (土壁) 基準 2	床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	主要材 (添柱) 基準 3	その他 (照明) 基準 4

写真-14 主屋一階(店の間)部位の設定

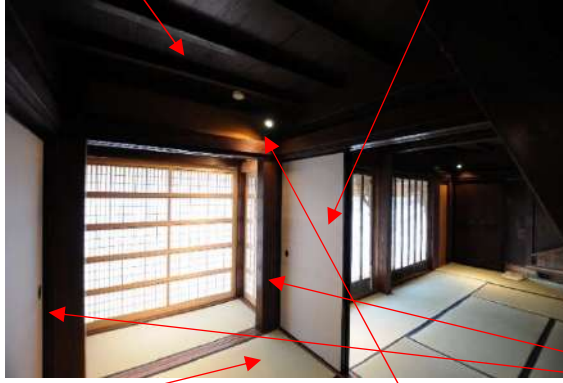
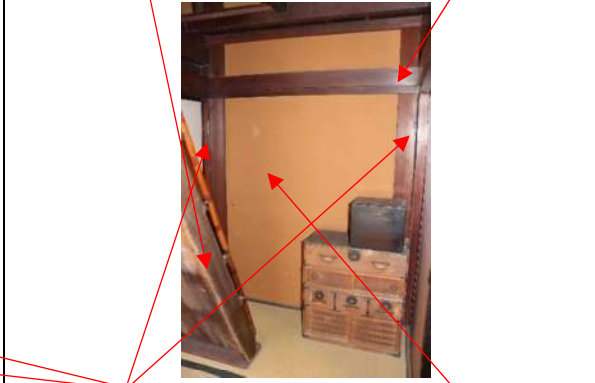
天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	その他 (階段) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	その他 (照明) 基準 4	主要材 (添柱) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2

写真-15 主屋一階(帳場)部位の設定

開口部建具 (儉鈍式) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	天井 (天井) 基準 1
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	壁面 (土壁) 基準 2	

写真-16 主屋一階(縁側1)部位の設定

天井 (竿縁天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	主要材 (添柱) 基準 3	主要材 (柱、梁) 基準 1
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	開口部建具 (引戸) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	

写真-17 主屋一階(中の間)部位の設定

第2章 保存管理計画

天井 (竿縁天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1	その他 (仏壇、神棚、 床の間、書院) 基準 1
 <p>書院 床の間 仏壇 神棚</p>		 <p>神棚</p>	
 <p>神棚</p>		 <p>神棚</p>	
<p>床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2</p>	<p>開口部建具 (引戸) 基準 1</p>	<p>主要材 (添柱) 基準 3</p>	<p>壁面 (土壁) 基準 2</p>

写真-18 主屋一階 (座敷) 部位の設定


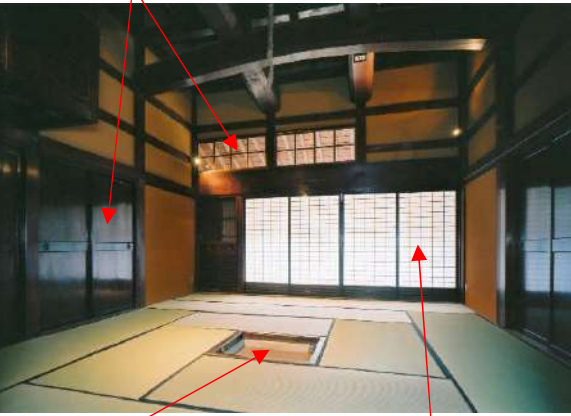

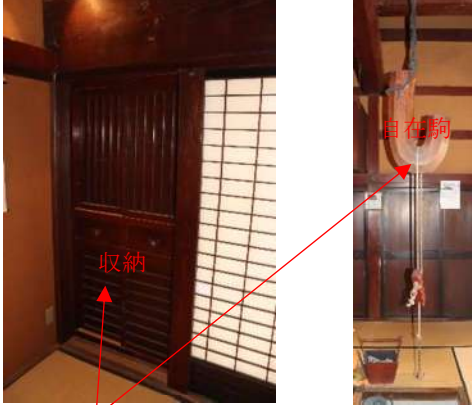
その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	
			
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	その他 (戸棚) 基準 1	その他 (囲炉裏) 基準 1	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2
			
天井 (垂木、野地板) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (収納、自在鉤) 基準 1	

写真-19 主屋一階（茶の間）部位の設定

第2章 保存管理計画



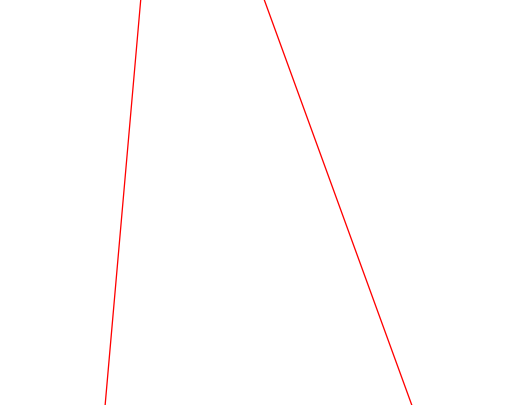
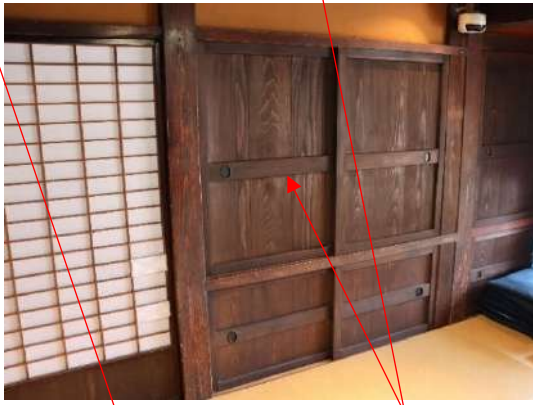
天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (襖、障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2	主要材 (柱、梁) 基準 1	主要材 (添柱) 基準 3
			
			
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (照明) 基準 4	その他 (階段、収納) 基準 1

写真-20 主屋一階（勝手）部位の設定



その他 (収納) 基準 1	天井 (垂木、野地板) 基準 1	壁面 (板壁) 基準 1
		
主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	床面 (板床) 基準 1

写真-21 主屋一階（縁側2）部位の設定

天井 (竿縁天井) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (照明) 基準 4	その他 (欄間) 基準 1
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	開口部建具 (引戸) 基準 1 (襖) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2

写真-22 主屋一階（部屋）部位の設定

天井 (竿縁天井) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	その他 (書院) 基準 1 (床の間) 基準 1	開口部建具 (襖) 基準 1	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2

写真-23 主屋一階（奥の部屋）部位の設定

その他 (照明) 基準 4	天井 (竿縁天井) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2	壁面 (漆喰) 基準 2	その他 (収納) 基準 1

写真-24 主屋一階（望楼の間）部位の設定

第2章 保存管理計画



天井 (竿縁天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	開口部建具 (開戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (板床) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	

写真-25 主屋一階（金庫室）部位の設定

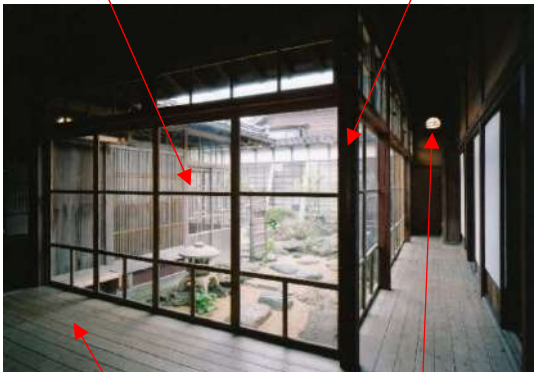

開口部建具 (儉鈍式) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (根太天井) 基準 1
			
床面 (板床) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	壁面 (土壁) 基準 2	

写真-26 主屋一階（縁側3）部位の設定

天井 (根太天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (儉鈍式) 基準 1
			
開口部建具 (引戸) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	床面 (板床) 基準 1	

写真-27 主屋一階（縁側4）部位の設定



壁面 (土壁) 基準 2	天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (儉鈍式) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (土間) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	その他 (踏台) 基準 1

写真-28 主屋一階（土縁 2）部位の設定

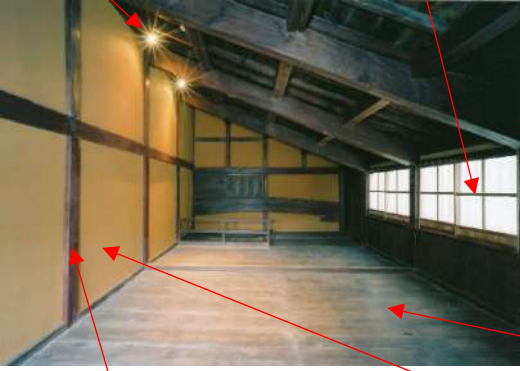

その他 (照明) 基準 5	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (根太天井) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1
			
主要材 (柱、梁) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	床面 (板床) 基準 1	壁面 (板壁) 基準 1

写真-29 主屋二階（前二階）部位の設定

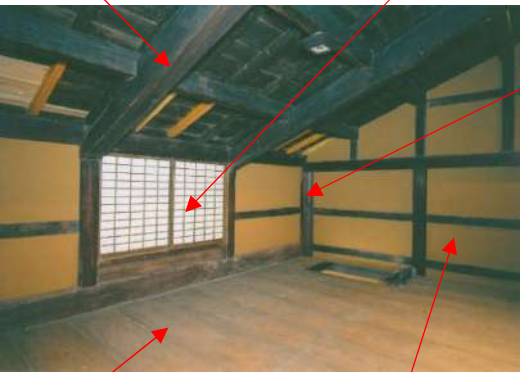
天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2	主要材 (柱、梁) 基準 1
		
床面 (板床) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	

写真-30 主屋二階（女中部屋）部位の設定

第2章 保存管理計画

壁面 (漆喰) 基準 2	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	
床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	天井 (根太天井) 基準 1	壁面 (石積) 基準 1

写真-31 主屋地階（戸前・炭蔵）部位の設定

床面 (土間) 基準 1	開口部建具 (開戸) 基準 1	開口部建具 (扉押さえ) 基準 1	その他 (照明) 基準 4
天井 (根太天井) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1

写真-32 家財蔵一階（戸前）部位の設定



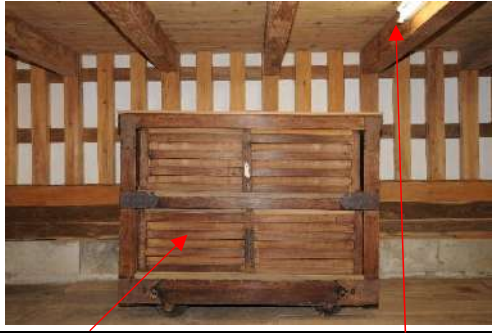
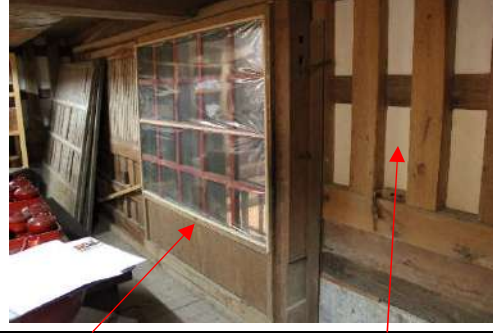
天井 (根太天井) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	その他 (階段) 基準 1	床面 (板敷) 基準 1
			
			
その他 (車箆筥) 基準 1	その他 (照明) 基準 5	開口部建具 (引戸) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2

写真-33 家財蔵一階(部屋)部位の設定

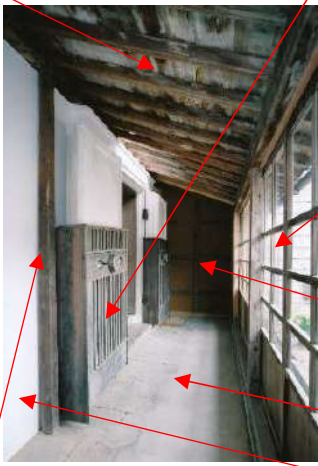

天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (開戸) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	開口部建具 (扉押さえ) 基準 1
			
主要材 (柱、梁) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2

写真-34 家財蔵二階(戸前)部位の設定

第2章 保存管理計画





開口部建具 (引戸) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	その他 (階段) 基準 1 (照明) 基準 4	開口部建具 (障子) 基準 1 (障子紙) 基準 2
			
その他 (感知器) 基準 5	天井 (根太天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
その他 (棚) 基準 1	床面 (板床) 基準 1	床面 (畳) 基準 1 (畳表) 基準 2	その他 (棚) 基準 1

写真-35 家財蔵二階（部屋・座敷）部位の設定



	開口部建具 (引戸) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (垂木、野地板) 基準 1
			
床面 (板床) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	その他 (照明) 基準 5

写真-36 家財蔵三階（部屋）部位の設定

開口部建具 (開戸) 基準 1 (扉押さえ) 基準 1	天井 (根太天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	壁面 (漆喰) 基準 2 開口部型具 (漆喰) 基準 2
			
			
主要材 (柱、梁) 基準 1	床面 (土間) 基準 1	壁面 (土壁) 基準 2	壁面 (板壁) 基準 1

写真-37 塩物蔵一階(戸前)部位の設定

主要材 (柱、梁) 基準 1	天井 (根太天井) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	開口部建具 (引戸) 基準 1
			
			
壁面 (板壁) 基準 1	床面 (土間) 基準 1	床面 (板敷) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2

写真-38 塩物蔵一階(部屋)部位の設定





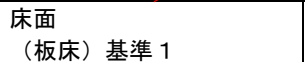

天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1	その他 (照明) 基準 5	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
			
床面 (板床) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2		

写真-39 塩物蔵二階(部屋)部位の設定

第2章 保存管理計画




天井 (垂木、野地板) 基準 1	開口部建具 (開戸) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	主要材 (柱、梁) 基準 1
			
床面 (土間) 基準 1	開口部建具 (扉押さえ) 基準 1		壁面 (漆喰) 基準 2

写真-40 小豆蔵一階（戸前）部位の設定

その他 (照明) 基準 4	開口部建具 (引戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	天井 (根太天井) 基準 1
			
その他 (感知器) 基準 5	床面 (板敷) 基準 1	その他 (収納) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2

写真-41 小豆蔵一階（部屋）部位の設定



その他 (照明) 基準 5	天井 (垂木、野地板) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	その他 (感知器) 基準 5
			
その他 (収納) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	床面 (板床) 基準 1	開口部建具 (引戸) 基準 1

写真-42 小豆蔵二階（部屋）部位の設定



開口部建具 (開戸) 基準 1	主要材 (柱、梁) 基準 1	開口部建具 (扉押さえ) 基準 1	天井 (垂木、野地板) 基準 1
			
壁面 (漆喰) 基準 2	床面 (土間) 基準 1	その他 (照明) 基準 4	壁面 (板壁) 基準 1

写真-43 米蔵一階（戸前）部位の設定



その他 (照明) 基準 4	開口部建具 (引戸) 基準 1	天井 (垂木、野地板) 基準 1
		
床面 (土間) 基準 1	壁面 (漆喰) 基準 2	主要材 (柱、梁) 基準 1

写真-44 米蔵一階（部屋）部位の設定

表-21 旧角海家住宅外部 部位の設定リスト (1/3)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
図-12	主屋	東面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	1、2	サガリ、袖壁1、雨樋2
図-13	主屋	南面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	
図-14	主屋	北面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	
図-15	主屋	西面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	

表-22 旧角海家住宅外部 部位の設定リスト (2/3)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
図-16	家財蔵	東面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	1、2	サガリ、袖壁1、雨樋2
図-17		南面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	
図-18		北面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	
図-19		西面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	

第2章 保存管理計画

表-23 旧角海家住宅外部 部位の設定リスト (3/3)

図表番号	部分		部位	基準	備考
図-20	塩物蔵 小豆蔵 米蔵	北面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	2	樋2
図-21		南面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	—	
			その他	—	
図-22		西面	基礎	1	
			主要材	1	
			壁面	2	
			屋根	2	棧瓦
			開口部建具	1	
			その他	—	
写真-45	土塀	中庭側	基礎	1	
			主要部	2	
			屋根	2	棧瓦
写真-46	井戸	—	上屋	2	
			井戸	1	
			竈	1	
	石段	—	石段	1	
写真-47	石垣	西面	石組	1	
写真-48		西、南面	石組	1	
写真-49		東、北面	石組	1	

屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	その他 (サガリ、袖壁) 基準 1 (雨樋) 基準 2
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板、漆喰壁) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-14 主屋（東面）部位の設定

屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板、漆喰壁) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-15 主屋（南面）部位の設定

屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-16 主屋（北面）部位の設定

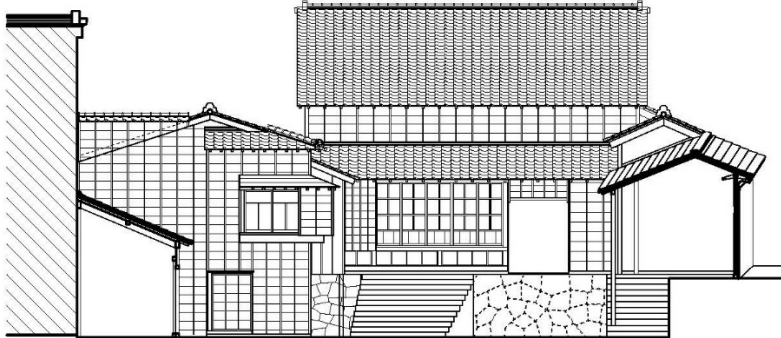
屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	
		
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-17 主屋 (西面) 部位の設定

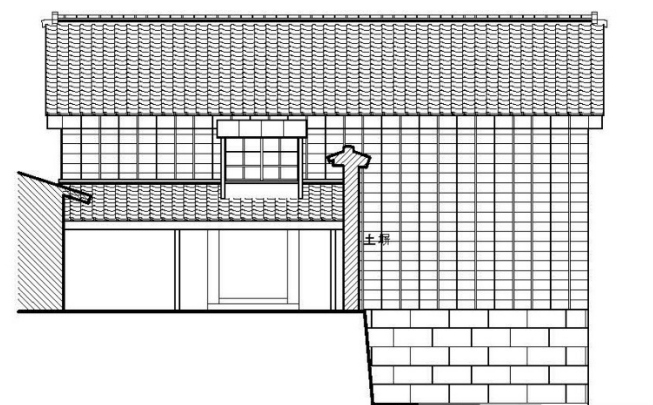
屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	その他 (サガリ、袖壁) 基準 1 (雨樋) 基準 2
		
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (貼石) 基準 1

図-18 家財蔵 (東面) 部位の設定

屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (引戸) 基準 1	
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-19 家財蔵 (南面) 部位の設定

屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (貼石) 基準 1

図-20 家財蔵 (北面) 部位の設定

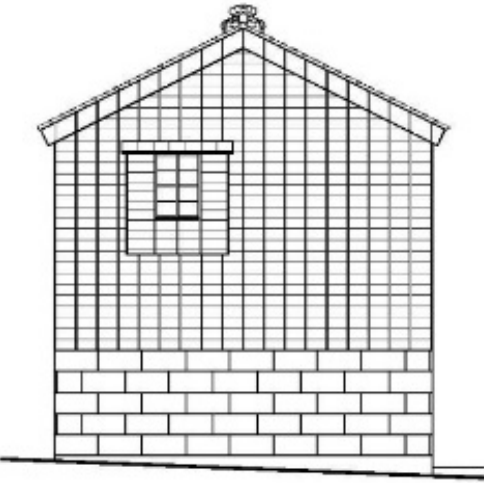
屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1	
		
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-21 家財蔵 (西面) 部位の設定

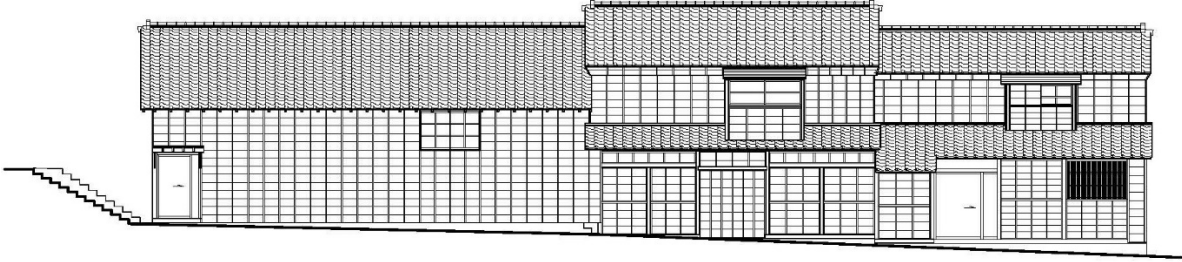
屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓、引戸) 基準 1	その他 (樋) 基準 2
		
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-22 塩物蔵・小豆蔵・米蔵 (北面) 部位の設定

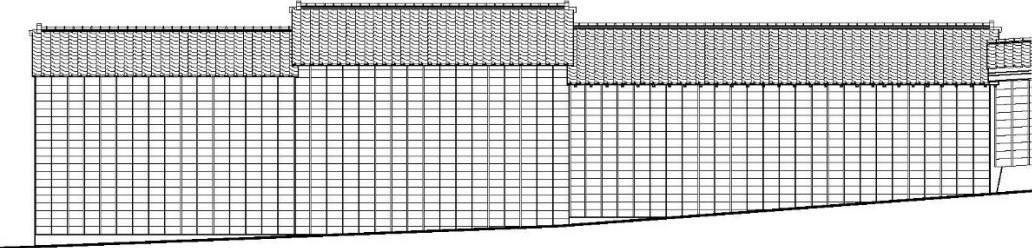
屋根 (棧瓦) 基準 2		
		
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1

図-23 塩物蔵・小豆蔵・米蔵 (南面) 部位の設定

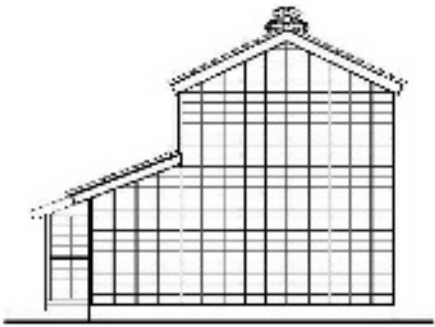
屋根 (棧瓦) 基準 2	開口部建具 (窓) 基準 1		
			
主要材 (柱) 基準 1	壁面 (下見板) 基準 2	基礎 (布石) 基準 1	

図-24 塩物蔵・小豆蔵・米蔵（西面）部位の設定

		屋根 (棧瓦) 基準 2	
			
基礎 (石組) 基準 1	主要部 (柱) 基準 2	主要部 (漆喰) 基準 2	主要部 (控柱) 基準 2

写真-45 土塀（中庭側）部位の設定



			
竈 基準 1	井戸 基準 1	上屋 基準 2	石段 基準 1

写真-46 井戸（上屋・井戸・竈）、石段 部位の設定

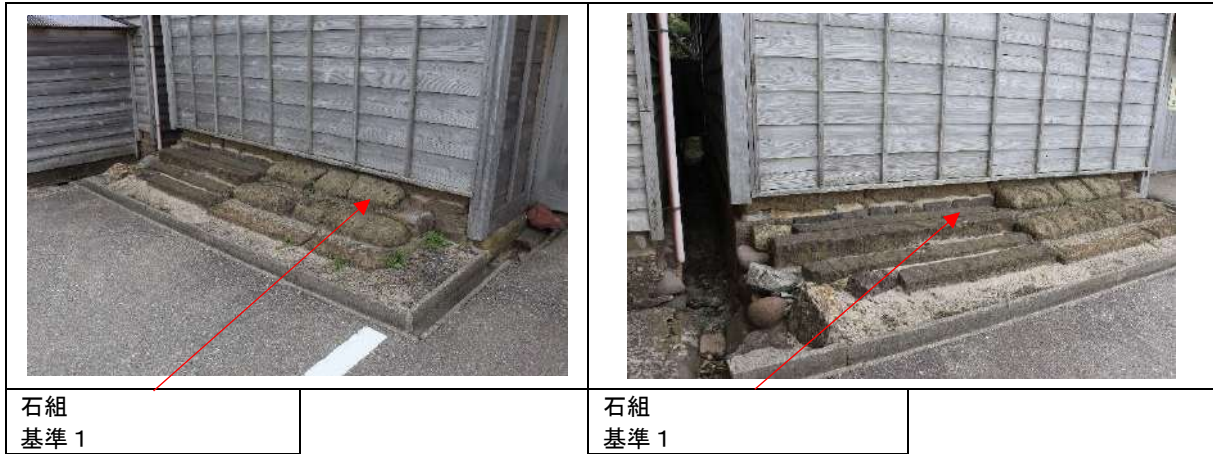


写真-47 石垣（西面）部位の設定

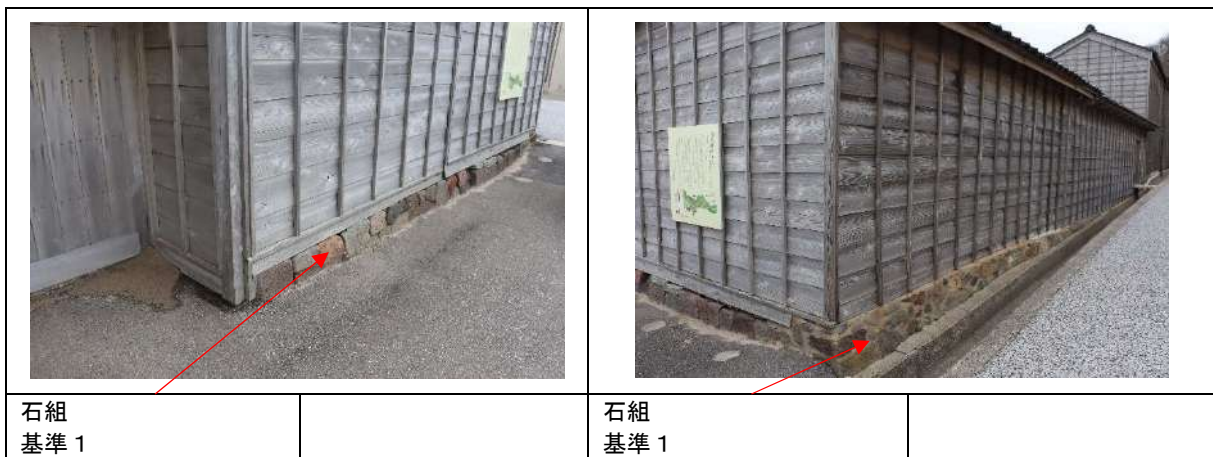


写真-48 石垣（西、南面）部位の設定



写真-49 石垣（東、北面）部位の設定

3. 管理計画

(1) 管理の体制

現在、一般公開している開館時（午前9時から午後5時）の間は、輪島市が地元住民から構成される「黒島地区まちなみ保存会」に委託し、常勤管理人2名体制で日常的な維持管理及び受付・案内業務を行っている。日常的な施設管理は、施設の解錠・施錠、点検、清掃などであり、点検結果により適宜必要な処置を行っている。また、事故や災害等が発生した場合は、速やかに必要な措置（輪島市教育委員会文化課及び、消防や警察等への通報、見学者の避難誘導等）を行うこととなっている。点検結果を踏まえて実施する修理に関しては、輪島市が全て対応する。

一般公開に伴う受付・案内業務は、料金徴収を含む来訪者の受付、来訪者への施設及び展示物などの案内説明などを行っている。

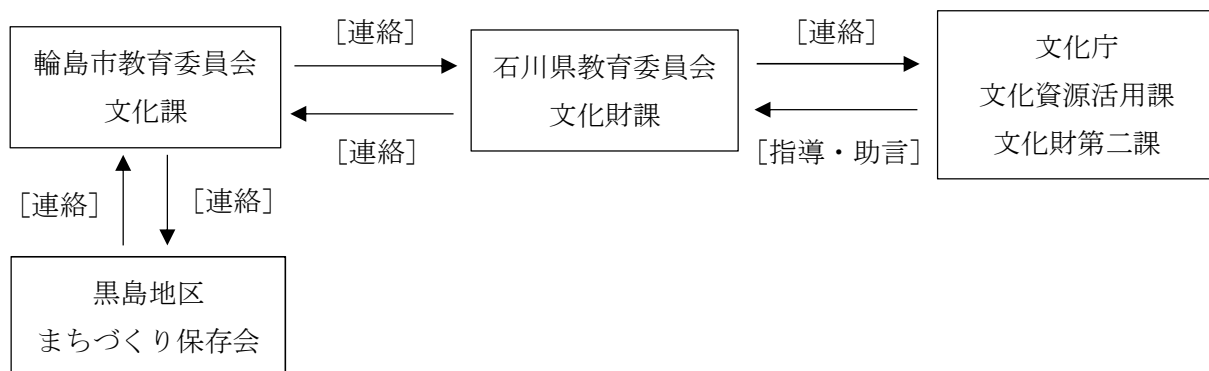
また、閉館時及び夜間は、施錠を行うとともに、不在時の不法侵入や火災に備え、通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備等を設置し、管理している。

1) 管理組織 輪島市

2) 担当部局 輪島市 教育委員会 文化課

3) 電話番号 0768-22-7666

4) 管理上の連絡体制



5) 今後の管理方針

日常的な施設管理及び一般公開に伴う受付・案内業務について、引き続き、輪島市が地元住民から構成される「黒島地区まちなみ保存会」に委託し行うものとする。

なお、業務内容の更なる充実や、高齢化に伴う管理人の確保などについて、随時対応することとする。

(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

ア. 清掃・整頓に関する事項

常駐管理人による日常の清掃・整頓、巡回点検のほか、定期的に除草を行う。

イ. 日照・通風の確保に関する事項

常駐管理人により週2回以上、全室の窓の開閉を行う。

ウ. 蟻害・虫害・不朽防止に関する事項

常駐管理人によって巡回点検を行い、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。

エ. 風水雪害に関する事項

災害時には輪島市職員及び常駐管理人による巡回点検を行い、被害を確認した場合には応急措置を施し、石川県教育委員会に報告することとし、具体的な災害発生時の対応については、「第4章 防災計画」で別途定める。

オ. き損・盗難・防火等の事故防止に関する事項

管理人不在時の盗難や立ち入り防止のため、公開時間以外は常駐管理人により施錠を行うとともに、不在時の不法侵入や火災に備え、通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備、屋内には消火器を設置している。

また、放火等を防止するため、輪島市職員や管理人による巡回や、地域住民による日頃からの不審者への声かけを行うこととし、具体的な放火・防犯対策については、「第4章 防災計画」で定める。

2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕や補修などの維持管理の行為について、以下の区分ごとに示す。

ただし、その維持管理の行為が修理届の不要なものであるか判断に迷う場合には、石川県文化財課に適宜相談し、文化庁の判断ののち実施するものとする。なお、補修を行う際は記録をとり、今後の保存修理等の参考資料とする。

ア. 外構及び基礎

建物地盤を適切に維持するため、建造物周り及び敷地内の排水溝の清掃を随時行うとともに、中庭の樹木の手入れや雑草などの草刈りに努める。通路部分に雨水が滞水しないよう舗装面を適宜修繕する。コンクリート基礎やアスファルト舗装に亀裂や剥離箇所等が発見された場合は適宜補修を行う。

イ. 縁回り及び床下

縁下には物を入れず、また置かないようにし、床下の通風を確保する。床下の点検を実施し、柱根や床組材の腐朽、虫害等がないか確認する。

小規模な修繕：0.5㎡未満の縁板の補修

ウ. 外壁

漆喰壁や板壁に亀裂や破損、剥離などが生じていないか発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。

ただし、大規模なき損が発見された場合は、保存修理を実施する。

小規模な修繕：1㎡未満の壁板の補修

エ. 内壁

漆喰壁や板壁に亀裂や破損などが生じていないか発見に努め、発見された場合は漆喰の部分的な塗り直しや壁紙の貼替など適宜補修を行う。

小規模な修繕：1 m²未満の壁土の補修

オ. 床及び畳

板床や畳、土間等の床の上には重量物を持ち込まず、また、展示物等を移動する際には、引き摺ったり衝撃を与えないようにする。

土間は、日常的に清掃を行い、維持管理に努める。乾燥に注意を払い、乾燥時には適度の湿気を与える。

板床や畳は月1回掃き掃除を実施する。また、畳は湿気に注意を払い、天日で乾かし埃を叩くなどの手入れを行う。手縫いの畳床は、必要に応じて締め直しを行う。

破損が確認された場合は、適宜補修を行う。

小規模な修繕：2 m²未満の床板の割れやひびの軽微な補修

カ. 屋根及び雨樋

瓦屋根の亀裂や欠落、瓦ズレが生じていないか定期的に観察を行うとともに、雨漏りの発見に努め、破損等が確認された場合は適宜補修を行う。また、雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落等の発見に努め、穴の補填や交換等、適宜補修を行う。

ただし、交換の場合は、現状と同質同材のもを用いることとする。

小規模な修繕：1 m²未満の瓦のき損、0.2 m²未満の霧除板庇のき損の補修

キ. 建具

引戸等を開閉する際は、日ごろから丁寧に取り扱うとともに、不自由なものは無理な行為は避け、建て付けの調整や戸車の取替、戸溝の埋木等を行う。敷居や鴨居は清掃に努める。歴史的、装飾的なもの以外の襖、障子は、必要な時期に貼替を行う。

装飾的なもの以外の釘や留め金具等は、必要に応じ適宜補修を行う。発錆に対する注意を払い、水に濡らさないで汚れの除去を行う。確認された破損箇所は適宜修理を行う。取替が必要な際には、既存のものを補完しておく。

小規模な修繕：全体見付面積の1/10未満の木部の補修

第2章 保存管理計画

4. 修理計画

(1) 当面必要な保存修理等の措置

平成19(2007)年3月の能登半島地震で大きな被害を受けたことに伴い、約4年を費やして保存修理工事が行われ、同23(2011)年7月に竣工した。この保存修理工事により建物は十分な耐震性能を有するに至り、良好に保存されている。

しかし、下記に示すとおり、当面は部分的に修理が必要である。

1) 主屋

令和4(2022)年8月、主屋 中の間において床板や根太の損傷が確認された。調査の結果、その原因はシロアリによるものであり、床下の通気性が悪いことが要因と推測される。

損傷箇所は速やかに修理するとともに、今後、シロアリ被害が発生しないよう、根本的な防蟻対策(湿気対策)を講じることとする。

令和5年(2023)年7月、損傷箇所である床板、根太の修理を実施した。



写真-50 床板・根太の損傷(左:修理前・右:修理後)

大雨の際、雨樋が雨水を受けきれずに溢れるなど、機能不良な箇所が存在するため、雨水が適切に排水されるように、勾配を適切に取るなど調整する。



写真-51 雨樋の機能不良

2) 家財蔵

家財蔵の1階から屋外に出入りできる板戸(通常は閉鎖)が、長年の風雨の影響により、板材が破損しすき間ができています。現在は、応急的にガムテープですき間を塞いで雨等が屋内に侵入しないよう対応しているため、板材を交換するなど、修繕する。



写真-52 板戸の破損

3) 塩物蔵、小豆蔵、米蔵

現時点で目立った劣化、破損等は見られない。

4) 外壁

令和5(2023)年6月時点、主屋南側をはじめ複数箇所で下見板等が欠損していたため、部材を交換するなど速やかに対応する。

令和5(2023)年7月、一部の部材交換等を実施した。



写真-53 下見板等の欠損 (左: 修理前・右: 修理後)

第2章 保存管理計画

(2) 事後届出にできる保存修理等

保存修理等は、修理等に関する事前の届出が原則必要となる。しかし、本計画の認定によって、一部の修理については円滑な実施を図る観点から、修理の事後届出で対応できることとなっている。

以下に、事後届出の対象とする条件と範囲を示す。

ただし、事後届出の対象となるか判断に迷う場合には、石川県文化財課を通じて文化庁と協議するものとする。

1) 条件

- ・平成 21～23（2009～2011）年度に実施した保存修理工事で、工法・材料が明確である修理。
- ・国指定又は県指定の文化財建造物修理の経験がある施工業者による修理。
- ・定期的（3年に1回程度）に発生する修理。

2) 範囲

ア. 縁板	0.5～1 m ² 以内の割れやひびの軽微な補修や取替
イ. 外壁	荒壁に至らない1～2 m ² 以内の壁板の補修
ウ. 内壁	荒壁に至らない1～2 m ² 以内の壁板の補修
エ. 床	2～4 m ² 以内の割れやひびの補修や取替
オ. 畳	2畳半以下の床及び表替え
カ. 屋根	1～3 m ² 以内の瓦の葺替
	0.2～1 m ² 以内の霧除板庇の補修
キ. 建具	全体見付面積の1/10～1/5以内の木部の補修

(3) 今後の保存修理計画

保存修理工事竣工から日が浅いこともあり、建物の状態は良好に保たれており、当面は大規模な修理の必要はない。今後、適切な維持管理に努めつつ、経年劣化による対応が必要になった際は、保存修理を実施し、後世へ引き継ぐこととする。

ただし、転倒防止のために土塀に設置されている添え柱は、風雪等の影響で腐食している。

今後、時期をみて補修や取替等の対応が必要となる。この場合、風雪等から耐えられ、出来るだけ耐用年数の長い構造・材質又は、補修や取替等が容易な構造とすることが必要である。例えば、根元部分のみをコンクリート又は、石材の基礎とすることや鋼材で覆うことなどが考えられ、敷地全体の文化価値を損なわないよう工法を十分に検討したうえで実施する。



写真-54 添え柱の現状

第3章 環境保全計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物の適切な管理とともに、歴史的風致や景観等を維持・形成するための環境保全を行うため、敷地全体及び重要文化財に指定されていない建造物の保護の方針を定める。

1. 環境保全の現状と課題

(1) 現状

旧角海家住宅の敷地は、黒島集落を南北に貫く通りに東面し、南側に海へ向かう路地を通す角地に所在し、東西に長く西に向かって傾斜し、西端は現在国道に面するが、かつては海岸であった。

重要文化財である主屋は敷地東端に東面し、裏側は石垣で一段下がり、海岸に至る通路を通す。通路の北側には家財蔵が建ち、通路南側には東から塩物蔵、小豆蔵、米蔵が東西棟で南の路地に面して並び、これら4棟の蔵は重要文化財である。

未指定の建物として、敷地南西には大工小屋、北西には薪小屋が配置される。大工小屋は東側の大半を欠失していたが、震災後の復旧工事により、礎石などを根拠に旧の規模に整備された。薪小屋は現在車庫に改造されている。

まとまった屋外空間として、主屋から海岸に至る通路と、主屋と家財蔵に囲まれた北東端に中庭が設えられている。通路は幅員約4メートルで、主屋から海を見渡せる開放的な空間である。中庭にはモチノキ、ウバメガシ、シャリンバイなどの中低木の植栽や、大小の景石、池、竹袖垣などが配され、主屋の座敷や茶の間等に面した縁側に囲まれており、家財蔵に続く土間からも眺めることができる。この空間は、中庭を囲むように居室を配置するミツボガコイと呼ばれる平面形式になっており、黒島の船主住宅の典型を良く示す重要な要素となっている。

敷地周囲は、重要文化財である石垣や土塀で囲まれており、通路北側に未指定の復元土塀が設置される。この復元土塀の位置に震災前はコンクリートブロック塀が設置されていたが、震災により損壊したため、震災後の保存修理工事により更新された。更新にあたっては、古写真を参考に、中庭北側の土塀（重要文化財指定）と同じ仕様とし、景観向上の観点から表面に下見板張りが施され、倒壊防止のためクリ材による控え柱が設けられた。

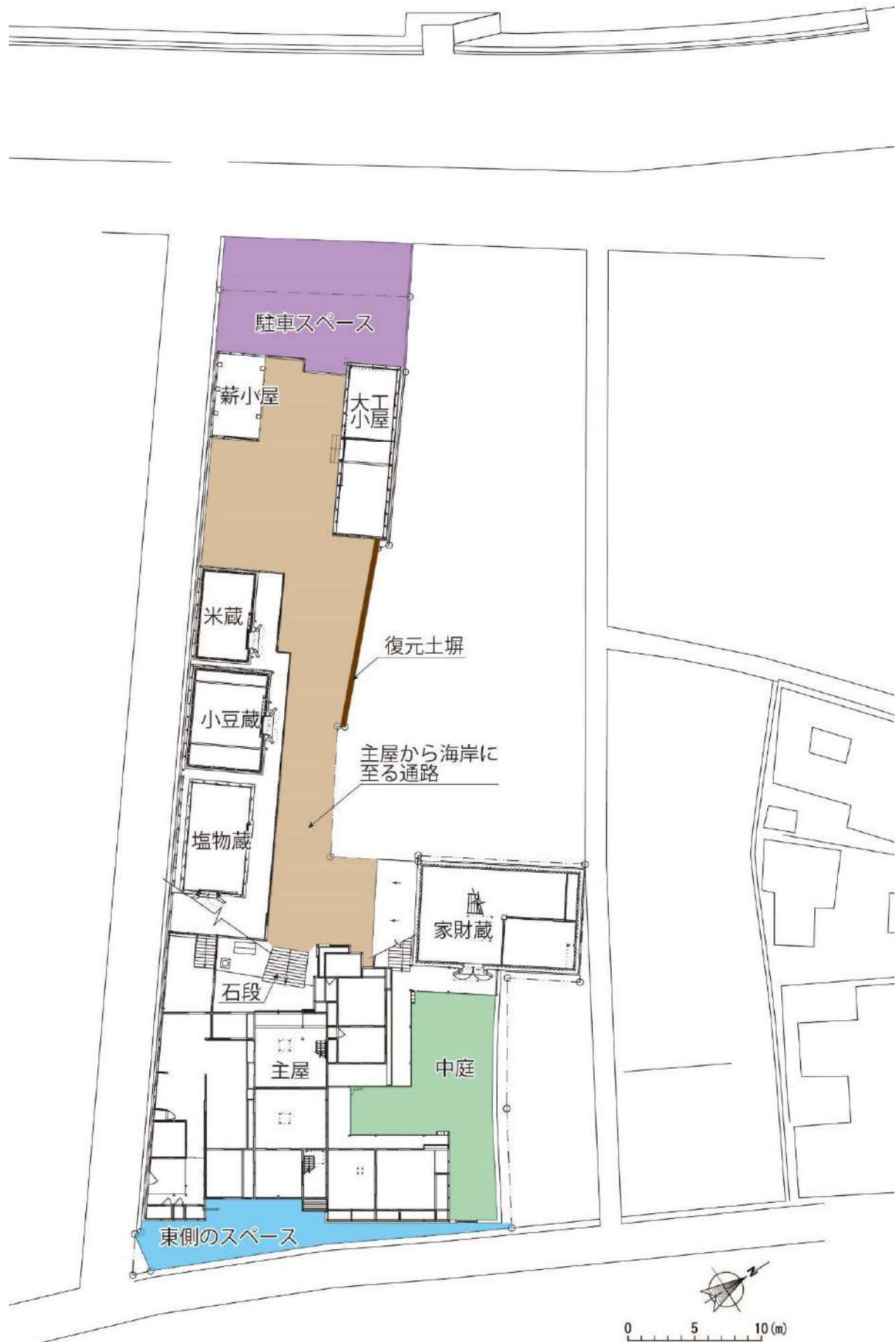


図-25 環境保全の現状（着色部分の課題を後述）



写真-55 中庭の現状



写真-56 主屋から海岸に至る通路の現状



写真-57 東側のスペースの現状



写真-58 駐車スペースの現状

(2) 課題

それぞれの場所について、次のような課題が挙げられる。

1) 中庭

中庭には、コケが生育しており湿度の高さが窺えられ、排水対策を講じる必要がある。中庭に近接する中ノ間において、令和4年8月にシロアリ被害が確認されており、その湿気対策として中庭の排水機能の向上が有効と考えられる。なお、中庭の外周には側溝があり、排水柵も設置されているものの、土砂が流れ込まないようにスポンジ状の柵蓋で覆われているため、排水が十分に機能しておらず、ある程度の降雨時には水が溜まる。このため、側溝の定期的な浚渫と柵蓋の改良等が求められる。

また、中高木が成長しすぎた状態にあり、強風等の影響により周囲の建物に損傷を与える可能性も考えられるため、定期的な剪定が必要である。雑草の繁茂も見受けられるため、草刈り等の手入れが必要である。

竹袖垣が老朽化し、破損も見受けられるため、修理や取替等の対応が必要である。

これらのことを含め、今後も適切な管理を実施し、維持していくこととする。



写真-59 側溝（柵蓋）の現状



写真-60 降雨時の様子



写真-61 中庭（雑草）の現状



写真-62 竹袖垣の現状

2) 主屋から海岸に至る通路

通路北側の下見板張りが施された復元土塀には、倒壊防止のためクリ材による控え柱が設置されているが、中庭の土塀と同様に柱の根元部分が風雪等の影響により腐食している。今後、時期をみて補修や取替等の対応が必要となる。この場合、風雪等から耐えられ、出来るだけ耐用年数が長くなる構造・材質又は、補修や取替等が容易な構造とすることが求められる。例えば、柱の根元部分のみをコンクリート又は、石材の基礎とすることや鋼材で覆うことなどが考えられ、敷地全体の文化財価値を損なわないよう工法を十分に検討する必要がある。



写真-63 添え柱の現状

3) 駐車スペース

敷地西側の4台分の駐車スペースのうち、板戸前面の1台分のスペースは緊急時の出入りのため駐車禁止としているが、その表示が分かりにくく、駐車車両が見受けられる状態となっている。このため景観に配慮した駐車禁止の表示が必要である。



写真-64 駐車スペースの現状

第3章 環境保全計画

2. 環境保全の基本方針

文化財としての価値を適切に保存しつつ、その価値を向上させるため、環境保全の基本方針を以下のように定める。

- ・重要文化財建造物の価値を適切に保存するため、保存に影響を及ぼす恐れのある周辺環境を改善する。
- ・通路、中庭、その他の屋外空間は建造物の屋内空間と機能的な関係がある。建造物の価値を高めるため、屋内の機能との連携に配慮しながら歴史的環境に沿って整備を行う。
- ・重要文化財の利活用を促進し理解を深めるため、屋外の空間を活用し、解説や便益機能を高める設備・施設及び環境の整備を行う。

3. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

重要文化財建造物と一体をなしてその価値を形成している計画区域全体について、標準的な区分である「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」、「その他区域」の4つに区分して保護の方針を定める。

1) 保存区域

重要文化財（建造物）を含む区域で、重要文化財に指定されている建造物が建つ区域（雨落ち範囲内）、中庭及び市道に面する東側のスペースとする。

2) 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。薪小屋及び大工小屋が建つ区域、主屋から海側に至る通路部分を保全区域とする。

3) 整備区域

敷地西端の駐車場スペースを整備区域とする。

4) その他区域

計画区域内の1)、2)、3)を除く区域（重要文化財の土地指定範囲以外）とする。

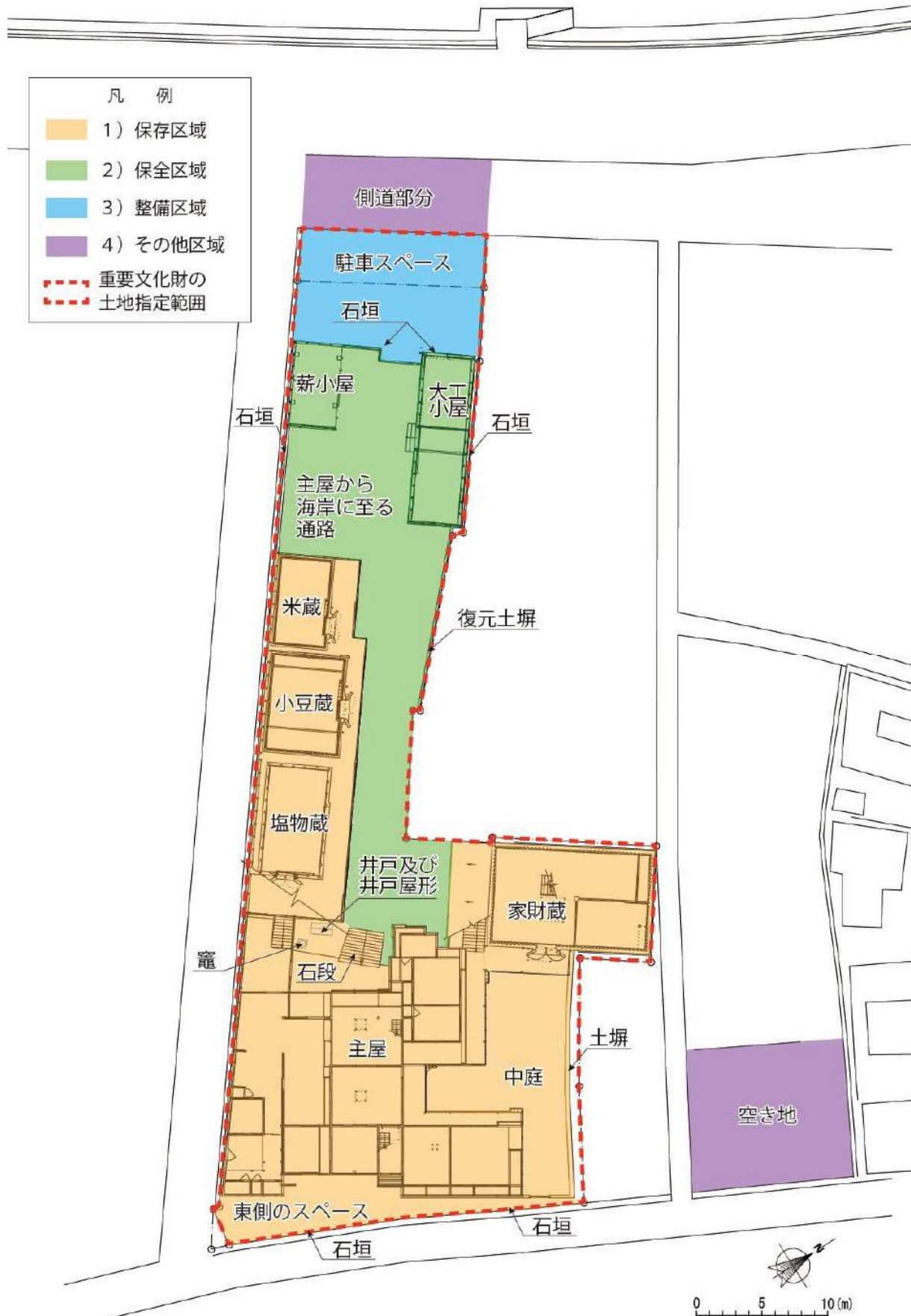


図-26 環境保全の区域図

第3章 環境保全計画

(2) 各区域の保全方針

(1) で設定した4つの区分に応じて、保全方針を設定する。

1) 保存区域

この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は旧形状の復原及び防災上必要な場合に限る。

消火設備等の防災上必要な施設は、防災計画に従って整備を行う。

2) 保全区域

この区域内では、建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

消火設備等の防災上必要な施設は、防災計画に従って整備を行う。管理上必要な塀、通用口や物置等は、必要に応じ修景に配慮しながら整備を行う。ただし、重要文化財建造物や敷地全体の景観を損ねることのない形態となるよう管理を行う。

また、中庭は主屋や家財蔵とのつながりが密接であり、保存区域の価値を高める良好な庭園景観を創出するために、修景や樹木の剪定、補植を行うとともに、排水対策を行う。

3) 整備区域

この区域内では、重要文化財（建造物）の活用のために必要な施設の整備を行うことができる。また、建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

消火設備等の防災上必要な施設は、防災計画に従って整備を行い、公開・活用に必要な管理施設や便益施設の設置や、修理工事時などの資材置き場の用地使用を想定する。

4) その他区域

この区域内では、防災上必要な施設の整備を行うことができる。

消火設備等の防災上必要な施設は、防災計画に従って整備を行い、公開・活用に必要な管理施設や便益施設の設置や、修理工事時などの資材置き場の用地使用を想定する。

4. 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財（建造物）以外のすべての建造物（工作物、環境物件含む）について、標準的な区分に準じ、「保存建造物」、「保全建造物」の2つに区分し、それぞれに保護方針を定める。

1) 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、重要文化財（建造物）に準じて保存を図るものである。

保存建造物は、重要伝統的建造物群保存地区の環境物件にミツボガコイとして位置付けられている北東端の中庭に存する景石、池などの工作物とする。

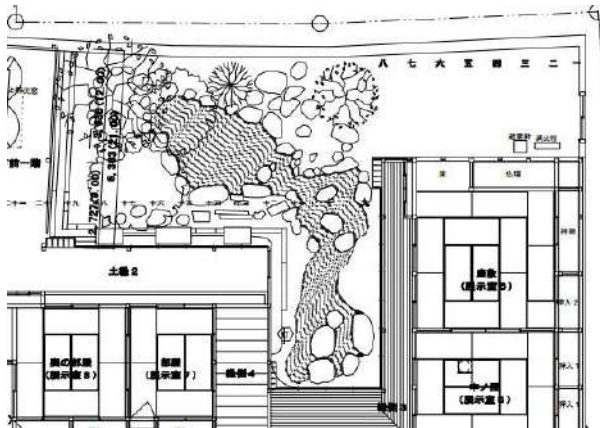


図-27 中庭の平面図



写真-65 中庭の工作物（景石、池など）

2) 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るものである。

保全建造物は、敷地南西の大工小屋、北西の薪小屋及び、通路北側の復元土塀（下見板張り修景済、控え柱含む）、西側の板塀・門、南西側の土塀とする。

(2) 建造物保護の方針

(1) で設定した2つの区分に応じて、建造物保護の方針を設定する。

1) 保存建造物

材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、有効な活用のために部分又は部位を限って行うもの、又は文化的価値を向上させる目的で行うものは、現状の形式を変更できるものとし、重要文化財（建造物）に準じた保護を行う。

2) 保全建造物

原則として、位置、規模、形態、材料、意匠を保全することとし、歴史的環境に配慮しながら適切に維持管理を行う。

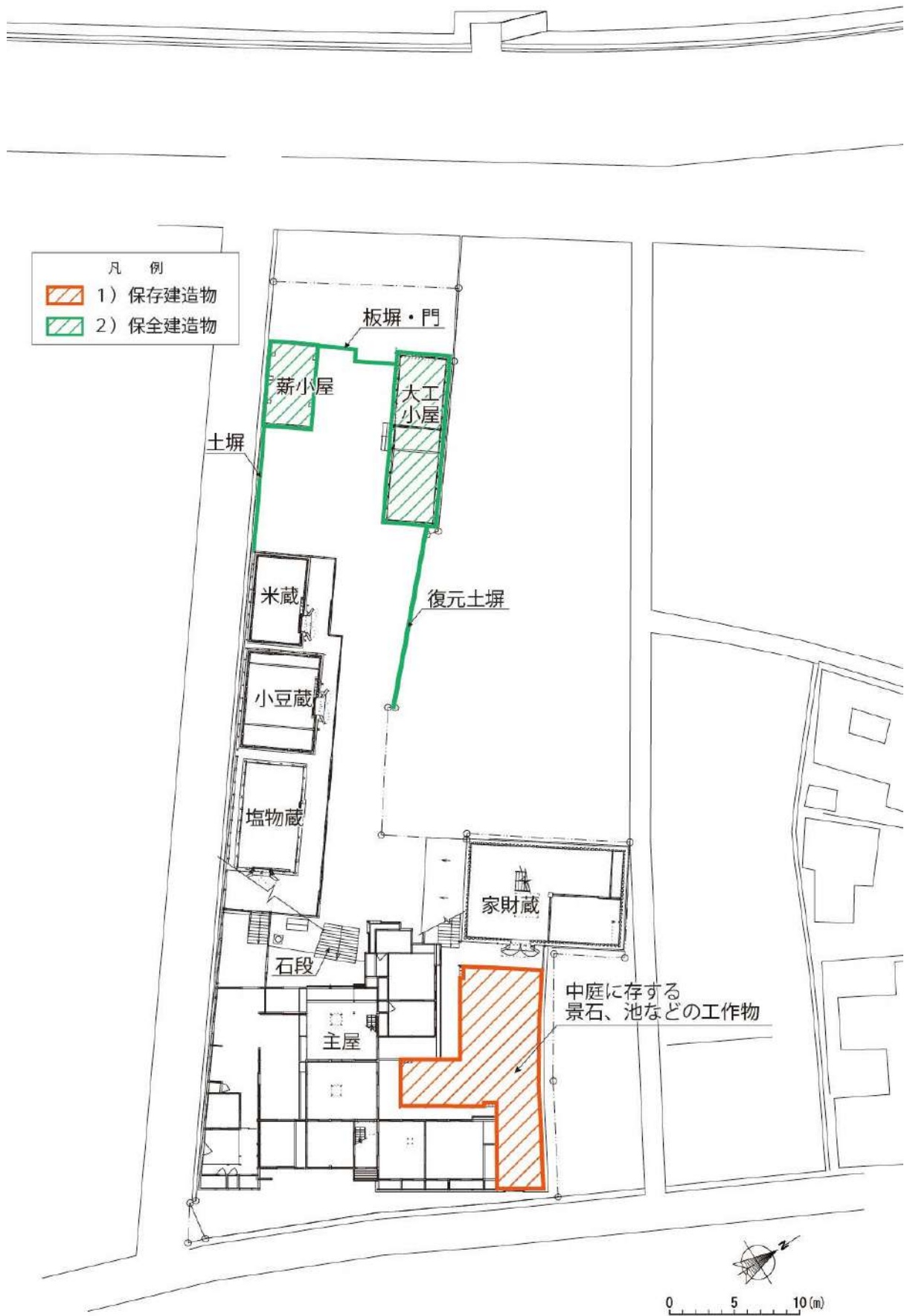


図-28 建造物の区分図

5. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

旧角海家住宅は、輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の中央北寄りに所在する。

黒島地区は、日本海航路の発展の中で北前船の船主及び船員（船頭や水主）の居住地として発展し、江戸後期から明治中期にかけて隆盛した集落である。また、独特の平面形式や外観を見せる町家が町並みを構成し、周辺の自然環境と一体となって歴史的風致を形成している地区である。最も栄えた明治初期の地割を良好に残すとともに、伝統的な主屋等が歴史的風致を良く伝えていることから、平成 21（2009）年 6 月 30 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

黒島地区は、江戸から明治期にかけて 7 度の大火に見舞われ、その度に多くの家屋が焼失している。また、平成 19（2007）年 3 月 25 日に能登半島地震が発生し、震度 6 強を観測しており、3 割強の建物が全半壊し、多くの建物が被害を受けている。これ以降、景観に配慮した復興が進められてきた。

黒島地区の歴史的な町並みと、ここに居住する住民の生命を守るため、輪島市により令和 4（2022）年 3 月、「輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区 防災計画」が策定された。

本計画において、火災や地震といった自然災害に関し、ハード（物理的な災害対策）・ソフト（情報や訓練などで得られる災害対策）の両面にわたる具体的な防災対策が掲げられた。また、被害を最小限に抑えるための減災対策の視点も取り入れ、自助・共助・公助の円滑な連携により減災を図ることから、住民や行政の役割を明確化した。

本計画の着実な実施により、住民の防災意識を高め、地区の防災力の向上に向けた体制づくりや防災施設の整備を促進することとされている。

旧角海家住宅の防災機能を向上するには、この保存地区全体における施策・事業と歩調を合わせ取り組んでいく必要がある。

1) 当該地域における地方公共団体の治山・治水計画

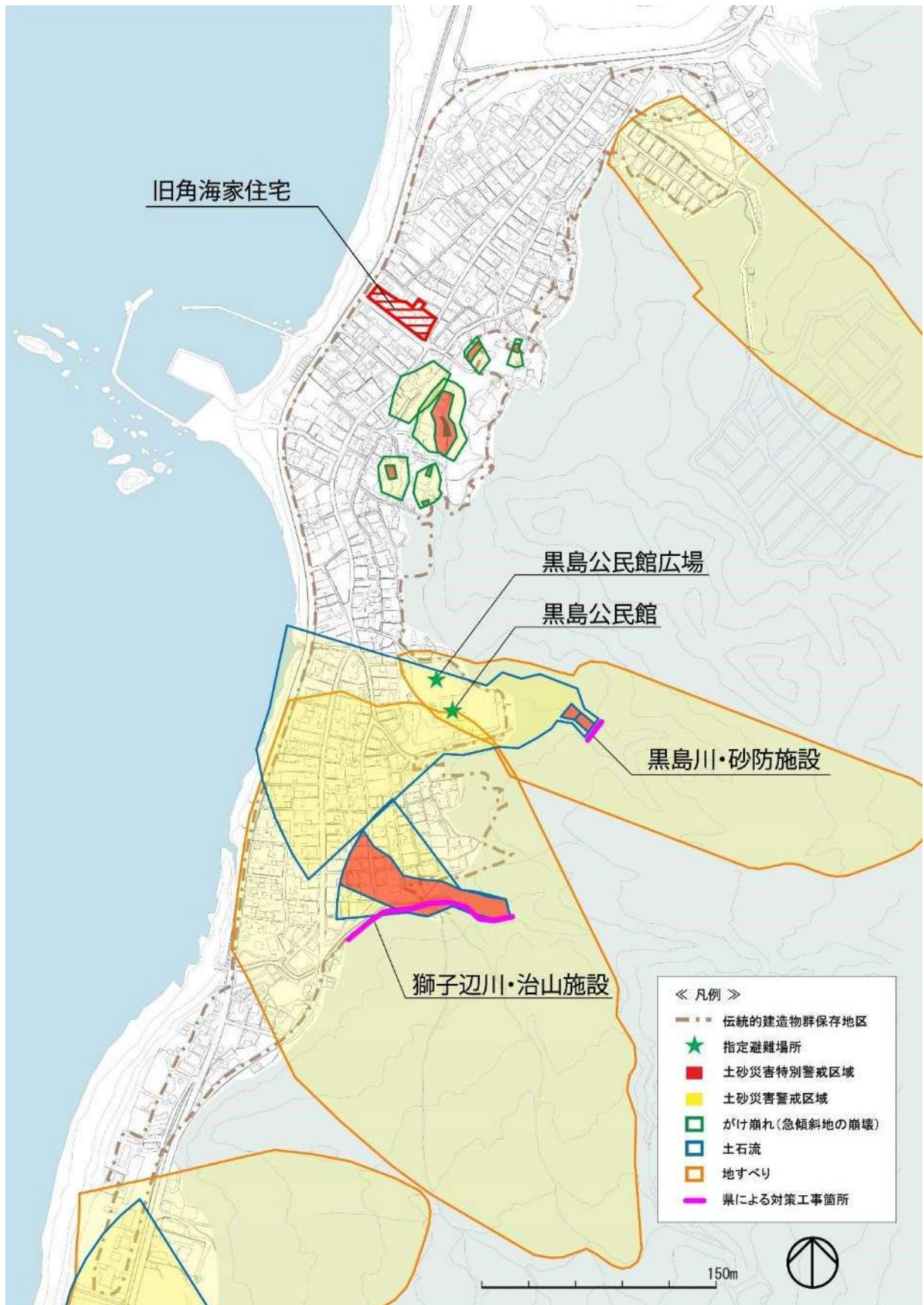
輪島市黒島地区及び周辺地域において、地方公共団体（石川県、輪島市）による治山・治水計画は、現在存在しない。

2) 洪水・土砂災害等のおそれ

黒島地区における土砂災害警戒区域等の指定状況は次に示すとおりであり、旧角海家住宅の計画区域は、警戒区域及び特別警戒区域のいずれにも指定されていない。

なお、漁港背後の急傾斜地が急傾斜危険地域に、黒島地区南部の大半のエリアが土石流や地すべりによる土砂災害警戒区域に指定されており、地震時や豪雨時等には急傾斜地の崩壊や土石流の発生などの土砂災害の可能性があるため、県と市が連携し対策を講じていく必要がある。

水害については、黒島地区には洪水浸水想定区域は存在せず、黒島地区において側溝などの雨水排水施設について一定の整備が完了しており、近年の大雨時等に浸水被害は発生していない。



出典：「石川県土砂災害情報システム SABO アイ（令和3年7月）」を基に作成

図-29 土砂災害警戒区域等指定状況図

3) 震災のおそれ

能登半島では地震の発生頻度は低くなく、江戸後期に大地震の記録が2回(享保12(1727)年、天保4(1833)年)あるほか、平成5(1993)年には能登半島沖地震が発生している。

平成19(2007)年3月、能登半島周辺で最大震度6強の能登半島地震が発生した。黒島地区では、この能登半島地震により地区内の3割強の建物が全半壊、一部損壊を含めると地区内のほぼ全ての建物が被害を受けた。旧角海家住宅(被災当時は石川県指定文化財)は、地区内で最も大きな被害を受けた住宅のひとつである。主屋は全体的に南方向に傾斜し、仮支柱により辛うじて支えられているという状態であった。

また、近年も令和2(2020)年以降、最大震度5弱以上の地震が能登半島周辺で複数回発生している。

黒島地区は木密地域であり過去には大火も発生しているため、今後もひとたび地震が発生した場合には、火災や損壊等の被害が想定される。



写真-66 被災後の旧角海家住宅
(平成19年(2007)年3月の能登半島地震)

4) 津波被害のおそれ

石川県沿岸では津波被害がたびたび発生しているが、黒島地区沿岸における被害について、明確な記録は確認されていない。

なお、石川県浸水想定区域図(平成29(2017)年5月 石川県作成)によると、海岸沿いの国道249号で部分的に浸水箇所が見られるものの、旧角海家住宅及びその周辺に津波による想定浸水区域は設定されていない。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

旧角海家住宅の計画区域及び隣接地は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域のいずれにも指定されておらず、当面はとくに改善措置は必要ないと思われる。水害に対しても、計画区域及び周辺は洪水浸水想定区域に指定されておらず、改善措置は必要ない。

計画区域の中庭及び通路に生育する樹木や植栽については、必要に応じ枝打ちや剪定、補植などの措置を講じるとともに、雨水排水に支障をきたす落葉の除去を心がける。排水施設の機能を維持向上するため、定期的に清掃等を行うとともに、台風や大雨後の点検に努め、支障が確認されれば速やかに対応する。

コンクリートブロック塀の控え柱に腐食があるため改修を要するが、その場合、歴史的景観に考慮し、文化財価値を損なわないよう工法を十分に検討する。

火災に対しては、旧角海家住宅の周辺は木造家屋が密集していることに加え、狭小な道路が多いため、過去の火災履歴からみても一度火災が発生すると大火になる危険性が高く、周辺家屋からの延焼が危惧される。このため、火災に対しては、輪島消防署や輪島市消防団黒島分団による迅速な消防活動はもとより、管理者による出火防止、早期発見の対応や初期消火活動や周辺からの延焼防止策が求められる。防火対策について次章「防災計画」に詳しく示すものとする。

(3) 環境保全施設整備計画

施設の設置、改修を要する場合は、以下に留意する。

1) 保護柵（復元土塀、生け垣等）

- ア. 歴史的景観や環境との調和に努める。
- イ. 公開や管理の都合、修理工事の際の妨げにならないことを併せて検討する。
- ウ. 建造物に近接して保護策を設ける必要がある場合は、仮設物や防犯装置などによる代替措置等についても検討する。

2) 排水施設（排水溝、排水管等）

- ア. 現在埋没している旧来の排水溝等の施設の有無を確認する。
- イ. 目詰まり防止のため、防止装置の付加や管理方法について検討する。
- ウ. 施設設置後の効果について追跡調査をし、不備があれば随時対策を講ずる。
- エ. 台風や大雨の後に必ず点検する。
- オ. 定期的に清掃、浚渫を行う。

3) 中庭の樹木管理

- ア. 中庭の樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に努める。
- イ. 必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

第4章 防災計画

本章では、重要文化財を災害から守るため、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、「1. 防火・防犯対策」、「2. 耐震対策」、「3. 耐風対策」の視点から、その対応方針・対策を定める。

1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

1) 当該文化財の燃焼特性

建物の規模及び構造は以下のとおりである。主屋だけでなく土蔵、小屋等も含め、外に面する外壁の一部が白漆喰で塗籠めにされているが、木造であるため個々の建物自体の燃焼性は高い。周辺には木造建築物が密集しており、外部火災による延焼の危険性もある。

建物の概要

- ・主 屋：桁行 22.27m、梁間 11.81m、一部二階、切妻造、棧瓦葺
- ・家財蔵：桁行 11.81m、梁間 7.27m、三階建、切妻造
 - 東突出部 桁行 6.36m、梁間 1.81m、片流れ、棧瓦葺
 - 南突出部 桁行 7.99m、梁間 2.72m、片流れ、棧瓦葺
- ・塩物蔵：桁行 8.18m、梁間 4.54m、二階建、切妻造、棧瓦葺
 - 東突出部 桁行 12.01m、梁間 7.30m、一部二階建、切妻造、棧瓦葺
- ・小豆蔵：桁行 7.27m、梁間 5.45m、二階建、切妻造、棧瓦葺
 - 北突出部 桁行 8.33m、梁間 1.22m、切妻造、棧瓦葺
- ・米 蔵：桁行 6.36m、梁間 3.63m、切妻造、棧瓦葺
 - 北突出部 桁行 7.16m、梁間 1.86m、切妻造、棧瓦葺

2) 延焼の可能性

旧角海家住宅敷地は、東側、西側、南側の三面と北側の一部が道路に面し、北側の殆どが個人住宅と接する。周辺には木造建築物が密集しており、外部の火災による延焼の危険性がある。

第一次近接距離内の環境

- ・西側 道路、個人住宅（倉庫 2 棟）
- ・東側 道路、個人住宅（木造二階建瓦葺 5 棟）
- ・北側 道路、個人住宅（木造二階建瓦葺 7 棟）
- ・南側 道路、個人住宅（木造二階建瓦葺 3 棟、倉庫 3 棟）
事務所（木造二階建瓦葺 1 棟）※消防分団



図-30 防火管理区域図

3) 防火管理の現状と利用状況に係る課題

旧角海家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止している。重要文化財指定された各棟の屋内に通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備、消火器計 11 本が設置されている。これらは震災に伴う保存修理工事に併せて更新されたものである。

また、計画区域内の屋外には、任意設置の防火施設として消火設備（屋外消火栓）が設置されている。消火栓は屋外に 4 基存在し、地震被災後の修理工事により収納箱のみ更新されたが、消火設備自体は昭和 48（1973）年の設置以降更新されておらず、約 50 年経過していることから、改めて施設の点検を実施し、必要に応じて設備の更新が求められる。

また、消火栓の設置箇所は、4 基のうち 3 基が敷地の東側に集中していることに加えて、水源は水道管直結となっており、仮に断水となった場合や周辺に大規模な火災が発生した場合に水利が失われることも想定される。

さらに、夜間等の閉館時に火災が発生した場合、外部から敷地内に入った上で屋外消火栓の操作が必要となるが、屋外消火栓まで到達する動線は長く、消火活動の開始までに時間を要する。このため、より迅速な消火活動が可能となるような対応が求められる。

火災等の緊急時に内部見学者を安全に避難させるため、敷地・建物内における避難経路及び避難口を設定するなど、避難誘導するための体制の構築が求められる。

重要文化財の適切な保存に加え、一般公開・活用に伴い不特定多数の見学者が見込まれることから、来訪者の安全性の確保も考慮し、火災予防の体制を構築するとともに、万が一火災が発生した場合の初期消火及び避難誘導に係る体制を構築し、必要な消火設備の整備を行う。

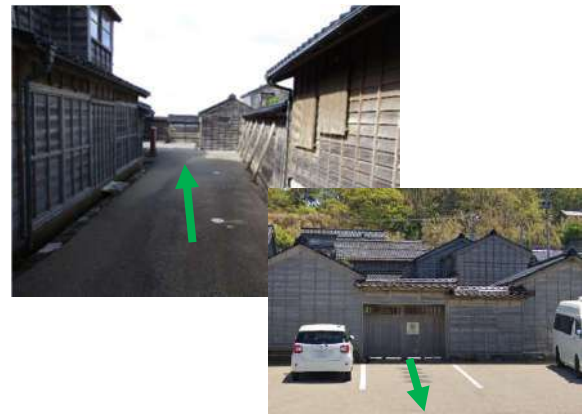
当該重要文化財は木造建造物であることから燃焼性が高い。また、周辺には木造住宅が多く、周辺の木造住宅の出火による延焼の可能性も高いため、延焼防止対策の検討も必要となる。



写真-67 既設の屋外消火栓



米蔵脇の避難口



薪小屋と大工小屋の間の避難口

写真-68 敷地内の主な避難経路と避難口（敷地内）

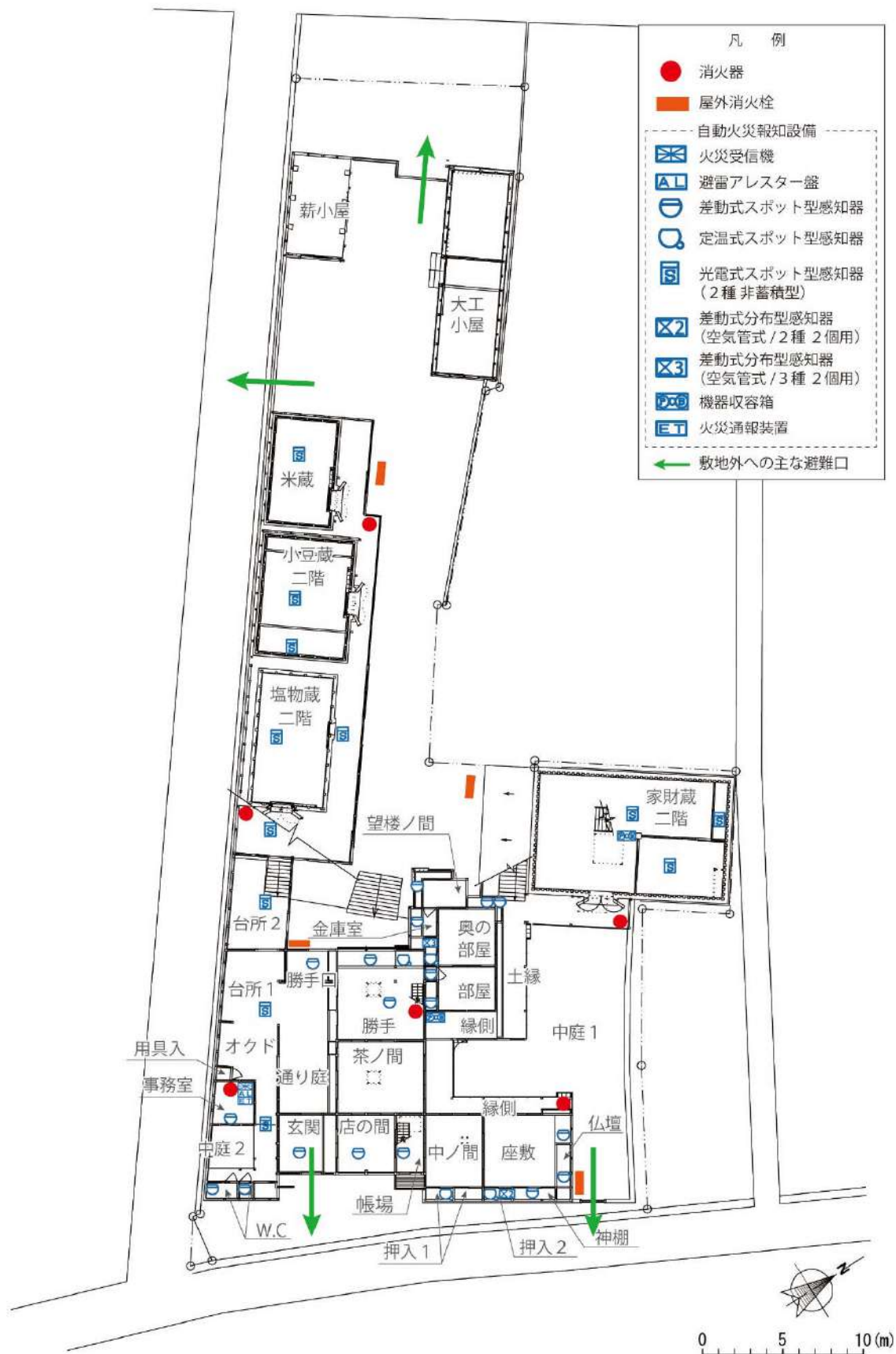


図-31 消火設備の設置箇所（主屋一階、家財蔵二階、塩物蔵二階、小豆蔵二階、米蔵、外部）

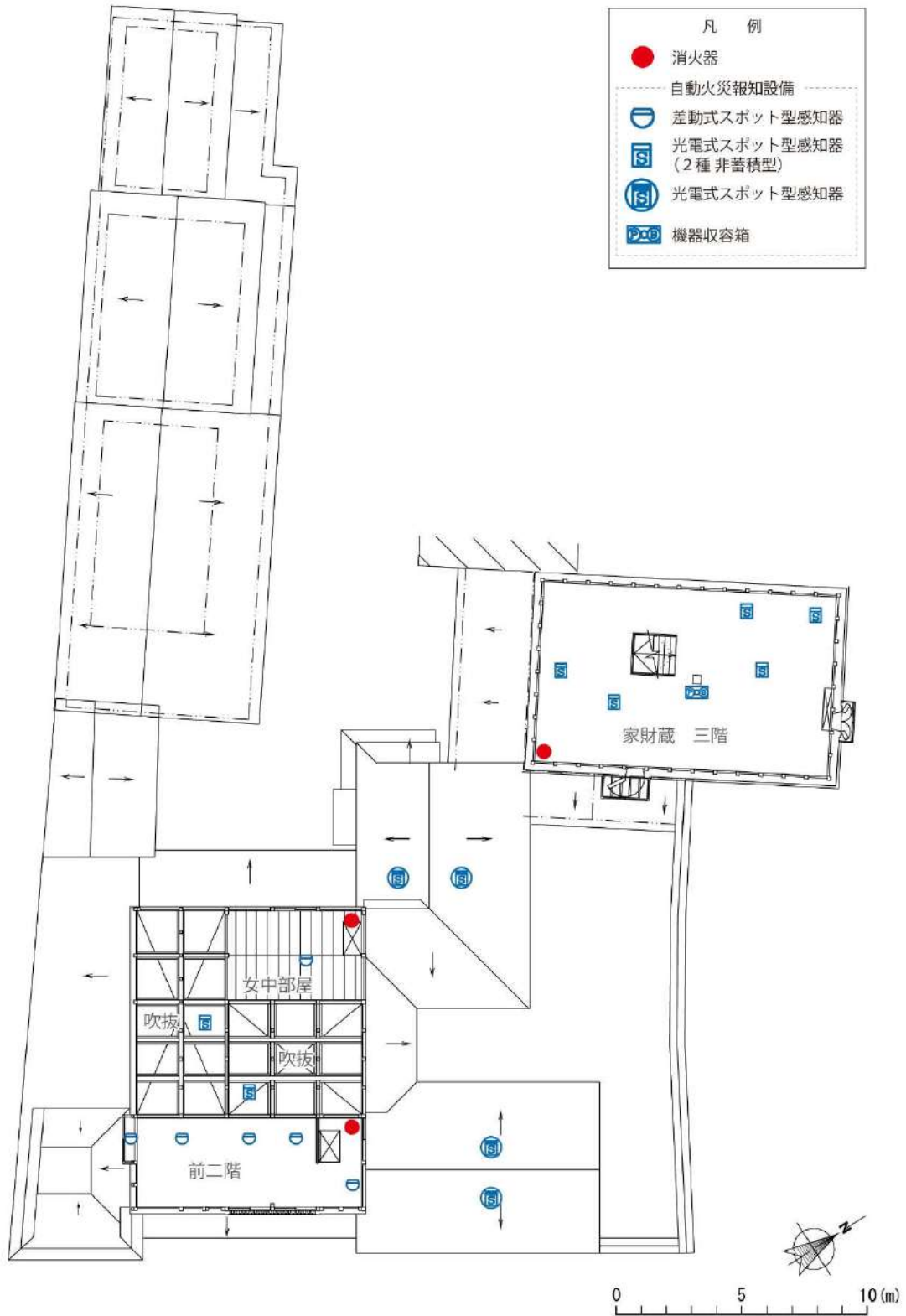


図-32 消火設備の設置箇所（主屋二階、家財蔵三階）

第4章 防災計画

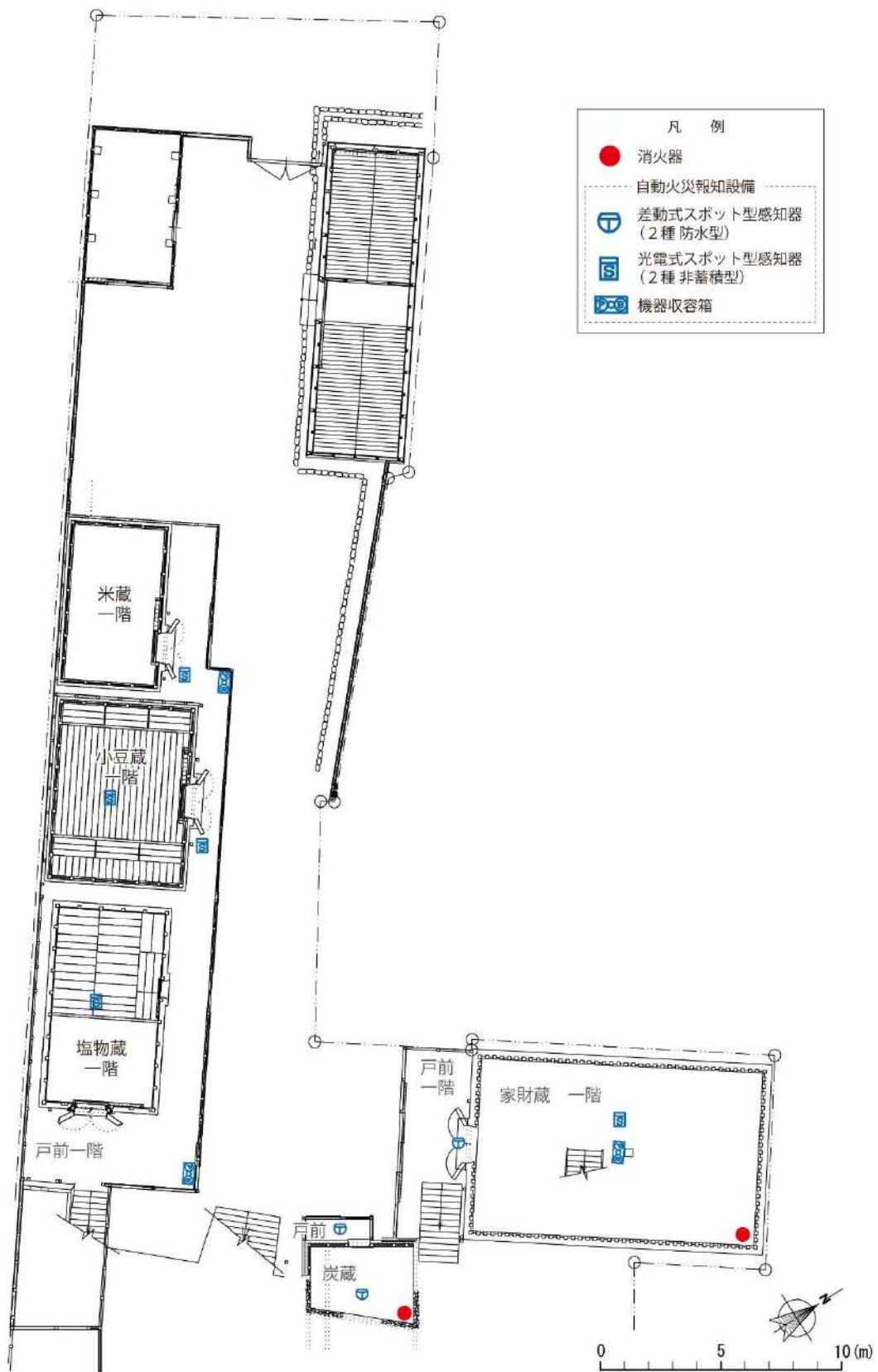


図-33 消火設備の設置箇所（主屋（炭蔵）地階、家財蔵一階、塩物蔵一階、小豆蔵一階、米蔵一階）

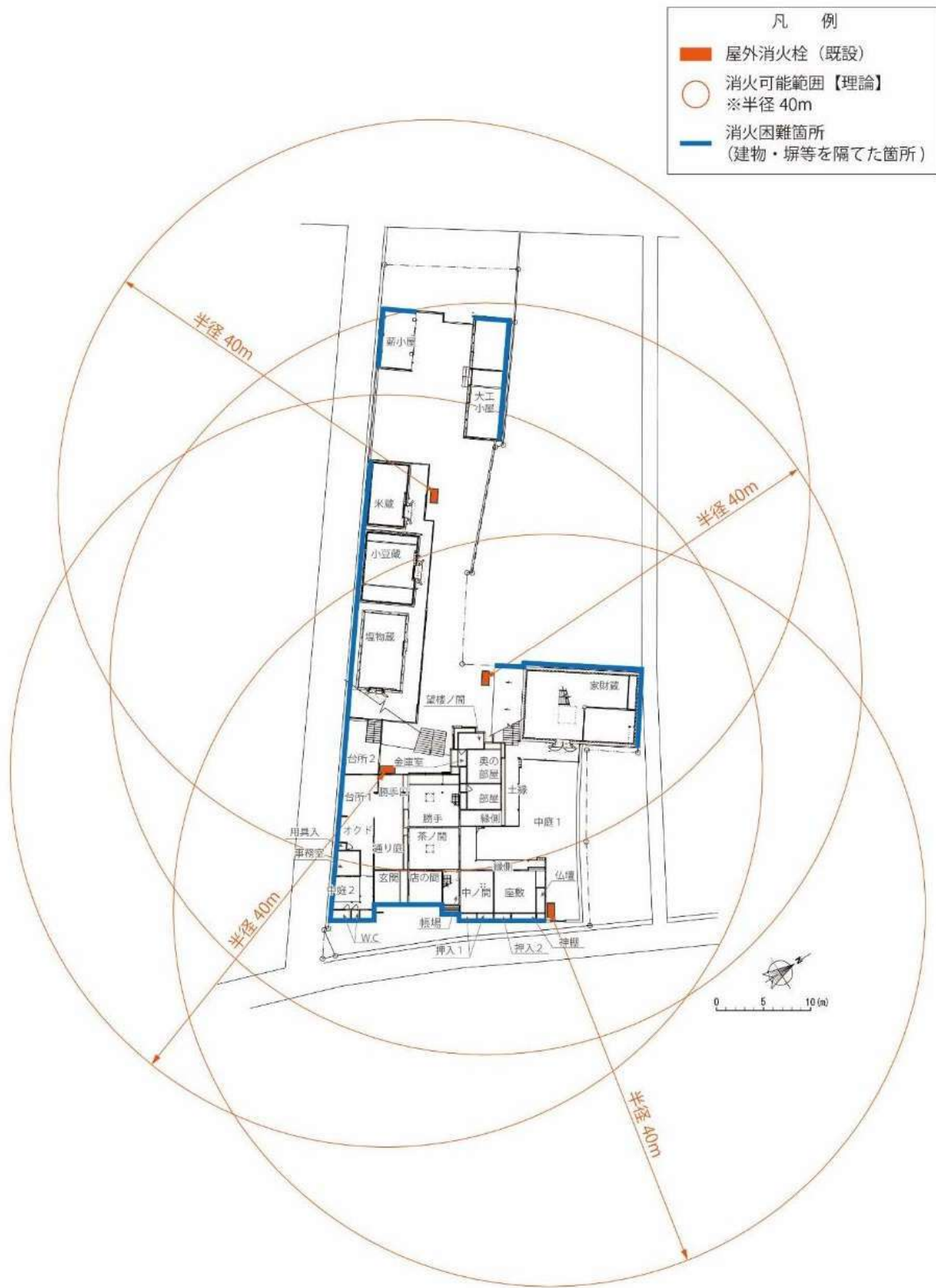


図-34 屋外消火栓位置及び消火可能範囲

第4章 防災計画

(2) 防火管理計画

1) 防火管理者の氏名及び住所

輪島市は消防法第8条第1項に基づき、市職員を防火管理選任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

2) 防火管理区域の設定

旧角海家住宅敷地全体を防火管理区域に設定する。ただし、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防署の指導を得て定めるものとし、原則として以下に示す土地及び建築物等を区域に含めるものとする。このため、隣接区域の状況把握と区域の見直しを進める。

- ・重要文化財（建造物）に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等で、重要文化財（建造物）との近接距離が20m以下であるもの（第一次近接建造物）。
- ・第一次近接建造物等との近接距離が5m以下であるもの（第二次近接建造物）。
- ・警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（上記近接距離を超える場合でも第二次近接建造物とみなす）。
- ・重要文化財（建造物）の周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲の土地。

（※重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領より）

3) 防火環境の把握

旧角海家住宅の敷地内の建徳物は、主屋をはじめ土蔵、小屋等も含め、外に面する外壁の一部が白漆喰で塗籠めにされているが、すべて木造であるため個々の建物自体の燃焼性は高い。また、近接して複数の木造建築物が立地しており、これらは個人住宅で火気を使用している。外部火災による延焼の危険性もある。

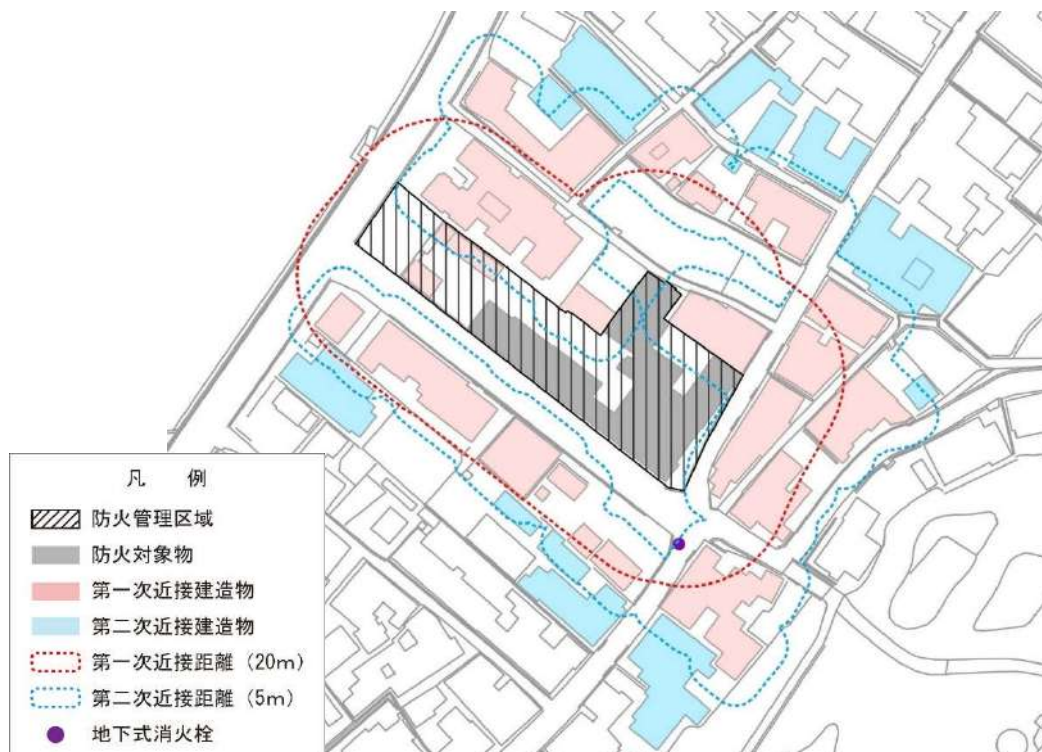


図-35 防火管理区域図（再掲）

4) 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために、以下に留意して必要な予防措置を定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については関係者と協議の上、可能な措置を講じるよう努める。

なお、防火管理区域の周辺には木造建物が多く立地していることから、令和4(2022)年3月に策定された「輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区 防災計画」に基づき、旧角海家住宅周辺の防火対策の施策・事業を連携して実施するものとする。

ア. 火気などの管理

旧角海家住宅敷地内は禁煙とし、原則として火気の使用を禁止する。管理・活用等にあたり必要な火気の使用は、予め所轄消防署へ届出した上で、使用箇所・時間等を限定し、周囲に消火用具等を配置するとともに、必ず火気使用管理者を配置することとする。また、電気設備による漏洩火災が起きないように、今後の公開活用に向けて電気配線の確認を行い、必要に応じて取換工事を行うこととする。

イ. 可燃物の管理

旧角海家住宅敷地内の可燃性物品の除去又は整理整頓を行う。敷地周辺においても可燃物を放置しないよう、地域住民とともに見回り等を徹底する。

ウ. 警備

公開時間内は、管理人により建造物周辺、建造物内部の定期巡回を行い、閉館の際は、建造物周辺、建造物内部の火気確認を行うとともに、戸締り・施錠を確実にを行う。閉館中及び夜間については、警報・通報装置により業務を委託した専門業者が警備を行う。

エ. 安全対策

基本的な見学の順路を設定している。火災等の緊急時においては、内部見学者を安全に避難させるため、敷地・建物内における避難経路及び避難口を設定するとともに、避難誘導するための体制を構築し、管理人等による避難誘導を行う。

5) 消火体制

旧角海家住宅は燃焼性が高い建造物であり、一般公開により不特定多数の見学者が来訪することから、初期消火及び見学者等の避難誘導が非常に重要である。このため、万が一火災等が発生した場合には、表-24に示す消火体制で対応することとする。

本計画策定後、計画に基づき防火施設を更新・強化することを考えており、これに併せて消火体制を順次見直し・充実するものとする。

ア. 当該建造物で火災が発生した場合

開館時等(有人)に火災が発生した場合には、見学者等の避難誘導を最優先し、消火設備を用いて速やかに初期消火にあたる。その際、状況に応じて展示や収蔵されている物品の搬出を行う。特に、家財蔵に展示している「緑漆塗稲穂沈金舟形酒器」や、中間に展示の「藍地波兔模様革羽織」といった輪島市指定の文化財は重要物品に位置付け、優先的に搬出する。鎮火後は、建造物の被害状況を把握し、文化財建造物とその部材の保護に努める。主要構造部に大きな破損が認められる場合は、応急措置を行うとともに、危険が及ぶ可能性がある範囲への立入り禁止等の措置を講ずる。

また、夜間や休館時等(無人)の場合、屋外消火栓を用いた初期消火が想定されるものの、現状では管理者が板戸等の鍵を解錠して敷地内に入ることとなるため、迅速な消

第4章 防災計画

火活動が困難な状態となっているが、今後は板戸等に管理者と消防が解錠できる共通の鍵を設けるなど、より迅速な消火活動が可能となる整備を行う。

また、当該建造物の周辺は人通りも少なく、火災の発見が遅れることによる被害拡大の可能性が懸念されるため、近隣住民による夜の見回りをを行うなど、火災の早期発見、消防機関に迅速に通報する仕組みを構築するとともに、関係者や近隣住民を含めた防災訓練を定期的実施し、輪島消防署又は輪島市消防団黒島分団による初期消火活動が日中や有人の場合（開館時等）と比べて遅れることがないよう努める。

表-24 当面の消火活動の対応（当該建造物で火災が発生した場合）

対応項目	対応の内容		担当者	
	閉館時・無人の場合 (自動火災報知設備の作動による場合)	開館時・有人の場合		
	自動火災報知設備の作動による場合	人為的に発見した場合		
火災の発見	・火災報知ベルの作動により、近隣住民は現地を確認する。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	・火災を発見した者は、直ちに近く of 火災報知器を押す。	火災発見者
通報連絡	・消防機関（119番）へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、輪島市へ連絡を入れる。		火災発見者及び近隣住民、管理人	
	・輪島市は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。		市職員	
初期消火活動	・消火器、屋外消火栓を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。		火災発見者及び近隣住民、市職員、管理人	
避難誘導等	・イベント等により来訪者がいる場合、管理人、市職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。		市職員、管理人	
	・火災による滅失を防ぐため、重要物品を搬出する。		管理人	
消防署への引継ぎ	・消防隊が到着したら、出火現場へ消防車を誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。		火災発見者及び近隣住民、市職員、管理人	
消防団への引継ぎ	・消防団が到着したら、出火現場へ消防車を誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。		火災発見者及び近隣住民、市職員、管理人	
消火活動	・消防隊により消火活動を行う。		消防隊、消防団	

イ. 当該建造物の近隣で火災が発生した場合

開館時は、常勤管理人2名が見学者等を安全な場所に避難誘導し、関係機関への通報を行った上で、近隣の消火活動に協力する者と、屋外消火栓等を操作して延焼防止に努める者に手分けして当たる。消防隊到着後は、当該建造物周辺に待機し、建造物の被害状況を把握するとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

また、夜間や休館時等（無人）の発生を想定し、近隣住民から市職員や管理人への連絡体制を構築するなど、地域住民と平時から連携を図るものとする。

ウ. 防火訓練

関係者は通報連絡、初期消火活動、避難誘導、消防隊への引継ぎ等の役割を確認するとともに、消火設備の操作を習熟するため、年1回以上の防火訓練を消防署と共同で行うこととする。防火訓練にあたっては、自主防災組織の防災訓練との連携も視野に入れつつ、連携体制の強化を図ることとする。

(3) 防犯計画

1) 事故歴

き損・放火・盗難等に係る大きな事故の履歴はない。

2) 事故防止のための措置

旧角海家住宅は、通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備、屋内には消火器が設置されている。休館日である月曜日・年末年始以外は通年にわたり一般公開しており、開館時には管理人が常駐し、適宜巡回を行っている。

夜間を含めて公開時間以外は管理人等が不在となるが、盗難や立ち入り防止のため管理人により施錠を行うとともに、不法侵入や火災に備え、通信機能のある機械警備設備、自動火災警報設備を設置し、不測の事態に備えている。

3) 今後の対処方針

当該重要文化財では、不法侵入、盗難、落書きの他、放火等のリスクが想定され、公開活用に伴い不特定多数の人が出入りすることから、犯罪リスクが高まることとなる。こうした犯罪を抑止するため、引き続き、管理人の人員確保や適所への配置、巡回・監視・施錠などの管理体制の維持強化を図るとともに、防犯カメラを設置するなど、警備設備の機能を最良の状態に維持していく。

また、外部からの放火等を防止するため、輪島市職員や管理人による巡回や、地域住民による日頃からの不審者への声かけを行うこととし、地域ぐるみで防犯対策に努める。

第4章 防災計画

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

1) 設備整備計画

防火管理区域において既に火災警報設備及び消火設備が設置されているが、一定の年数が経過しているものがあることや、水源は水道管直結であるため水利が失われる懸念があること、閉館時に火災が発生した場合に敷地内の屋外消火栓の操作が難しいことなど課題が多いため、これらを解消する消防設備等の更新・設置を行うものとする。

また、当該重要文化財は、瓦葺きの屋根であるものの木造建造物であることから燃焼性が高く、周辺の木造住宅の出火による延焼の可能性も高いこと、また火災発生箇所によりその対応が異なることから、重要文化財内部（敷地内）からの出火に加え、外部（敷地外）からの延焼防止に対応するための防火設備を設置することとする。

更新・設置の際は、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」に準拠するよう努めることとする。

ア. 火災警報設備

消防法に定められた自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されており、この機能を維持していくため、適宜点検を行うとともに、耐用年数を超えないよう適切な時期に随時更新する。重要文化財の保護のため、出火時の的確で迅速な連絡体制を整える。例えば、輪島消防署と協議のうえ、既設の自動火災報知設備と火災報知設備を連動させ、自動で消防機関に通報されるシステムの導入等を想定する。

併せて、必要に応じて、火災の早期発見を目的として周囲の住民に火災を知らせるため、火災報知ベルを屋外に設置する。また、公開活用時に火災が発生した場合に見学者等が適切に避難できるよう、避難路を設定し、誘導灯・誘導標識を設置する。

イ. 消火設備

消火設備の更新・設置にあたっては、1人でも操作可能な易操作性消火栓を採用するなど、輪島消防署や文化庁、専門家の指導を受けて行うこととし、重要文化財としての価値を著しく損なわないよう工事方法や設置位置等を検討するものとする。旧角海家住宅における消火設備の整備案を以下に示す。

消火器は、重要文化財に指定された各棟の屋内に計11本設置されており、これらは適宜点検を行うとともに、耐用年数を超えないよう適切な時期に随時更新する。また、当該重要文化財では、日常管理内で使用している電化製品（特に冬期のヒーター等）が原因で発生する電気火災が想定されるため、既設の消火器に加えて、すべての部屋に消火器を増設する。さらに、火災発生リスクが高い事務室やテレビ等の家電製品が備わるカッテには、必要に応じて水道直結のスプリンクラーの設置を検討し、無人となる閉館時等の初期消火の強化を図る。

屋外消火栓は、現在4基設置されている。これは、地震被災後の修理工事によりパッケージのみ更新されたが、消火設備自体は昭和48（1973）年の設置以降更新されておらず、かなりの年数が経過していることから、配管も含めて設備の更新が必要である。設備の更新に際し、屋外消火栓の設置位置については、現在位置からの消火活動により、敷地内の全ての建造物の消火が可能となることから、現在位置付近での更新を基本に検討する。

ただし、夜間等の閉館時に火災が発生した場合、現状では管理者が板戸等の鍵を解錠して敷地内に入ることとなるため、迅速な消火活動が困難な状態となっている。現状の板戸に管理者と消防が解錠できる共通の鍵を設けるなど、より迅速な消火活動が可能となる整備を行う。

消火設備の水源は、現在水道管直結となっており、仮に断水となった場合や周辺に大規模な火災が発生した場合に水利が失われることが想定される。安定した消防水利の水源を確保するため、旧角海家住宅専用の新たな防火水槽の設置を検討する。この防火水槽は、輪島消防署及び輪島市消防団黒島分団の消火活動における使用を想定し、旧角海家住宅で発生した火災の消火に加え、近隣家屋で火災が発生した場合に旧角海家住宅への延焼防止のためにも使用する。

防火水槽は、敷地西側の側道部分に1基、敷地北側の空き地に1基、計2基の地下式耐震性貯水槽を設置することとする。その容量は、消防法第20条第1項及び消防庁告示第七号の「消防水利の基準」の「常時貯水量が40 m³以上又は取水可能水量が毎分1 m³以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するもの」を踏まえ、それぞれ40tとする。



図-36 消防用設備等（整備案）

表-25 消防用設備等の義務設置対象と設置予定

消防用設備等		建造物の用途		重要文化財建造物	義務設置	設置予定
				施行令別表第1(17)項		
消火設備	消火器具	施行令第10条	全て	対象	◎ 増設あり	
	屋内消火栓設備	施行令第11条	—	—	—	
	スプリンクラー設備	施行令第12条	—	—	○※	
	屋外消火栓設備	施行令第19条	延床 \geq 3,000 m ²	—	◎	
	動力消防ポンプ設備	施行令第20条	延床 \geq 3,000 m ²	—	—	
警報設備	自動火災報知設備	施行令第21条	全て	対象	◎※	
	ガス漏れ火災警報設備	施行令第21条の2	—	—	—	
	漏電火災警報器	施行令第22条	—	—	—	
	消防機関へ通報する火災報知設備	施行令第23条	全て	対象	◎※	
	非常警報設備	施行令第24条	一般階収容人員 \geq 50	—	—	
	非常警報設備(放送設備)	施行令第24条	地下3階以上 または地上11階以上	—	—	
避難設備	避難器具	施行令第25条	—	—	—	
	誘導灯・誘導標識	施行令第26条	—	—	○※	
消防用水		施行令第27条	敷地面積 \geq 20,000 m ² かつ延床 \geq 5000 m ²	—	○	
消火活動上必要な施設	排煙設備	施行令第28条	—	—	—	
	連結散水設備	施行令第28条の2	地階床面積 \geq 700m ²	—	—	
	連結送水管	施行令第29条	—	—	—	
	非常コンセント設備	施行令第29条の2	—	—	—	
	無線通信補助設備	施行令第29条の3	—	—	—	

◎:既設 ○:新設
※:輪島消防署と協議のうえ仕様検討

ウ. 避雷設備

避雷設備については、平成 21 (2009) 年度から 2 ヶ年にわたる保存修理工事により、建造物への落雷被害を軽減させるための棟上導帯や避雷導線 (雷保護システム) が整備されている。整備範囲は、平成 28 (2016) 年 7 月 25 日に国の重要文化財 (建造物) に指定された主屋など 5 棟である。また、落雷による電気・電子設備 (特に自動火災報知設備) への被害を防ぐ避雷アレスター盤 (雷サージ保護対策) も設置し、建物の火災被害及び電気・電子設備の故障等を防いでいる。

一方で、設置から既に 10 年以上が経過しているため、劣化した設備等は必要に応じて設備の更新を行うなど、引き続き同設備を用いた雷対策を行っていくこととする。

第4章 防災計画

エ. 防犯設備

防犯設備については、平成 27 年度文化庁より、「文化財の防犯対策について（通知）（平成 27（2015）年 4 月 30 日 27 財伝文第 26 号）」及び「文化財の防犯体制の徹底について（通知）（平成 27（2015）年 4 月 30 日 27 財伝文第 8 号）」が示されている。

これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い防犯に努め、民間の警備事業者への管理委託を継続する。

2) 保守管理計画

文化庁の補助事業を活用して設置した既存の防火設備及びこれから整備する防火設備については、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく法定点検（機器点検、総合点検）を実施するとともに、その結果を維持台帳に記録し、3 年に 1 回消防長又は消防署長に報告する。また、防災設備の機能を保持するため、法定点検とは別途、防災設備の位置や不良事項等を適宜把握するなど、自主点検に努めることとする。

表-26 防火設備の点検・点検結果の報告

項目	内容	周期	根拠法令等
自主点検	防災設備の位置や不良事項等を把握し、防災設備の機能を保持する。	適宜	—
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> 一 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動 二 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項 三 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項 	1 回/年	平成 16 年 5 月 31 日 消防庁告示 第 9 号
	総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、関連法令で定める基準に従い確認する。	
点検結果の報告	法定点検の結果を維持台帳に記録するとともに、消防長又は消防署長に報告する。	1 回/3 年	消防法施行規則 第 31 条の 6 第 3 項第 2

2. 耐震対策

能登半島では地震の発生頻度は低くなく、江戸後期に大地震の記録が2回（享保12年、天保4年）あるほか、平成5(1993)年には能登半島沖地震が発生している。

平成19(2007)年3月25日、能登半島周辺で発生した最大級の地震といえる能登半島地震が発生した。震災により、地区内の3割強の建物が全半壊、一部損壊を含めると地区内のほぼ全ての建物が被害を受けた。

国指定重要文化財（建造物）である旧角海家住宅（被災当時は石川県指定文化財）は地区内で最も大きな被害を受けた住宅のひとつである。主屋は全体的に南方向に傾斜し、仮支柱により辛うじて支えられているという状態であった。室内では、特にザシキの被害が大きく、上部の横架材が柱から抜け落ち、室内からの仮支柱により支えられている状態であった。

旧角海家住宅は平成20(2008)年10月から解体格納工事に着手し、同21年度(2009)から2ヵ年にわたる保存修理工事により、同23(2011)年7月に竣工し、従前の姿に復旧された。この保存修理工事により、腐朽材の取り替え、壁量の増加や添え柱の設置などが施され、建物は十分な耐震性能を有するに至り、平成28(2016)年7月25日に主屋など5棟が国の重要文化財（建造物）に指定された。

(1) 保存修理工事の概要

能登半島地震に伴う保存修理工事の修理方針は、破損状況を調査の上、主屋、家財蔵戸前、塩物蔵及び戸前、小豆蔵戸前、米蔵戸前は解体修理とし、小豆蔵、米蔵は軸組だけを残して半解体修理とし、家財蔵は揚屋及び部分修理とした。また、解体工事に併せて現地調査を行った結果に基づき、石川県文化財課との協議の元に復原の方針が策定された。建築時の明治5(1872)年に復原するには、その後の改変が大きく復原根拠も乏しいため、昭和47(1972)年の石川県文化財指定時を基準として、建物の構成上必要な箇所（事務所、トイレ等）の整備及び一部旧来の形に復することとした。

部材は可能な限り再用する方針で繕い、新補材は当初の仕様に倣って施工した。特に材料については、構造上補強が可能で、意匠的に差し障りのないものについては、添え柱を設けることで、当初材を努めて残すよう再用した。その他、限界耐力計算により構造診断を行った結果、耐力上の必要な箇所（主屋）を補強した。さらに、常時、積雪時の荷重に対して、許容応力度を超える応力若しくはたわみ制限を超えるたわみ量が確認された部材は、構造補強を行って安全性を確保した。

この保存修理工事において、損傷限界変形角を1/120rad以下に、安全限界変形角は各耐震要素の限界耐震を1/15rad以下に設定した。を以下のとおり設定した。算定した復元力特性を用いて耐震性能評価を行い、各方向と設計クライテリアを満足することを検証した。

表-27 各階の応答値（土蔵）

	桁行方向(rad)			梁間方向(rad)		
	損傷限界	安全限界	判定	損傷限界	安全限界	判定
2階	1/454	1/88	OK	1/323	1/60	OK
1階	1/245	1/23	OK	1/179	1/17	OK

表-28 各階の応答値（主屋）

	桁行方向(rad)			梁間方向(rad)		
	損傷限界	安全限界	判定	損傷限界	安全限界	判定
2階	1/214	1/36	OK	1/228	1/24	OK
1階	1/100	1/12	NG	1/158	1/16	OK

第4章 防災計画

(2) 地震時の対処方法

地震が発生した場合、市職員・管理人は被災者の救援を優先して行うとともに、文化財建造物とその保護に努める。見学者等の安全を確保するため、建造物の状態に応じて関係者以外の立入制限を行う。

避難誘導にあたっては迅速かつ的確に行うこととし、瓦の落下が想定されるため、すぐに屋外へ避難させず、敷地内の安全な場所にとどまるよう誘導する。屋外への避難が必要な場合、被災建物に近づいたり、被災建物内部を通り抜けて避難することがないように、避難誘導する。

破損等が確認された場合は、詳細な被害記録を作成するとともに、破損箇所の応急処置や破損部材の保全措置を実施する。

市職員・管理人は、平時より避難に対する訓練を行い、有事の際すみやかに避難誘導が行われるよう備える。

3. 耐風対策

黒島地区の気候は、典型的な日本海側気候であり、海岸沿いの集落であることから、特に冬季には厳しい気候となる。大陸からの季節風が潮風と砂礫とともに、集落に厳しく吹き付けることがある。

平成21(2009)年度から2ヵ年にわたる保存修理工事において、風圧力に対して建築基準法施工令82条の5第2項に定めるところにより、風圧力及び暴風時に生じる力がそれぞれの耐力を超えないことを確かめた。

- ・風圧力によって生じる力が、損傷限界変異角1/15rsdより小さいこと
- ・1.6W(暴風時)の風圧力が、保有水平耐力(安全限界)より小さいこと

その結果、風圧力によって生じる力及び1.6Wは、それぞれ損傷限界及び保有水平耐力を大きく下回っていることから、風圧力に対する安全性を確認した。

表-29 風圧力によって生じる力

(左：梁間方向[kN] 右：桁行方向[kN])

	風圧力 W	損傷限界耐力		風圧力 W	損傷限界耐力
2階	32.9	194.4	2階	35.4	157.7
1階	81.9	314.7	1階	81.4	198.2

表-30 暴風時によって生じる力

(左：梁間方向[kN] 右：桁行方向[kN])

	風圧力 1.6W	保有水平耐力		風圧力 1.6W	保有水平耐力
2階	52.6	239.3	2階	56.7	211.0
1階	131.0	445.6	1階	130.2	309.6

(1) 被害の想定

風雨に関する被害としては、暴風時における建築物の構造上耐力を保有していることから、暴風雨時には非構造部材である瓦の飛散・落下、漆喰壁の剥落、ガラス戸の破損・飛散等が想定される。

(2) 今後の対処方針

暴風雨等が予想される場合には、戸締まりを厳重に行うなどの準備対応を行う。市職員・管理人は必要に応じて待機し、建物や敷地内の巡視を行う。

暴風雨が収まった後は、速やかに建物、敷地内及び周辺の巡視を行い、被害の状況を把握するとともに、被害が発生した場合は、被害拡大を防止するための応急措置を行う。また、見学者等に危険が及ぶ可能性がある場合は、立ち入り禁止や注意喚起等の措置を講ずる。

第5章 活用計画

本章では、重要文化財に指定されている主屋、家財蔵など5棟の建造物、及びそれらと一体として構成されている庭園などを含む敷地全体の公開活用を図るため、公開活用の方針を定める。なお本計画は、必要に応じ随時内容の見直しを行うこととする。

1. 公開その他の活用の基本方針

(1) 現状

旧角海家住宅は、輪島市のみならず能登地方を代表する歴史的建造物の一つであり、輪島市黒島の北前船主集落を代表する貴重な建造物であり、一般公開により幕末・明治維新期の船主の住宅規模や姿を知ることができる。また、住宅のみならず黒島地区や北前船の歴史・文化が丁寧に紹介されている。住宅内には角海家が所有していた家財、什器など多種多様の収蔵品がある。

公開活用においては、文化財建造物を分かりやすく効果的に見せるとともに、角海家や黒島地区及び北前船の歴史・文化をよく知ってもらうため、建造物内外において展示や解説のための施設整備を着実に進める必要がある。

(2) 公開活用の基本方針

文化財としての価値を適切に保存しつつ、その価値を分かりやすく発信していくため、公開活用の基本方針を以下のように定める。

- ・重要文化財建造物の価値を適切に保存するための修理及び活用整備を実施する。
- ・重要文化財建造物の価値を分かりやすく伝えるため、解説や展示を充実するとともに、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らす。
- ・安全で快適に利用できるよう環境を整備する。
- ・重要文化財建造物単体の価値のみならず、角海家や周辺の黒島地区及び北前船の歴史・文化と一体となった魅力の普及・啓発を図る。
- ・地域コミュニティの交流の場として活用する。

2. 公開計画

(1) 旧角海家住宅の公開範囲及びエリア

旧角海家住宅の公開活用にあたっては、建造物と外構にエリア分けし、エリアの特性に応じた公開活用を図ることとする。

1) 建造物の公開エリア

建造物は、外観、内部とも、文化財の積極的な活用を念頭におき、現状のとおり引き続き公開活用していく。なお、公開に向けた整備が行われていない部分（主屋：帳場及び勝手手の2階（女中部屋、前2階）、家財蔵の1階（部屋）及び3階、塩物蔵及び小豆蔵の2階）については、見学者等の安全性を考慮し、立ち入り制限（非公開）を行う。

今後、大規模な修理工事等の際には公開範囲を限定し、その工事の様子も公開するよう努め、工事が終了した際には公開範囲の拡充を念頭に改めて検討する。

公開時間等については、以下のとおりとする。

- ・公開期間 通年とする（ただし、下記に示す休館日を除く）
- ・公開時間 午前9時～午後5時まで
- ・休館日 月曜日（祝日に当たるときは、その翌日）、
及び年末年始（12月29日～1月3日）

2) 外構の公開エリア

外構は、敷地の全体範囲を一般公開しており、現状のとおり引き続き公開活用していく。なお、外構は更に、中庭と主屋から海岸に至る通路に分けて、公開活用を図る。

中庭については、樹木管理の観点等から立ち入りを制限し、主屋の廊下等から望見・鑑賞することとする。主屋から海岸に至る通路部分は、屋外空間を眺望し休憩するスペースとして活用を図る。



図-37 公開範囲

(2) 関連資料等の展示公開

文化財の価値をより広く発信し深く認識してもらうため、引き続き、旧角海家住宅に関連する史資料や収蔵品等の公開展示を行うとともに、来訪者が継続的に訪れたいくなるよう、企画展示等の充実を図っていく。

1) 現状

旧角海家住宅に関連する史資料としては、かつて所有者であった角海家から寄付された家具、調度品、文書、道具や、北前船主集落である黒島地区の歴史・文化を紹介するもの、また、北前船の歴史等を示す資料などがある。これら関連資料の公開により、角海家や北前船主の営みのより深い理解を促すとともに広く発信している。

現在の展示内容は、震災からの保存修理工事を終えた平成23(2011)年8月の一般公開開始に先立ち、重要文化財のき損などに影響を及ぼさないよう、展示物と展示内容・方法や展示ゾーンの区分・場所、必要な設備等について充分検討がなされ、整備されたものである。これにより、黒島地区と旧角海家住宅の建造物としての特徴、北前船交易で栄えた黒島地区の歴史と生活・文化がまんべんなく取り上げられ、美術工芸品や民具など幅広い種類の展示がされている。ほぼすべてのエリアに展示スペースがあり、解説も詳しく丁寧な展示となっており、見応えがあり見所も多いと言える。

一方で、開館以来展示物の入れ替えは少なく、所蔵している多種多様な収蔵品を活かしてきているとは言い難い。

照明や展示ケース等の展示設備のうち、建物や収蔵品を紹介する解説板(タブレット等)が故障している。

2) 課題

展示スペースが多く、展示物の頻繁な入れ替えはハードルが高いと思われるが、企画展示室ではテーマ設定による展示品の入れ替えを定期的に行うなど、収蔵品のさらなる有効活用が必要である。

展示機能のさらなる充実に向けて、建造物としての魅力を見せる部分と収蔵品を見せる部分を、建造物の特徴を活かしつつ切り分け・融合させる工夫が必要である。

来訪者に関する想定が明確とは言えず、展示設備および内容を決定するには具体的なターゲットを想定した検討が必要である。また、黒島地区全体の中で、旧角海家住宅の意義・役割をはっきりさせ、北前船資料館との棲み分けが必要である。

3) 今後の方針

収蔵品のさらなる有効活用を図るため、企画に関する学芸員等の専門家の活用や、解説に関する体制や機能の充実も検討する。

展示機能のさらなる充実を図るため、展示ケースに入れる展示は一部の蔵のみとし、他の収蔵品は建造物の本来の設えの中で数を減らして展示することなどであり、現状は管理人の控室となっているチャノマ（茶の間）では、戸棚に食器を展示するなど、建造物本来の機能を活かした展示を検討する。また、角海家の歴史や経営を伝える部分が少なく、もう少し増やすことも検討する。照明や展示ケース等の展示設備については、当面は現状のとおりとする。ただし、故障している解説板（タブレット等）は、速やかに修理又は更新する。ただし、博物館・美術館的な設備は展示物を見やすくする一方、建造物本来の雰囲気や損なう面もあるため、今後の改修等を行う場合には、例えば展示物を見やすくするエリアと建造物を見やすくするエリアに分けてゾーニングするなど、歴史的な建造物の特徴を生かした設えとなるよう留意する。

展示公開にあたっては、文化財の価値をより広く発信するため、引き続き、パンフレット等を県内各地の観光案内所等で配布するとともに、市のホームページや SNS などで積極的に発信していく。

また、旧角海家住宅でのイベント開催と連動した展示を企画、発信に努める。毎年8月17、18日に開催される黒島地区の祭（天領祭・輪島市指定文化財）では、通りに面した板戸を取り外し、店の間等を通りから見ることができ、そこには通常とは異なった特別な飾り付けで屏風等を展示している。



写真 69-天領祭時の様子（左：外観・右：展示）

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

1) 法的条件・遵守すべき法規等

ア. 文化財保護法

文化財保護法第27条により、重要文化財（建造物）に指定され、文化財保護法の適用を受けている。

イ. 建築基準法

建築基準法第3条により、重要文化財に指定された建造物又は建造物の一部は、建築基準法の適用が除外される。

ウ. 消防法

消防法施行令別表第1(17)項により、原則、消火器具及び自動火災報知設備、火災報知設備の義務設置となっている。

エ. 設置条例

輪島市天領黒島角海家条例により、設置目的や行う事業、施設利用者の許可及び制限が定められている。

2) 関連計画

「第1章 計画概要 1. 計画の作成 (5) 計画の位置付け」と同じ。

(2) 建築計画

1) 平面計画

現状の展示ゾーニング及び配置を基本に、各棟の用途、機能分担は以下のとおりとし、必要に応じ見直すこととする。

ア. 主屋

- ・ 玄関に周辺総合案内を設置し、これに続く通り庭に受付、インフォメーションを設置するとともに、黒島の歴史を紹介する。
- ・ 茶の間、店の間、座敷などは旧角海家住宅や廻船問屋を紹介するエリアとしコミュニティスペースも設ける。
- ・ 勝手では、震災からの復興を紹介する。

イ. 家財蔵

- ・ 2階を企画展示スペースとし、3階を収蔵スペースとする。
- ・ 1階は、家財蔵の紹介と収蔵スペースとする。

ウ. 塩物蔵

- ・ 蔵前では、黒島の伝統的食文化を紹介する。
- ・ 1階では、角海家の塩物蔵を再現展示する。
- ・ 2階を収蔵スペースとする。

エ. 小豆蔵

- ・ 1階は、黒島の暮らしと信仰を紹介するスペースとする。
- ・ 2階を収蔵スペースとする。

オ. 米蔵

- ・ 1階では、北前船を中心とした黒島の海の文化を紹介する。

第5章 活用計画

カ. その他

- ・ 便益施設として来訪者用便所を設置しており、今後もこれを活用していく。
- ・ 主屋から海岸に至る通路は、海を眺めながら休憩できるスペースとする。

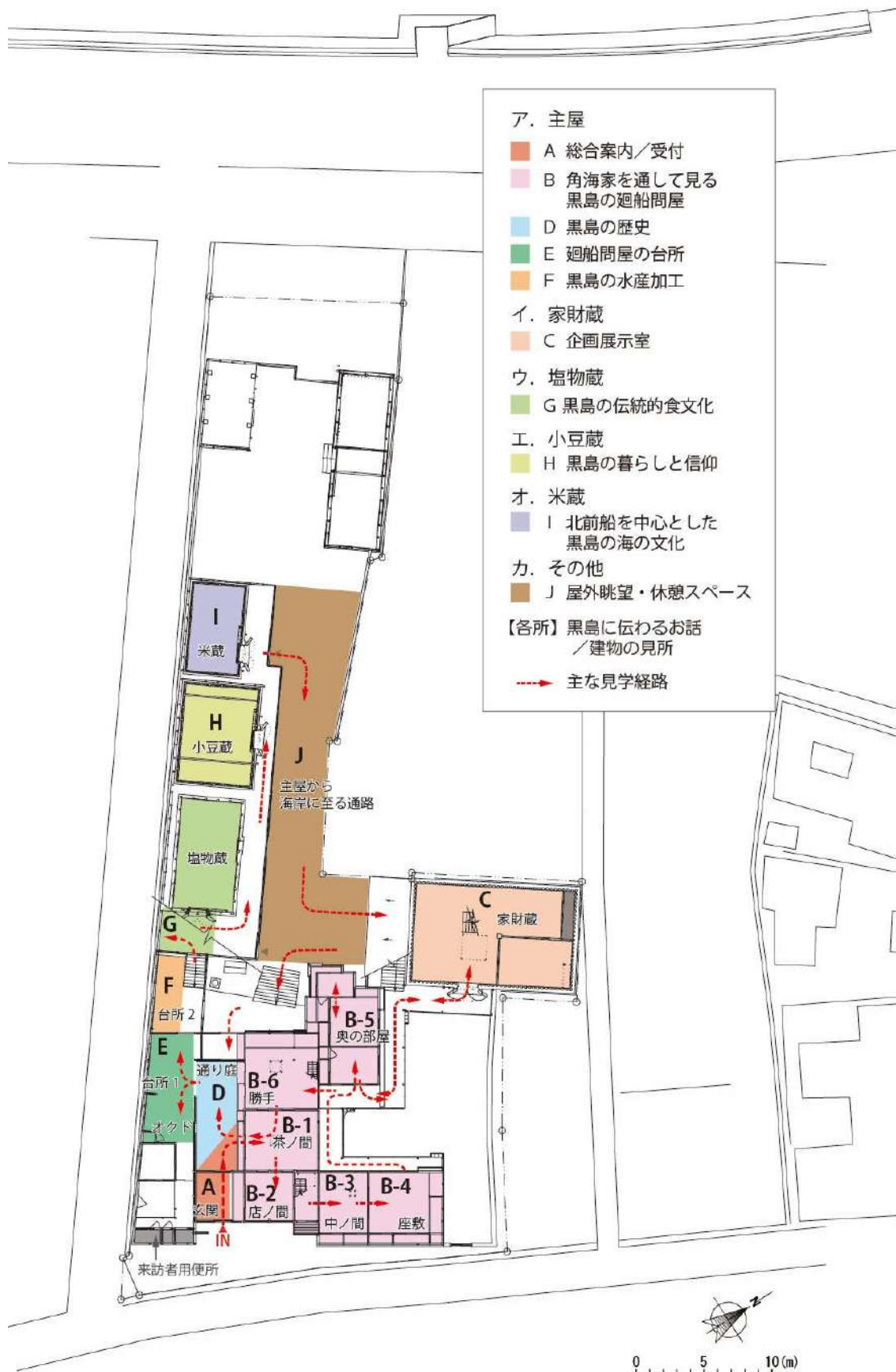


図-38 展示ゾーニング（現状）

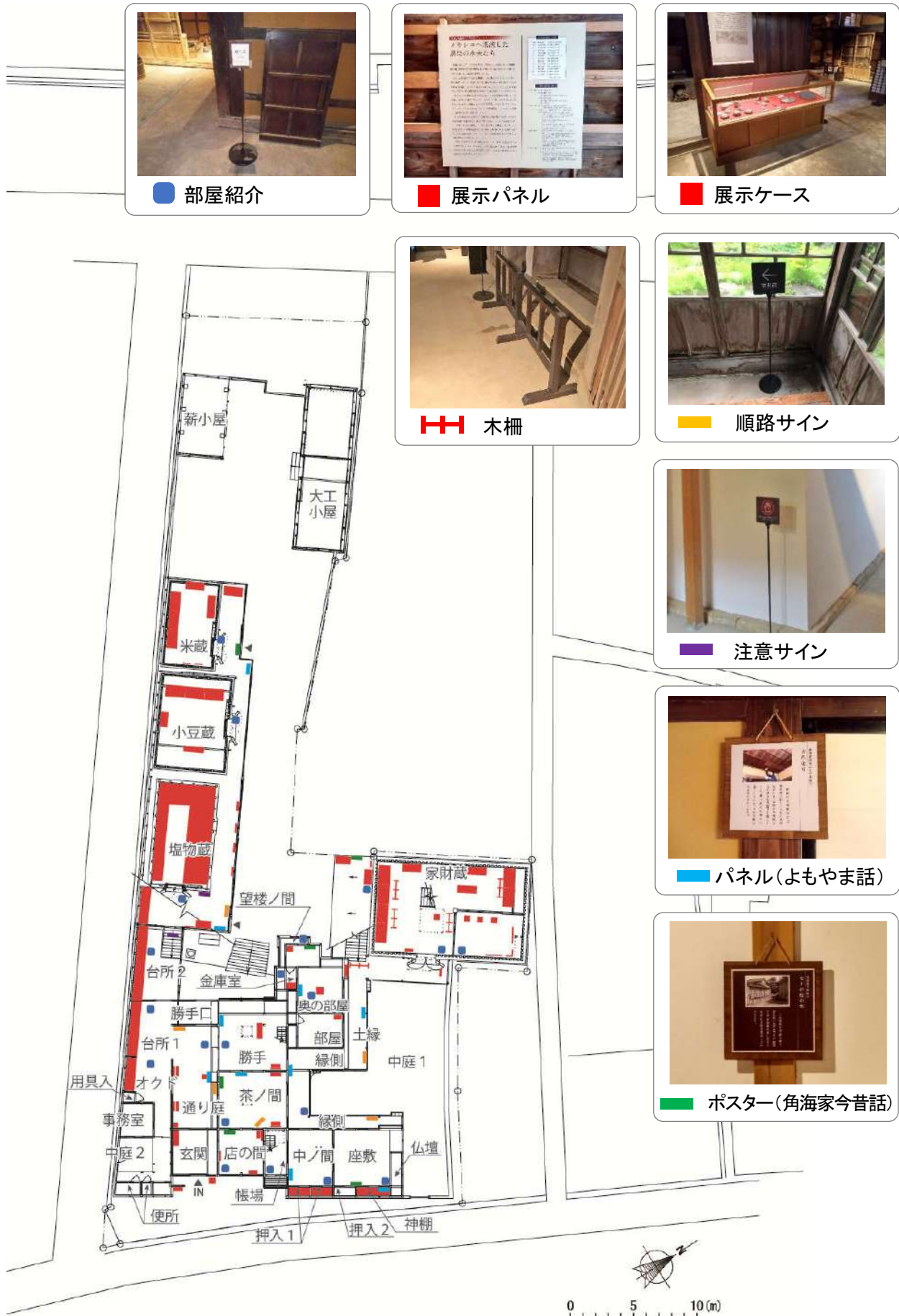


図-39 展示物配置 (現状)

【主屋・玄関】 展示状況



展示物：地区の紹介



【主屋・店の間】 展示状況



展示物：天秤



【主屋・中ノ間】 展示状況



展示物：押入1 展示



【主屋・通り庭】 展示状況



展示物：伊万里焼



写真-70 主な展示状況・展示物 (1/2)

【家財蔵 2階】 展示状況



展示物：屏風



【塩物蔵 1階】 展示状況



展示物：樽



【小豆蔵 1階】 展示状況



展示物：灯火具



【米蔵 1階】 展示状況



展示物：北前船の模型



写真-71 主な展示状況・展示物 (2/2)

2) 施設等整備計画

文化財の価値を分かりやすく伝えるための説明板や誘導サインなどの公共サイン及び音声・映像解説設備などは現状のとおりとし、必要に応じ改修を行いながら引き続き使用する。その他室内照明や空調などの基本的な設備も同様とする。なお、公共サインや音声・映像解説設備にあたっては、外国語に対応したものとする。

また、主屋と土蔵群（塩物蔵、小豆蔵、米蔵）等の間には大きな段差があるなど、高齢者等の足腰の弱い方には全てを見学するには負担がかかる。そこで、当面は常駐管理者が案内する形で、比較的足腰への負担の少ないバリアフリーに配慮した見学ルート（主屋見学コース、家財蔵・土蔵群見学コースの2ルート）を設定する。

加えて、土間と居間等との段差や主屋と土蔵群の間にある段差部分等への設置を想定し、取り外し可能なスロープや手すりを用意するなど、車いす利用者等も見学が可能なバリアフリーに配慮した整備を行う。

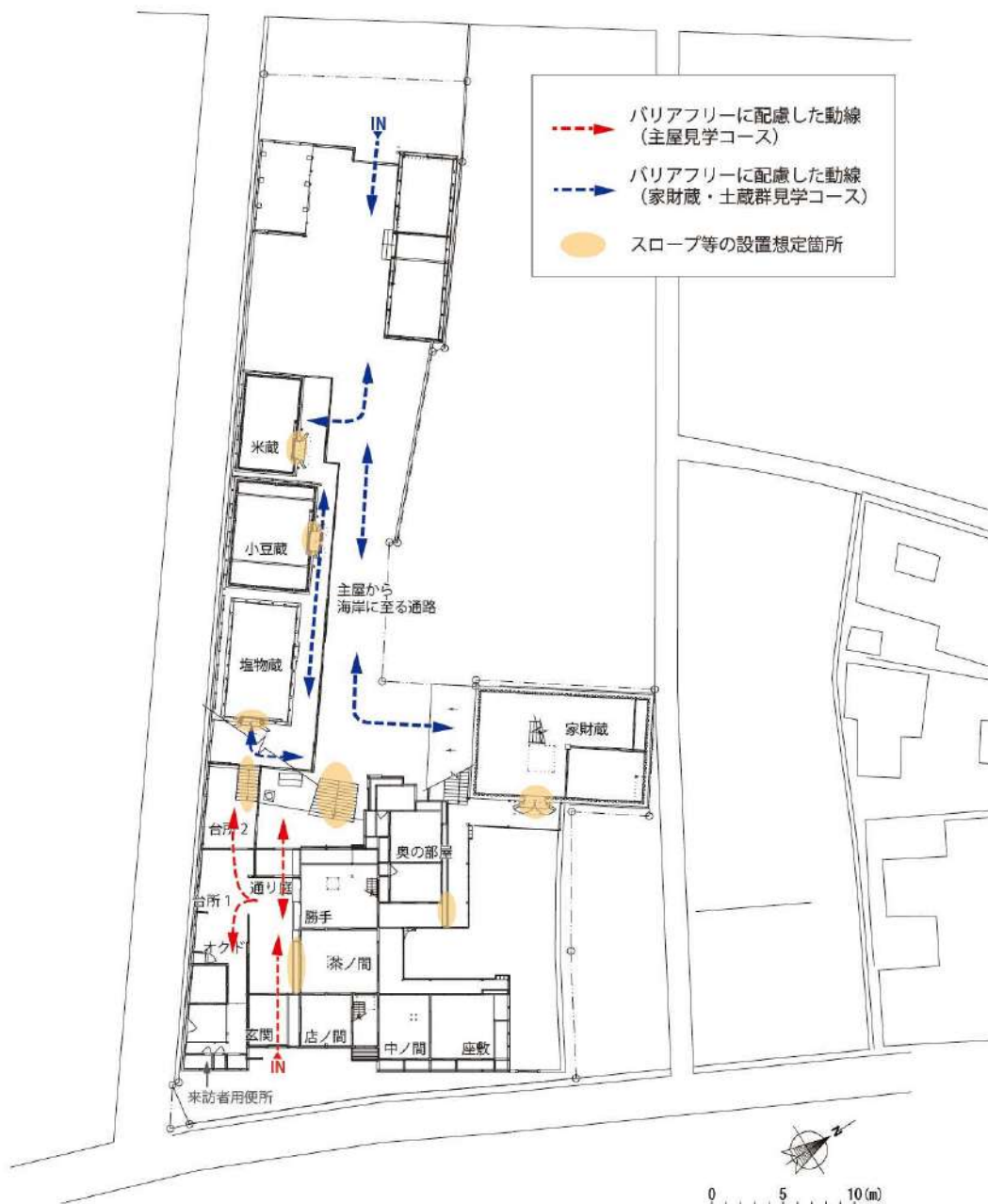


図-40 バリアフリーに配慮した見学コース

(3) 外構及び周辺整備計画

排水設備や樹木の定期的な維持管理を行い、文化財の価値を保存する。中庭は排水機能の充実のため、排水施設を改良するとともに、周辺の土塀も適切な維持管理と修繕を行う。

敷地西側の駐車スペース（来訪者用）は、現状の機能を維持する。

(4) 管理・運営計画

当該重要文化財は、輪島市が所有者として、その保護を図る。また、文化財保護法の目的を踏まえ、文化財である旧角海家住宅を適切に保存するとともに、文化財が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるため、文化財の活用を積極的に進めることとする。

公開活用は、引き続き輪島市が主体となり、地域住民などとの協働による管理運営体制を構築し、人材育成も含めた体制を整備していく。

4. 実施に向けての課題

(1) 建築的課題

保存修理工事完了から日が浅いこともあり、建築的課題はとくにないと思われるが、公開活用にあたっての建物・部屋の活用用途・方法や、それに伴う利用者の動線について状況を注視しながら、必要に応じて見直しを行うことにより、安全で快適な見学ができるよう努めていく。

(2) 管理・運営に関する課題

公開活用にあたっては、引き続き、地域住民などとの協働による管理運営体制を構築し、地域のボランティア団体などと連携した町並み散策やイベント等の開催を実施していく。さらに、地元住民等に加えて外部（学芸員や文化財（建造物）における展示やイベントに長けた業者等）とも連携するなど、魅力的なプログラムの実施も必要となる。例えば、輪島の郷土料理を輪島塗の漆器等に配膳して提供するようなイベント等が考えられる。

持続可能な管理・運営が行えるよう、人材育成とともに、周辺地域も含めた地域の子も達に、本文化財の魅力や価値を広めていくことが必要である。

また、輪島消防署や地元の自主防災組織と連携し、緊急時の行動計画を共有するとともに、防災訓練を定期的実施していく。防災訓練に多くに地域住民にも参加してもらえよう、参加したくなるプログラムを設けるなど、自主防災組織をはじめとした地域住民の防災に関する意識の向上が必要不可欠である。

第6章 保護に係る諸手続

本章では、重要文化財に指定されている建造物の保存・活用にあたって必要な諸手続について、運用の方針を定める。ただし、手続き方法が明確でない行為については、石川県及び文化庁とその都度協議することとする。

1. 文化庁長官への届け出を要する行為

(1) 所有者・管理責任者の変更

新所有者又は新管理責任者が届けなければならない。

(2) 所有者又は管理責任者の指名・名称・住所の変更

所有者又は管理責任者が届けなければならない。

(3) 滅失・き損・亡失・盗難

火災などの災害によって文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、又は亡失、盗み取られた場合は、速やかに届けなければならない。

(4) 修理

1) 修理届

重要文化財の修理を行う場合、次に示す修理届の事後届出に該当するものを除き、修理に着手しようとする30日前までに工事内容を記した修理届を提出し、技術的な検討や指導を受ける必要がある。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、又は現状変更の許可を受けて行う場合等は、修理届は不要である。

表-31 文化庁長官への届出が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
所有者・管理責任者の変更	所有者 新所有者 新管理責任者	文化庁 長官	20日以内	指定書添付	法32第1,2項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者 管理責任者		20日以内	所有者にかかわるときは指定書添付	法32第3項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者 (管理責任者 又は管理団体)		10日以内	—	法33
修理の着手 (現状変更に関わるものを除く)	所有者 又は管理団体		30日以前	—	法43の2第1項 修理届出

2) 修理届の事後届出

小修理、き損の拡大を防ぐための応急措置のなかで、平成21～23（2009～2011）年度に実施した保存修理工事で、工法・材料が明確である修理、国指定又は県指定の文化財建造物修理の経験がある施工業者による修理、定期的（3年に1回程度）に発生する修理の条件を満たしたうえで、下表に示す範囲内の修理を原則とするものは、修理届の事前届出を不要とし、事後の届出とすることができる。

ただし、事後届出の対象となるか判断に迷う場合には、石川県文化財課を通じて文化庁と協議するものとする。

表-32 修理届の緩和基準

項目	修理内容	範囲
縁板	割れやひびの軽微な補修や取替	0.5～1 m ² 以内
外壁	荒壁に至らない壁板の補修	1～2 m ² 以内
内壁	荒壁に至らない壁板の補修	1～2 m ² 以内
床板	割れやひびの補修や取替	2～4 m ² 以内
畳	床及び表替え	2畳半以内
屋根	瓦の葺替	1～3 m ² 以内
	霧除板庇の補修	0.2～1 m ² 以内
建具	木部の補修	全体見付面積の1/10～1/5以内

2. 文化庁長官の許可を要する行為

(1) 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、軽微な小修理、又は災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

- ア 改造する場合（間仕切の取り付け又は撤去、窓の取り付けなど）
- イ 構造、形式、規模を変える場合
- ウ 意匠を変える場合
- エ 復原しようとする場合
- オ 移築又は曳屋をする場合
- カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

(2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

なお、保存に影響を及ぼす行為のうち、表-33の備考欄に示す、維持の措置もしくは応急措置又は影響が軽微なものは許可不要となる。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内の火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- オ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- カ 文化財建造物の一部に、直接接触する手法により模写する場合
- キ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ク 文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

(3) 許可申請が必要な物件

1) 文化庁長官への許可申請が必要な物件

許可申請が必要な物件は、主屋、家財蔵、塩物蔵、小豆蔵、米蔵の5棟

表-33 文化庁長官への許可申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官*	事前	但し、維持の措置もしくは応急措置又は影響が軽微の場合は除外される	法43条第1項

※建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地の現状変更の許可は、都道府県の教育委員会が行う。

2) 石川県教育委員会への許可申請が必要な物件

敷地内に存在する重要文化財以外の全ての建造物及び土地

3. 計画の改定に係る手続

本計画は、関連法令や社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続を踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、輪島市は、文化庁並びに石川県教育委員会、その他関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、再認定を受けることとする。